

常滑市民俗資料館

研 究 紀 要 IX

2000

常滑市教育委員会

常滑市民俗資料館

研 究 紀 要 IX

2000

常滑市教育委員会

発刊にあたって

常滑の窯業史は、わが国の中世初頭にあたる12世紀代の知多半島古窯址群の成立から説き起されるのが常である。常滑焼の歴史は900年という認識は、広く市民の方々にも浸透している。しかし本書に収められた「新田古窯の調査」によれば、市内金山の新田で今から1500年ほども前に既に陶器を焼いていた人々がいたことが確実となっている。ただし、この古墳時代の陶器生産が、そのまま中世の常滑焼に引き継がれたとは言えないようである。この地で、わずかの期間のみ陶器を作った集団は、どこから来て、どこへ行ってしまったのであろうか。またこの地で焼かれた陶器は、どこにもたらされたのであろうか。さらに研究を深めて古代の常滑市域の姿を解明していただきたい。

平成10年に三代山田常山氏が、国の重要無形文化財保持者の指定を受けたことは記憶に新しいが、その年の秋に二代山田陶山氏が逝去されたことも忘れがたい。今日、常滑焼といえば急須が想起されるほど朱泥を中心とした急須のイメージは、全国的に広がっている。人間国宝の登場もそうした背景があってこそ実現したのであろう。そして、常滑の煎茶具の研究を牽引されたのが山田陶山氏であった。今回、御子息の山田尚寛氏の御好意で本書に収録することができた『足利家茶瓶四十三品図録』は、常滑で古くから言い伝えられてきた、この地の急須発祥にかかわる幻の書であった。その内容は、常滑に限らず、わが国の煎茶史にも問題を投げかけるものである。しかし、この書の評価や、常滑における影響の如何は、なお検討の余地が残されているようである。今回、その内容が公表されたことで、多くの研究者が様々な視点から分析されることを願いたい。制作のみでなく、その歴史の究明もまた常滑に与えられた課題であろう。

常滑を訪れる観光客は、近年とみにその数を増しているように見うけられる。煉瓦煙突や陶器工場、そして、いたる所に配された土管や焼酎瓶の光景は、遠来の人々にとって歴史ある陶器の町として受け取られていることであろう。しかし、その光景は近代常滑窯業によって形成されたものといっても過言でないほど明治以降の常滑の姿である。今回御寄稿いただいた杉江理代氏の研究は、明治初期の常滑では、いまだ江戸時代の体制を引き継いでおり、その中で明治新政府の新たな施策に窯業者の総代たちや農民が対応していく姿を資料に基づいて描いている。常滑の夜明け前というに相應しい時期であろう。明治5年に瀬木の鯉江方寿は、横浜外国人居留地の造成に際して大量の真焼土管を受注し、その後これを納入して常滑焼の近代化に大きな業績を残したとされているが、江戸時代から常滑焼の中心地であった北条地区は、明治8年ころまでは近代の胎動を感じながら、その形は整っていなかったということになる。

新しい資料の出現は、新しい歴史像を生み出す。着実な研究を通して、先人たちの豊かな営みを知ることは、そこに暮らす一人として喜びでもある。今後ますます研究の進展を期待するものである。

常滑市教育委員会
教育長 佐藤利光

目 次

新田古窯の調査	3
新田古窯の考古地磁気測定	26

新田古窯の調査

常滑市民俗資料館

中野 晴久

1. はじめに

昭和54年の夏に実施された清水山古窯址群の発掘調査の折であったと記憶するが、調査責任者の杉崎章先生より、菓子箱のような紙の箱に入った古式の須恵器の蓋坏と甕の口縁部破片を見せていただいた。そして、その出土地点が、清水山古窯址群から程近い前山の集落であるとも教えられたように記憶している。その資料は、後に杉崎氏の著書『常滑窯—その歴史と民俗—』の116頁冒頭で「知多半島における古窯の発祥は、五世紀後半に年代をもとめられる須恵器窯が一基、常滑市内の前山で発見され、古式の蓋坏や甕を検出しており、出土した品は井上高二氏の紹介を受けて諏訪正隆氏より杉崎が保管していたのであるが、常滑市民俗資料館の開館を機に提供し展示してある。」と、その経緯が説明されているものである。

この資料は、その後昭和58年刊行の『常滑市誌』文化財編で「前山須恵器窯跡」として紹介され、蓋坏の坏身2個体、坏蓋1個体、甕口縁部1個体分の実測図が提示されたのである。諏訪氏から杉崎氏が譲り受けた資料は、この4個体と他に図示不可能な坏身の小片と甕の体部片の2点ほどであった。これらの資料が、窯跡の出土品であると判断した根拠は、坏身の一つに焼成過程で生じた亀裂が大きく入っていたことと、かつてリング箱に一杯ほども破片が出土したという口伝に依っており、窯体の存在を明確に示すほどの根拠があったわけではない。

その後、この資料が出土したとされる地点については、市の教育委員会や地元研究者によって土地所有者に対して、調査の依頼が何回も行われたが、地盤が軟弱で土砂崩れの心配があることや、居住地からの方角が悪いといったことを理由に拒絶されてきた経緯がある。その後、平成6・7年頃から、この土地の埋蔵文化財に関する照会が、不動産業者によって行なわれるようになっていた。しかし、具体的な開発計画は持ちあがらずに推移してきていた。

この土地に変化が現れ、開発が具体化しているという事については、平成9年8月に地元住民から文化財担当者へ通報があったことで明らかになった。その段階で、地表を覆っていた雑木や竹林が伐採されており、重機で部分的に削られた斜面に焼土ブロックと須恵器片が少量ながら確認された。地形としては、早い段階で開墾が行なわれており、かつて畑地として耕作されていたと考えられる平地が3段ほど認められ、さらにその1面は、かつて諏訪氏が居住していた家屋も建っていたとされる。したがって自然地形は、ほとんど残っておらず平地と平地が段をなす境界の南側に、ごくわずか帯状の自然地形が残されているのみであった。この状況は、これまでの表面観察でも把握されており、最下面の畑のために削り取られた崖面の観察でも遺構の痕跡や遺物包含層が、まったく確認できなかったため窯体の遺存は絶望視されていたのである。

この土地は、この年、所有者が変わり新たな所有者が住宅を建設するために基礎工事を行なおうとしていることが判明した。しかし、そのための諸手続きが完了してお

らず、出来る部分から所有者が独自に行なうという、変則的な開発予定であることも明かになった。市教育委員会としては県教育委員会とも協議の上、地形の遺存状態から判断して工事の立会いが妥当とするむね土地所有者に通知した。しかし、本格的な工事には時間的に余裕があったため、残存する自然地形部分の精査を行ないたいとする要望を土地所有者に伝え、その了解のもと平成9年の8月21日から焼土ブロック散布地の調査に取り掛かった。その詳細は、以下の報告に譲るが、予期に反して窯体焼成部の一部が遺存していることを確認したため、遺構として実測作業を行ない、床面の熱残留地磁気の測定まで行ない調査を終了したのが9月12日であった。

尚、今回の調査を機に諏訪正隆氏とその友人の谷川敏男氏からは、かつてこの遺跡から採集し保管されていた破片資料のご寄贈を頂いた。記して感謝申し上げる次第である。

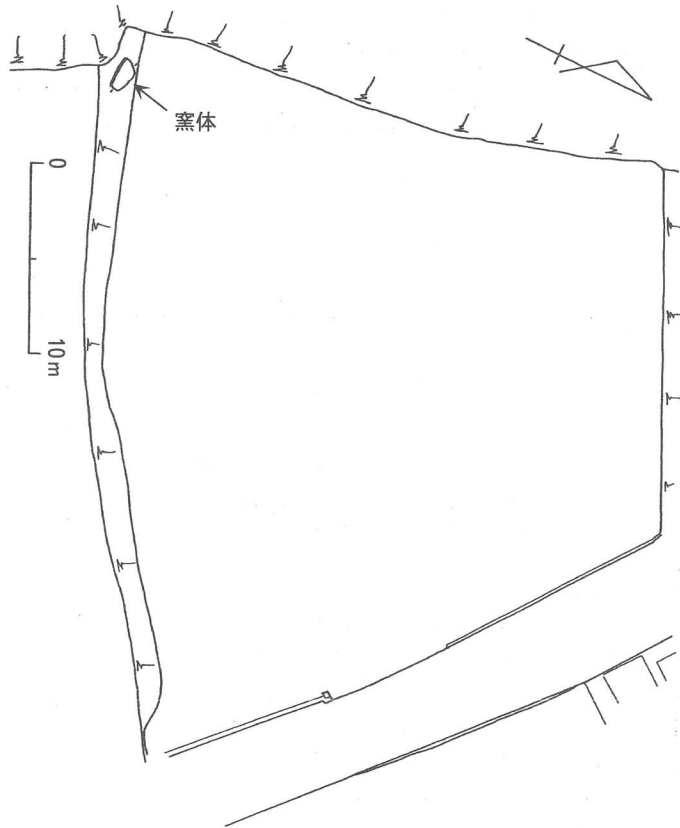
2. 新田古窯の位置

新田古窯は、常滑市金山字新田146-乙にあり、前山の集落が形成されている台地の西南側縁辺に当たっている。この台地は、知多半島の中央部から東西に樹枝状にのびる丘陵の一つで遺跡の位置は、その先端部に当たっている。先端部の高地上には諏訪神社がまつられ、それを取り巻くように近世以来の前山集落が形成されている。窯跡は諏訪神社から南側に降りる斜面の末端に形成されており、標高15mから14mの位置にある。この付近の水田面の標高は10mほどであり、遺跡の位置は、舌状に張り出した丘陵の縁辺部に相当する。

この集落の西南側は、前山川によって解析された小谷で区切られ、集落の北東側も小河川で開かれた小谷をはさんで対面の低丘陵上に久米の集落が形成されている。さらに久米の集落の北側には、矢田川によって開かれたやや大きな谷が走り、前山・久米の集落の西側には前山川と矢田川によって開かれた大野谷と呼ばれる沖積地が広がっている。

大野谷に面する北部丘陵地には縄文前期の森西貝塚があり、谷の南側を区切る丘陵上には、縄文中期に形成された石瀬貝塚がある。また北西部の沿岸に沿ってのびる低丘陵上には、やはり縄文後晩期の東畑貝塚（大草南）や大草北貝塚が形成されている。弥生時代以降では、矢田川北岸の南粕谷丘陵上に森西遺跡、郷遺跡、宗島遺跡などの古墳時代の遺跡が確認されており、後期古墳の寺山古墳も存在する。森西貝塚や大草北貝塚では弥生時代の土器や古墳時代の須恵器も客体的ながら検出されたとされており、大野谷を取り囲む地域は時代を通じて安定した環境にあったと考えられる。その後も小規模ながら遺物の散布が認められ、この地域の居住地としての安定性は、これらの遺跡の存在から認めることができる。しかし、古代に創建された寺院の痕跡はなく、矢田川と前山川にはさまれた沖積地に古代条里の名残かと指摘される柵池の存在が注目される程度である。

新田古窯は、こうした歴史的背景をもつ大野谷の南東奥部に形成されたものであるが、その成立の背景を既存の資料から推し量ることができない。



3. 検出遺構 (図1. 2)

階段状に削平された丘陵の段差部にわずかに残された自然地形の傾斜面で窯体の一部が検出された。遺構は標高15.08mから14.22mの間に遺存しており、焼成部の床面と右側側壁の一部と考えられる。

その遺存長は平面レベルで1.58m、最大幅は0.9mにすぎない。床面の傾斜角は、28度をはかる。もっとも、床面の遺存部分は少なくこの数値は、この窯の傾斜全体のものとする事はできない。しかし、比較的良く残っている右側壁の立上り部の傾斜角も、ほぼ同数値を示していることから、焼成部の傾斜は25度前後であったと推定される。

左側の側壁が欠損しているため、窯の主軸を明確に判定することはできないものの、S-88°-Eとほぼ東西に主軸方向を向け、ごくわずかに南側に振れていると見ることができる。

右側壁は最高0.35mほどの高さで残っているが、横断面図で見ると、その立上りは、本来の姿より押し潰され、かなり扁平に変形していると考えられる。一方、左側の側壁については、まったくといっていいほど残っていない。ただし、上部の横断面A-A'のラインで床面の断割り面を観察すると、左端の被熱面が途切れて地山地層がわずかにそれを囲んでいることから、この被熱面が左側壁に相当すると推定できる。この部分の床面幅は0.84mと比較的狭いため、焼成部の中でも煙道部に近い部位

と推定することができよう。

窯体が掘られている地層は、床面周辺が青灰色シルト層で側壁上部は、小礫を含む赤褐色の地層である。この地層は、知多半島で盛んに営まれた中世窯の掘られた地層とは異なっており、それより新しい第四紀更新世の地層と考えられる。

床の表面は、暗灰色で硬質であるが小ブロック状に割れており安定していない。その下に灰色でシルト層が焼結した状態の安定した面がある。その下部が地山シルト層で軟質ながら赤褐色に変色している。この構成は側壁部でも同様の変化を見せているが、床面に比べ表面の硬化が進んでおり、硬質の暗灰色の層が厚くなっている。しかし、壁面に自然釉の付着は認められなかった。側壁表面の状態や床面の観察から判断すると、この窯の操業期間は比較的短く、その焼成回数も多くなかったものと考えられる。

窯内の覆土は、床面上に被熱硬化したシルトブロックが層となっており、側壁寄りには、チャート礫を含む黄褐色の砂質土層が厚く堆積している。当初、窯体のプラン確認の段階で上部の側壁の露出面を基準としてセクションベルトを設定したため掘り進んだ結果、ベルトと窯の主軸が大きくずれてしまい、窯内覆土の堆積過程を復元するには、はなはだ不都合な結果となったが、天上部が落盤した後、天井の上部の地層が側壁部に入り込んだものと推定される。

窯内の遺物は少ないものの床面上に蓋坏が3個体ほど検出された。また遺構の下端部で複数個体の蓋坏が検出されており、窯内には最後の窯出し過程で取り残された焼成不良品が入っていたものと考えられる。

4. 検出遺物 (図3～6)

今回の調査で検出された遺物は、蓋坏の坏身と坏蓋にかざられる。しかし、諏訪氏によって、かつてこの地から採集された遺物の中には高坏、甕、埴輪?の三器種が含まれている。調査で出土した蓋坏と諏訪氏より提供された採集品の蓋付を比較してみると、それらの示す型式的特徴や形態的多様性、そして材質、焼成状態などの諸点で一致しており、諏訪氏採集品がこの窯で焼かれた製品である可能性はきわめて高いと判定することができる。

埴輪? (図3-1. 2)

口縁部の破片が2点あり、ほかに体部の小片が1点あるだけである。焼成状態の違いが顕著で器表の調整手法にも違いがあるため、2個体に区分することができる。そして、小片から口径を復元すると、図3-1は口径39.2cmとなり、3-2は25.8cmになる。いずれも口縁端部は角張った形に仕上げられており、口縁部に丁寧な横ナデが施されている。1の外面にはハケ目状の縦位の調整痕が残っているが、ハケ目というより篋ナデに近い痕跡で、通常埴輪に施されるハケ目とは異なっている。内面の器表は凹凸が顕著で粗い横ナデは認められるもの輪積み成形に伴う成形痕が消されずに残っているものと考えられる。2の外表面にも縦位の調整痕がかすかに認められるが、1

のように工具痕を認めることはできない。そして、内面には1と同様の凹凸が認められる。図示しなかったが、この資料と同一個体と考えられる体部片でも内外の表面は同じである。

器形を復元することは、残された資料がいずれも小さいため困難を伴うものの、口縁部がわずかに開く円筒状のものであった可能性が高いと考えられる。いずれも須恵質によく焼き締まっており、器壁は厚い部分でも0.9cm、口縁部では0.5cmと埴輪にしては薄手である。形状からすると甑である可能性も残されているといえよう。しかし、煮沸具としては内側器面の仕上げが粗雑に過ぎるきらいがある。三河から遠江にかけてハケではなく板状工具で整形をおこなった埴輪が報告されており、この資料が円筒埴輪である可能性は高いと考えるが、凸帯や透かし孔など埴輪として確定できる要素が残っておらず、またこの種の埴輪が近隣消費遺跡で確認されていない現状では、器種の同定はなお留保せざるを得ない。

高坏 (図3-3)

脚部の破片が1点あるのみで、坏部は不明である。喇叭状に開く形状で脚端部外面に段差をつけ、縁带状に仕上げている。この縁帯の上部には浅い凹線がめぐっているため、縁带上端は凸帯状になっている。この脚端部内面は、ごくわずかではあるが内彎している。脚部には縦長の台形透かし孔が、鋭い工具で明けられている。不完全ながら2個の透かし孔が確認でき、それから復元すると4個所に明けられていたと考えられる。

甕 (図3. 4-4~7)

口縁部から肩部にかけての資料1点と体部の資料3点を図示したが、この他に2点の体部小片がある。ただし、個体数としては4個体が確認できるのみである。3-4の資料は以前から紹介されてきた個体であるが、口頸部は基部から外反しつつ立ち上がり、口縁端部外面には縁带状の平坦面が作られている。この平坦面の下端は、わずかながら鋭く突起している。口頸部内外は丁寧な横ナデが施されている。肩部外面には平行条線の叩き目が残り、その内面には顕著な痕跡が認められないものの横ナデ痕がかすかに残っている。当て具痕はまったく認められない。5・6は甕の体部片で4の肩部と同様の平行叩き目が外面に施され、その内面にはナデの痕跡がかすかに残っている。いずれも0.5cmほどの厚みで薄く仕上げられている。6は焼成中の亀裂がはいっており、かなり歪んでいる。

4-7の個体は、やはり外面に平行叩きを施し、内面にナデの痕跡を残す薄手の胴部片であるが、外面の叩きが単一方向ではなく角度を変えて施されている点で他と異なっている。なお内面拓本に現れた小四角形の拓影は、遺物に貼られたラベルのものであり、本来の資料に付いていたものではない。

蓋坏

坏身 (図4. 5-8~36)

丸底の皿に近い底部に高い口縁部を付けた形態を持ち、口径は10.4cmから13.2cmまでの範囲に納まるが、口径の復元できた26個体のうちで、もっとも多いのは11cm台のもので、半数の13個体がこれにあたる。10cm台は7個体、12cm台が5個体、13cm台はわずかに1個体にすぎない。もっとも、この最大値を計る図5-33の資料は口縁部残存部分が全体の1/4以下であるため、焼成などでの歪みが加わっていても、それを補正することが困難である。資料を見る限り、大きな歪みも認めがたいため、この数値を採用したがなお不安はこのころ。

坏部外面は、底部から蓋受け部下方にかけて広く回転ヘラケズリによって調整されており、削りの回転方向は一定しない。蓋受け部から内面にかけては回転ナデが丁寧に施されており、内面中央にはかすかに指ナデ状の痕跡が認められる。

個々の個体を細部で観察すれば、それぞれに微妙な違いを指摘することはできるが、大きく分類すると2つのグループに区分することができるとおもわれる。

図4. 5-8~25の群は、口縁部が内傾して立ち上がっており、底部が深い形態になる。それは口縁部の高さが2cm前後であるのに、坏部の高さは2.5~3cmとなっている。これを便宜的にA群とする。それに対し、図5-28・29、34~36の群は、口縁部の立上りが、直立ぎみで内傾する角度が小さいことと、その口縁部の高さが2.2~2.5cmとわずかではあるが高くなっている。それに反して底部は浅い傾向を示している。この群をB群とする。そして、図5-32・33の2個体は両群の要素をもっているようであるが、強いて分ければ後者になろうか。

口縁端部の処理は、いずれも内傾する面を作っているが、内傾面が平坦になるものと、沈線が入り段状になるものがあり、また端部がわずかに外反するものが多いが、わずかながら外反の見られない個体もある。これらの口縁端部に認められる特徴は、全体の形態で区分した2分類とは関係していない。

坏蓋 (図6-37~52)

坏身の底部に近い形の天井部と垂直ぎみに下がる口縁部からなる。天井部と口縁部の境は外面に稜線が作られているが、内面は明瞭な区分がない。口径は12~14cmの範囲に納まり、13cm台が7個体、12cm台が5個体、14cm台が4個体ではらつきが大きいように見えるが、12.5~13.5cmの口径という区分で分けると9個体で半分以上の個体が入ることになる。

天井部外面は回転ヘラケズリが広く施されており、稜線上部から口縁部内外、そして天井部内面にかけて丁寧な回転ナデが施されている。そして、内面中央部には坏身で認められたものと同様のかすかな指ナデ状の痕跡が認められる。回転ヘラケズリの方向は、やはり一定しない。

全体の器形から見ると、図6-37~44のグループ(A群)と45~52のグループ(B群)に大別することができる。前者は天井部に丸みを帯び深い一群で、稜線先端から

口縁端部までの高さが2.2~2.5cmに集まる傾向があるのに対し、後者は天井部が平坦に近く浅い作りで、反対に口縁部高が2.6~3.0cmに集まる傾向を見せている。また口径も後者の方が大きいものが多い。

口縁端部の形状は坏身で見られた特徴と共通しており、内傾する平坦面を内側に作り、平坦面に沈線状の窪みをいれて段状にしたものも少数ながら認められる。また端部をわずかに外反させるものが多いが、外反の少ない個体もわずかにある。

5. まとめ

新田古窯については、すでに斎藤孝正氏や小林久彦氏によって前山古窯として論及されており、その編年上の位置づけや系譜が提示されている。まず、その操業年代について見ると、5世紀末から6世紀初頭の時期(TK23, I-4段階)とするのが、各氏の一致する見解であり、今回の調査で行った熱残留地磁気測定の結果も、この年代観に符合する結果を示している。一方、その技術系譜に関する見解は、畿内の主要須恵器生産地である陶邑古窯群の影響を受けて成立した地方窯で、伊勢の久居古窯や遠江の明通り古窯などと同じ性格の生産遺跡とされてきた。この陶邑窯の強い影響をうかがわせる須恵器窯に対して、東海地方では尾張の東山窯が、すでに独自色を強く発揮しているという現象が認められているのである。その東山窯の独自色は、この時期より早くに萌芽しているため、東海地方の須恵器生産の技術伝播については、東山窯経由か東山を経ずに成立したのかという問題を生むことになる。これまで新田古窯の製品としては、坏身2個体(図4-8, 9)と坏蓋1個体(図6-41)、そして甗の口縁部1個体のみであった。そして、このうちで坏身2個体がいずれも口縁部の立上りがやや内傾しており、端部に段や内傾面をもつという特徴に東山窯との相違点が見出されて来たと理解される。東山窯における坏身は、一般的に高い口縁部を直立させており、底部は浅く偏平となる特徴を備えているのである。

今回の調査による出土遺物と、新たに諏訪・谷川両氏より寄贈を受けた採集資料によって、新田古窯の製品はこれまでの限られた資料からする理解に再検討を加えるに足る量になったといえよう。蓋坏に関しては、B類と区分した一群の存在が目される。この一群は、東山窯の坏身が持つ特徴に近いのではなかろうか。坏蓋についても、従来A群のみが知られていたが、B群の存在はやはり東山窯との関連性をうかがわせるものといえよう。高坏と埴輪と推定される器種の存在も今回初めて知られたものである。高坏の脚基部は細く、通常方形透かし孔を伴う脚とは異質な印象を受けるものである。そして、脚端部内面の内彎が弱いところも透かし孔を持たない高坏の脚に多く認められるものである。埴輪と推定した個体については、なおその器種の同定に危惧を残しており多くを語ることはできないが、埴輪としても類例はなく新田古窯で新たに生み出された埴輪ということになる。甗としてとらえれば内面調整の粗雑さが大きな疑問として残るのである。このように新田古窯の成立にいたる系譜は、従来の陶邑窯からの強い影響で成立したということだけでは理解できない要素を含むということになる。

新田古窯の製品の供給先は判明していない。知多半島では、5世紀代の須恵器を出土する遺跡として、東海市の松崎貝塚、上浜田遺跡、知多市の法海寺遺跡、下内橋遺跡などがある。いずれも半島西側基部の伊勢湾沿岸部に形成された遺跡である。松崎貝塚と上浜田遺跡は製塩遺跡であり、法海寺遺跡と下内橋遺跡は少量の製塩土器を出土するものの集落遺跡である。そして、下内橋遺跡では須恵質埴輪が溝内から須恵器とともに検出されており、この溝が墳墓にともなうものであった可能性をうかがわせている。

名古屋市中区の東古渡遺跡は沿岸部の台地の縁に形成された墓域であることが判明しており、密集する小規模方形墳の周溝から5世紀代の須恵器や埴輪のまとまった出土がある。下内橋遺跡の溝もこうした古墳周溝であるとするれば、知多半島の基部でもこの種の墓制が行われていたことを示すものとなる。大野谷沿岸部では西の口地区に上ヶ遺跡という製塩遺跡の存在が知られているが、その年代は7～8世紀の遺物のみである。しかし、製塩集団が半島基部において5世紀代に須恵器を生活具として使用していたことは充分考えられ、また沿岸部に小規模墳を造営することも、この時期に行われていた可能性があるとするれば、この時期に須恵器需要は相当高かったと考えることができる。新田古窯の成立背景には、こうした状況が大野谷周辺に現れていたのではなかろうか。これまでのところ半島基部の須恵器は東山窯の製品を主体としているようであるが、上浜田遺跡のかまど周辺出土の坏身には新田古窯の製品に類似するものが認められるものの、その断定は困難である。

参考文献

- 『水神古窯』1987 豊橋市教育委員会（豊橋市埋蔵文化財発掘調査報告書第7集）
- 『法海寺遺跡Ⅱ』1993 知多市教育委員会（知多市文化財資料第31集）
- 『下内橋遺跡』1996 知多市教育委員会（知多市文化財資料第33集）
- 『上浜田遺跡発掘調査報告書』1999 東海市教育委員会
- 『発掘された名古屋の五世紀』1997 名古屋市見晴台考古資料館

図番号	器種	口径	器高	口縁部高	口縁径	出土位置	状態	整理番号
1	埴輪?	{ 39.2 }	—	—	—	諏訪氏採集	淡灰色、軟質	15
2	"	{ 25.8 }	—	—	—	"	暗灰色、硬質	13
3	高坏	底径 (10.0)	脚高4.5	—	—	"	"	16
4	甕	(26.2)	—	口頸部高6.4	—	"	"	1
5	"	—	—	—	—	"	"	6
6	"	—	—	—	—	"	淡灰色、硬質	10、11
7	"	—	—	—	—	"	灰白色、硬質	7
8	坏身	11.2	5	2.1	1/1	"	淡灰色、硬質	2
9	"	10.8	4.8	2	1/1	"	暗灰色、硬質	3
10	"	(11.8)	5.3	2.1	1.2/4	"	"	18
11	"	(12.4)	5.3	2	1.6/4	"	"	41
12	"	(10.2)	—	2	—	"	灰色、硬質	22
13	"	(12.0)	4.9	2.1	—	"	暗灰色、硬質	47
14	"	(11.0)	4.5	2	—	"	淡灰色、硬質	37
15	"	(11.8)	—	2.1	—	"	"	36
16	"	10.8	5.3	2.2	1.4/2	窯内覆土中	灰色、硬質	136
17	"	11.6	5.1	2.1	1.4/4	窯内床面直上	暗灰色、硬質	84、85、116
18	"	(11.8)	—	2	0.7/4	"	"	105
19	"	(11.0)	—	2	0.8/4	窯体前方攪乱層中	"	131
20	"	(12.0)	—	2	—	"	"	107
21	"	(11.2)	—	2	1/4	窯内床面直上	"	138
22	"	(10.8)	—	1.9	—	窯体前方攪乱層中	淡灰色、硬質	125、133
23	"	(10.8)	—	2	1.4/4	窯内覆土中	"	79、122
24	"	(10.4)	—	1.8	1.2/4	"	灰色、硬質	114
25	"	(11.8)	—	2.1	1.2/4	"	淡灰色、硬質	93、118、134
26	"	—	—	—	—	"	暗灰色、硬質	117
27	"	—	—	—	—	窯体前方攪乱層中	淡灰色、硬質	132
28	"	(12.2)	4.8	2.5	1.2/4	窯内覆土中	青灰色、硬質	115
29	"	(12.0)	—	2.4	—	窯内床面直上	灰色、硬質	110
30	"	—	—	—	—	窯内覆土中	淡灰色、硬質	135、87
31	"	(11.2)	—	(2.5)	0.8/4	"	"	90、91、92
32	"	(11.0)	4.4	1.8	1.1/4	諏訪氏採集	灰色、硬質	21
33	"	(13.2)	—	2.2	0.7/4	"	暗灰色、硬質	31
34	"	10.8	5.3	2.4	0.3/4	"	淡灰色、硬質	35
35	"	(11.4)	4.6	2.2	1/4	"	灰色、硬質	57
36	"	(11.2)	—	2.4	0.9/4	"	暗灰色、硬質	38
37	坏蓋	12.8	5.1	2.2	1/1	窯内床面直上	"	140
38	"	12.8	5.4	2.5	1/1	窯内覆土中	青灰色、硬質	113、129
39	"	(14.6)	—	2.3	—	窯内床面直上	暗灰色、硬質	121
40	"	(13.0)	—	—	—	窯内覆土中	"	81
41	"	12.6	5.1	2.4	1/1	諏訪氏採集	"	4
42	"	(13.4)	(5.0)	2.3	0.9/4	"	淡灰色、硬質	55
43	"	(13.0)	—	2.5	0.6/4	"	"	28
44	"	12.2	—	2.7	0.7/4	"	暗灰色、硬質	53
45	"	(14.2)	—	2.7	0.6/4	窯内覆土中	"	99
46	"	(13.0)	—	2.2	0.9/4	"	淡灰色、硬質	127
47	"	13.2	4.6	2.4	1/1	"	淡灰色、やや軟質	76
48	"	12.0	4.8	2.7	1/4	諏訪氏採集	淡灰色、硬質	17
49	"	(13.8)	—	3.0	0.9/4	"	暗灰色、硬質	33
50	"	(13.6)	—	2.6	1.1/4	"	淡灰色、硬質	43
51	"	(14.0)	4.9	2.7	0.9/4	"	暗灰色、硬質	56
52	"	(14.4)	—	2.7	0.6/4	"	灰白色、硬質	20

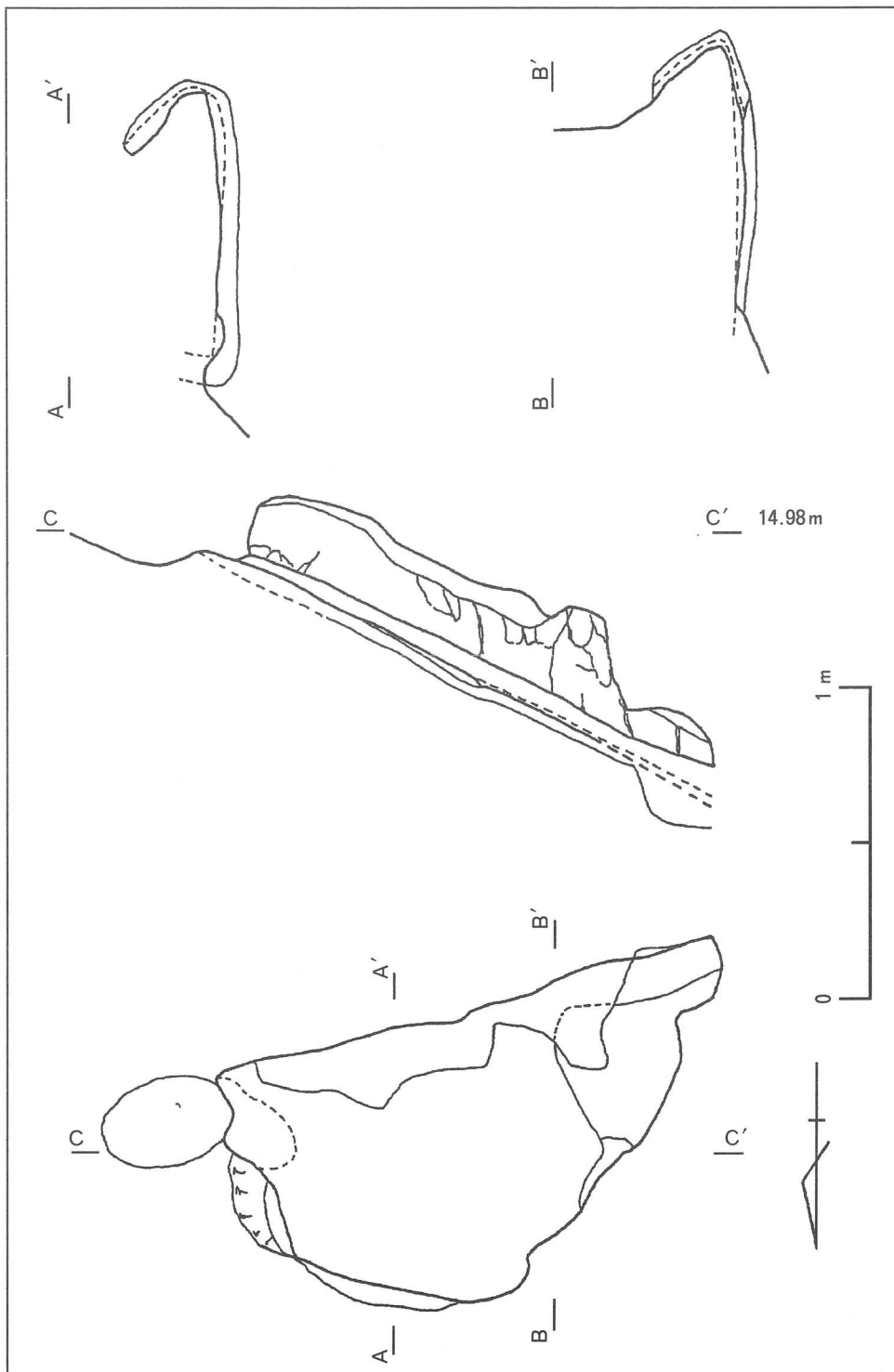


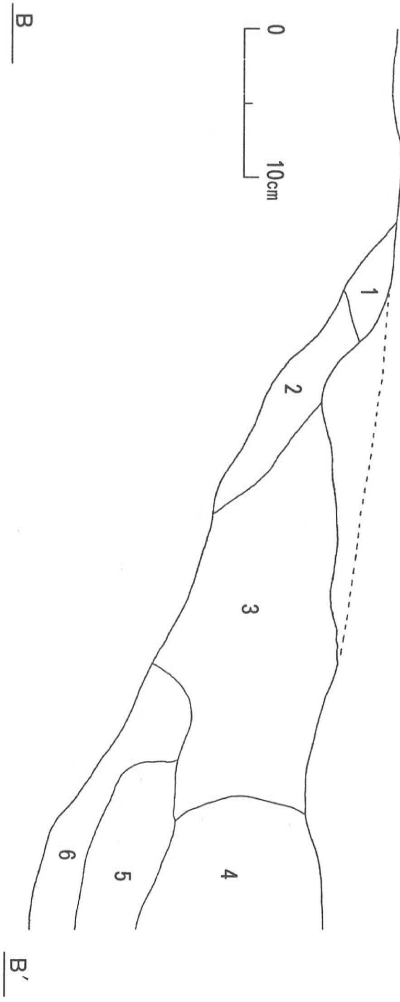
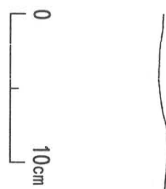
图 1

A

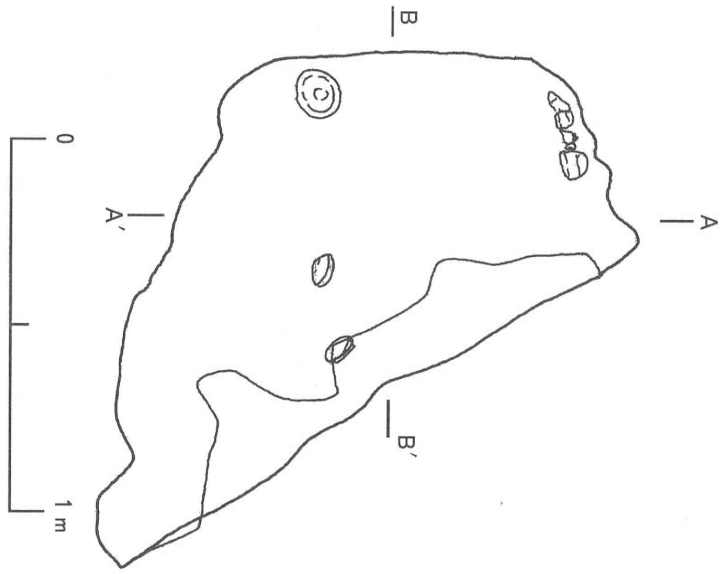
A'

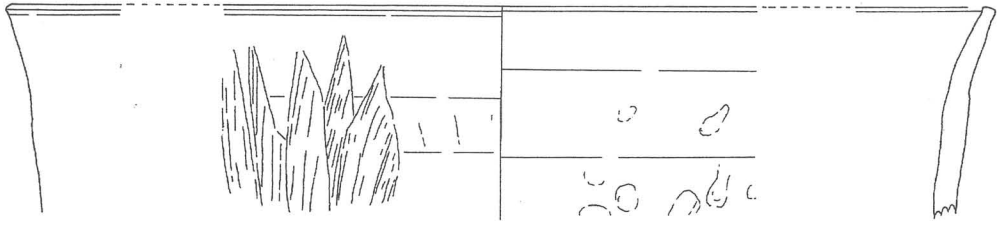
- 1. 黄褐色シルト粒粘質土層
- 2. 暗灰色土層、焼土粒含む
- 3. 赤褐色シルト粒、粘質土層
- 4. 撈乱
- 5. 黄褐色砂質土層
- 6. 暗灰色土層、焼土粒含む

図 2

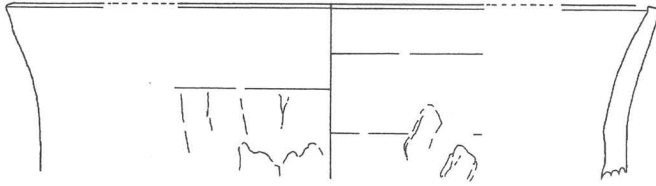


- 1. 赤褐色粘質土層
- 2. 灰白色シルトフロツク
- 3. 黄褐色シルト粒粘質土層
- 4. 黄褐色砂質土層、チャート礫含む
- 5. 被熱硬化シルトフロツク
- 6. 焼結シルトフロツク
- 7. 灰白色シルト層、地山

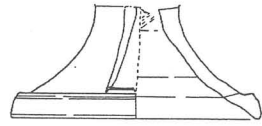




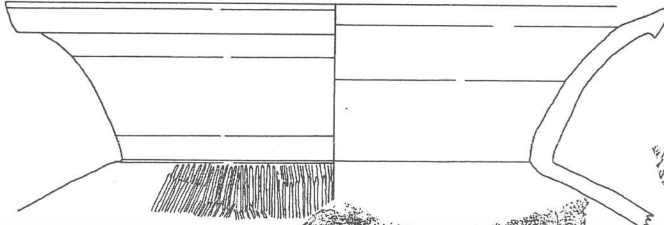
1



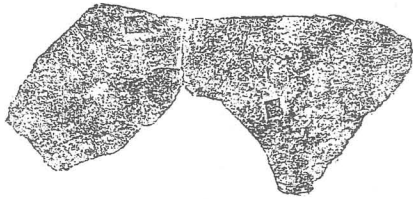
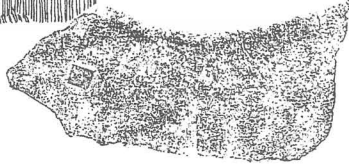
2



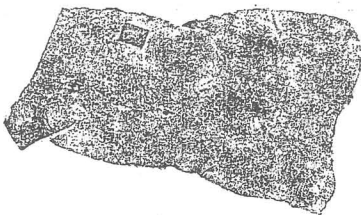
3



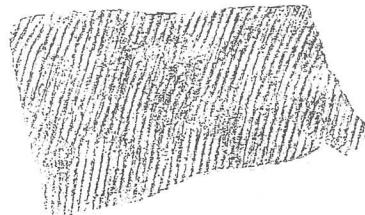
4



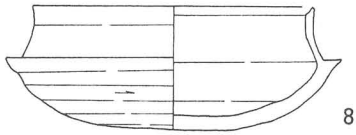
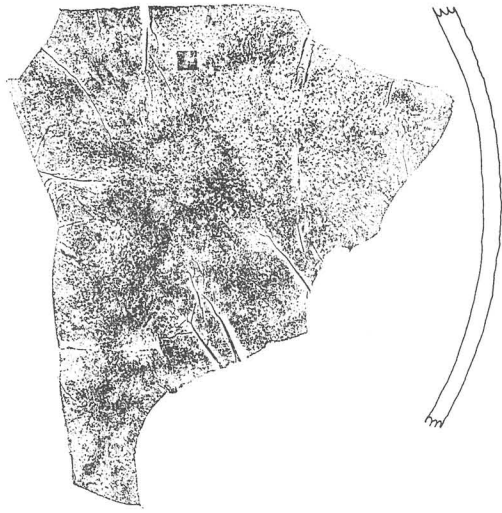
5



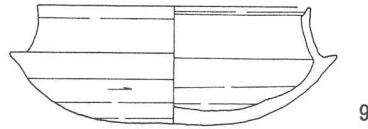
6



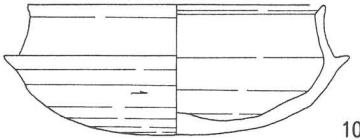
☒ 3



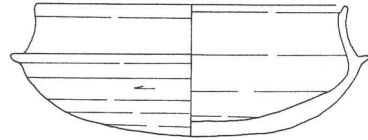
8



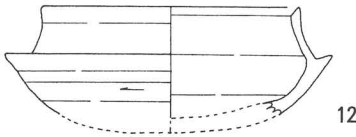
9



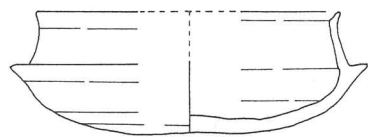
10



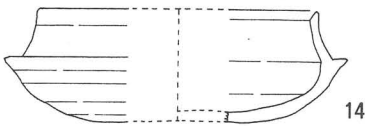
11



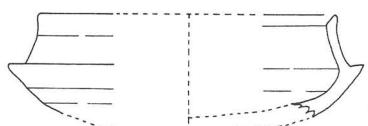
12



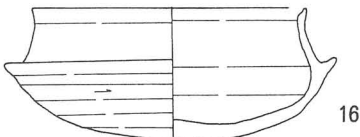
13



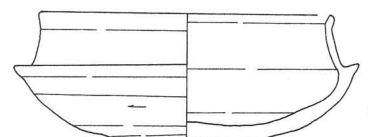
14



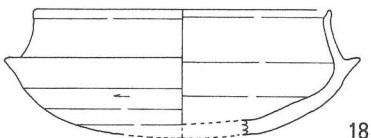
15



16



17



18



19



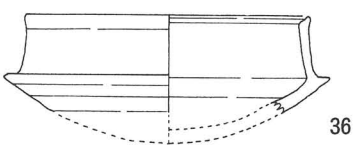
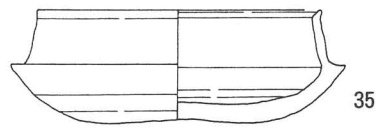
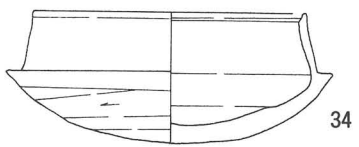
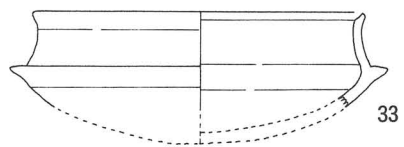
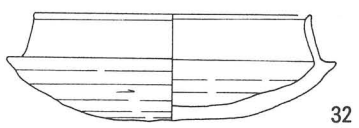
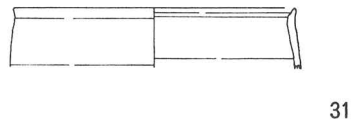
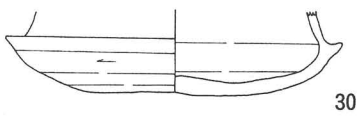
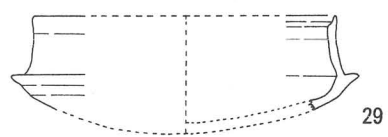
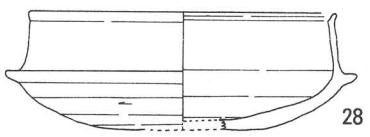
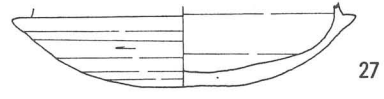
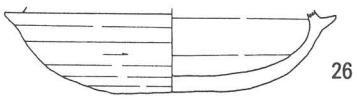
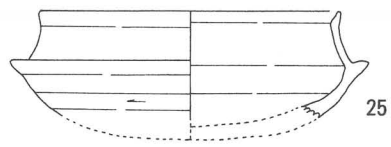
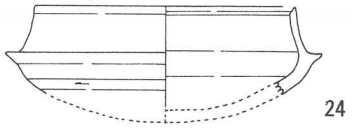
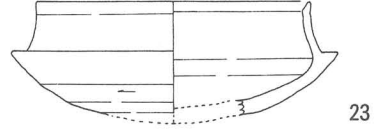
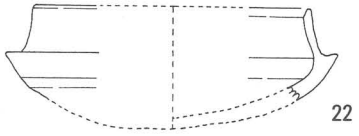
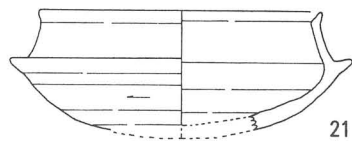
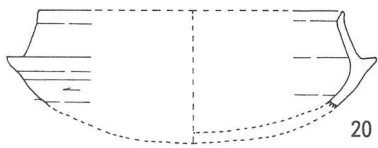
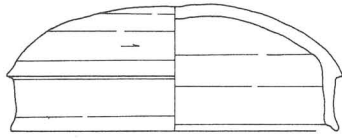
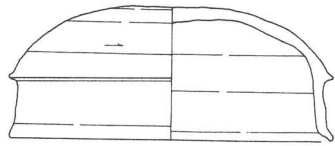


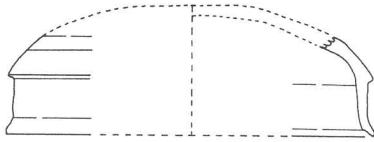
图 5



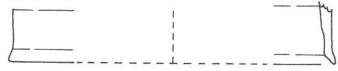
37



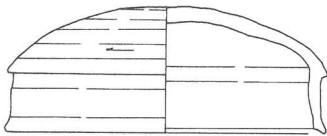
38



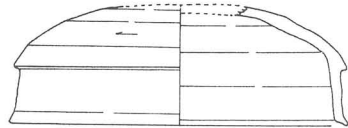
39



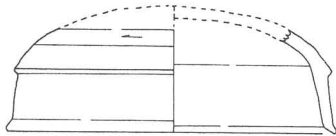
40



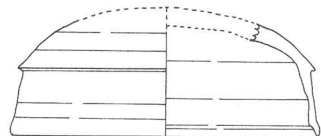
41



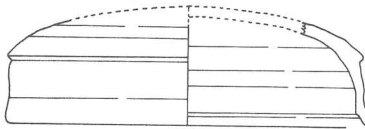
42



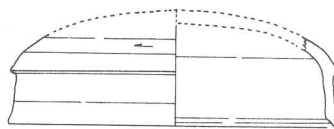
43



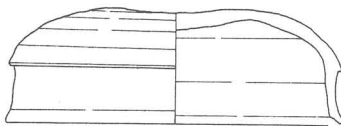
44



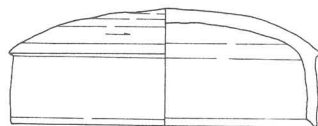
45



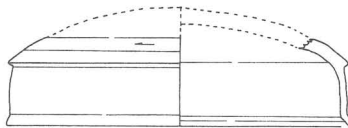
46



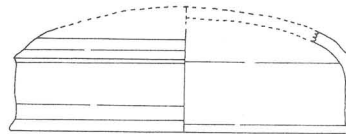
47



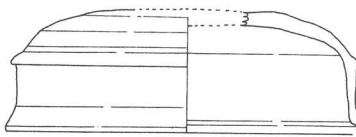
48



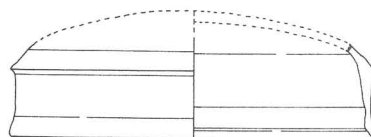
49



50



51



52



图 6

遺構写真



遺跡遠景



窯体左側より

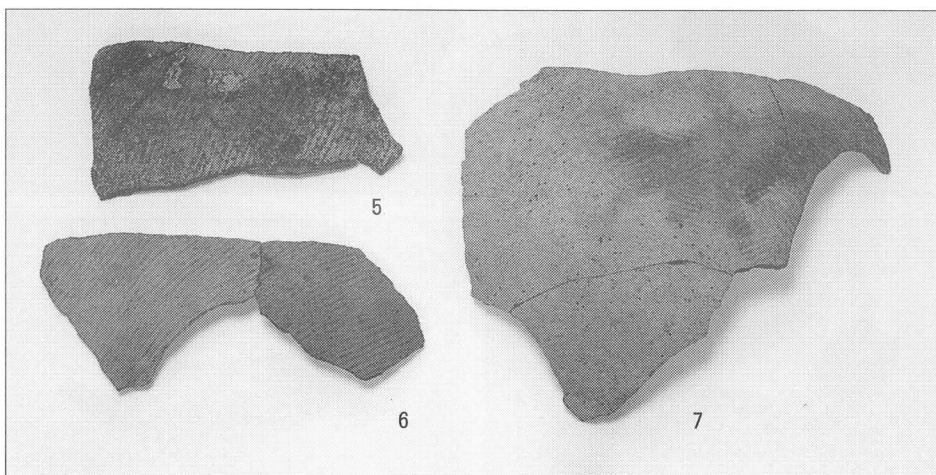
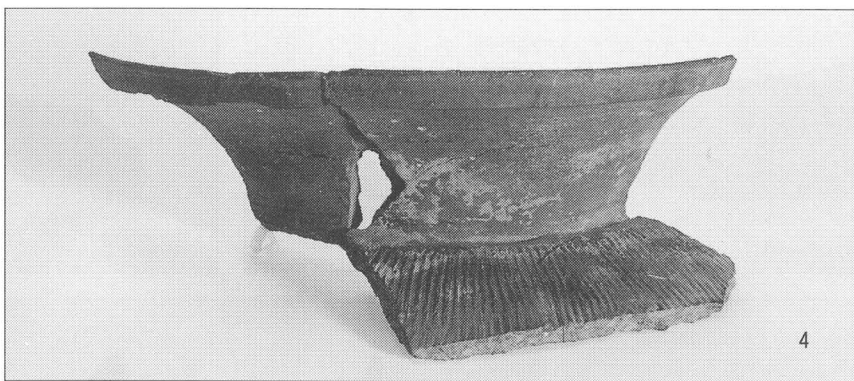
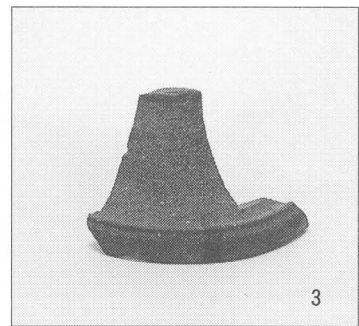
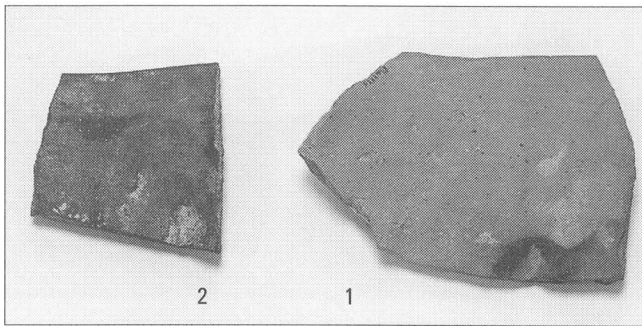
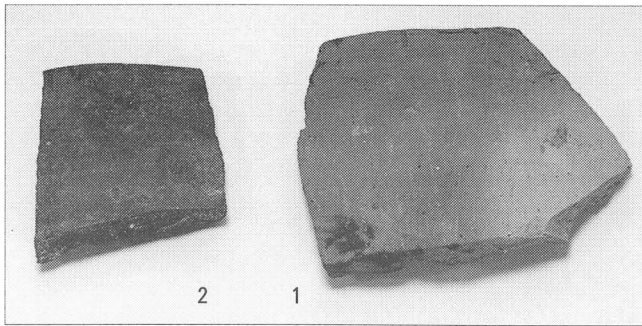
遺構写真



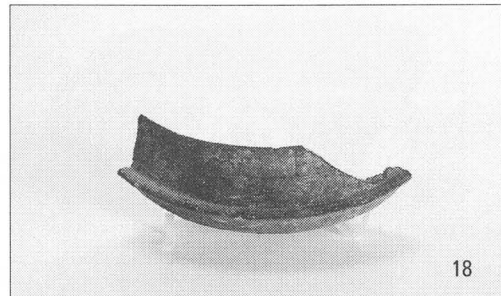
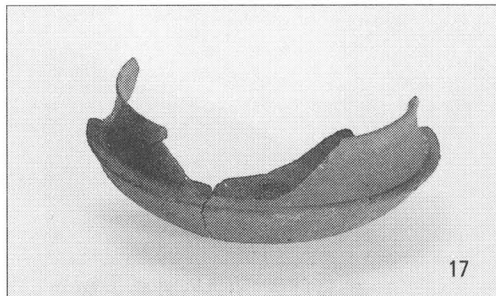
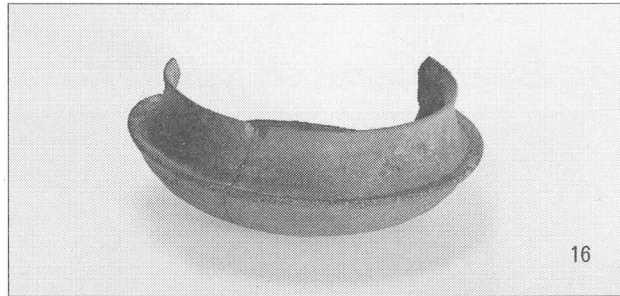
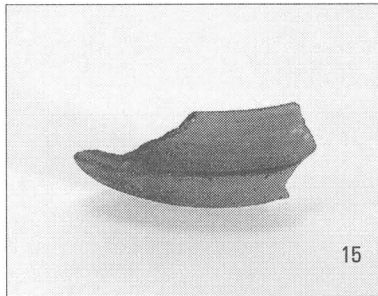
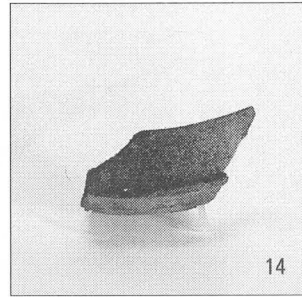
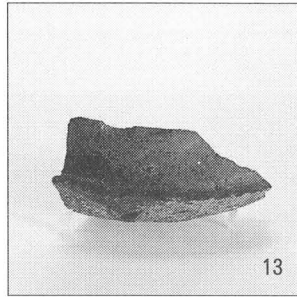
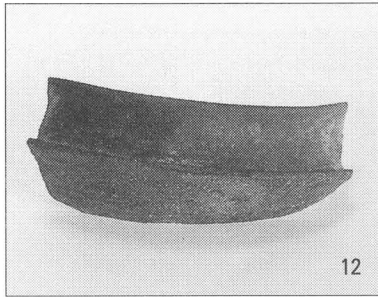
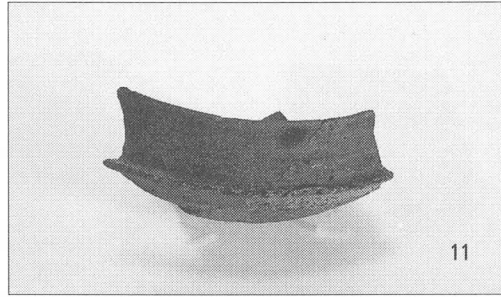
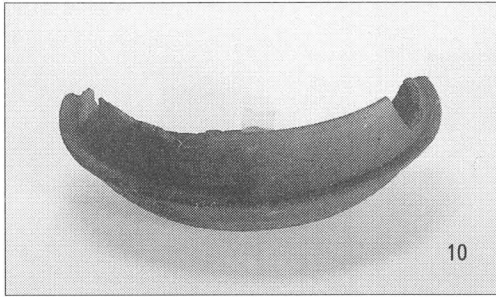
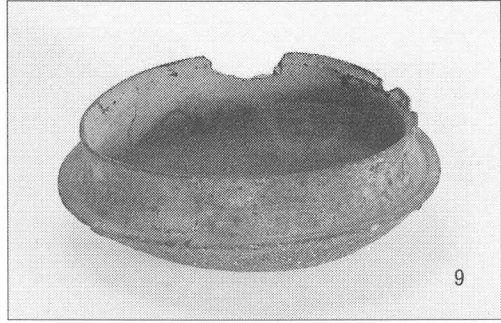
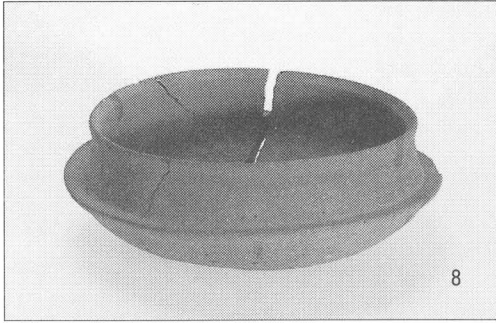
窯体焚口側より

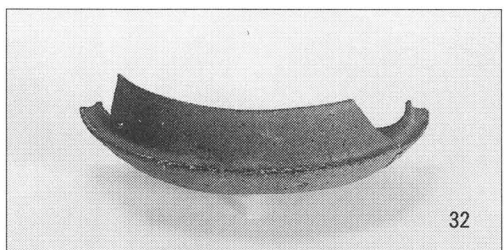
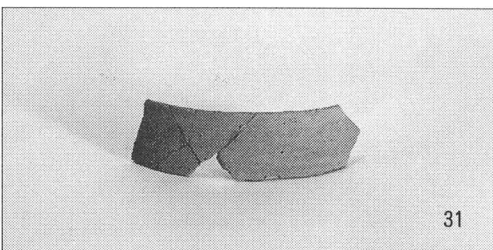
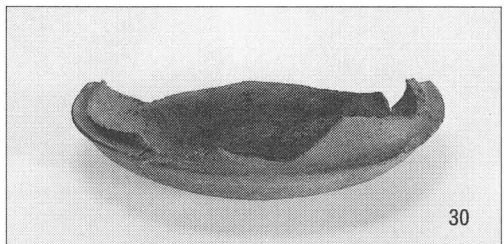
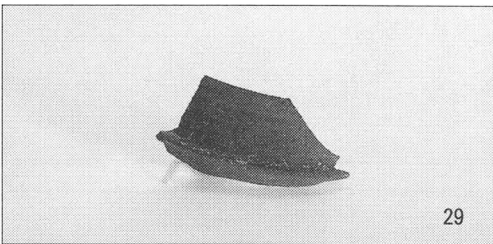
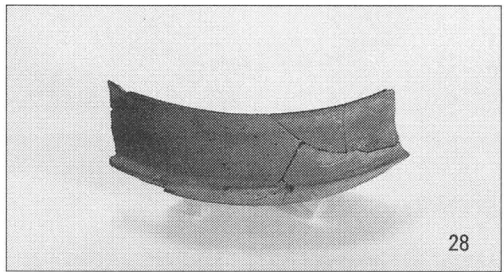
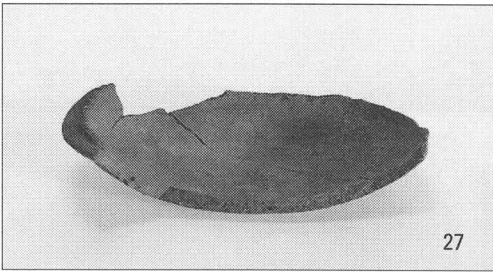
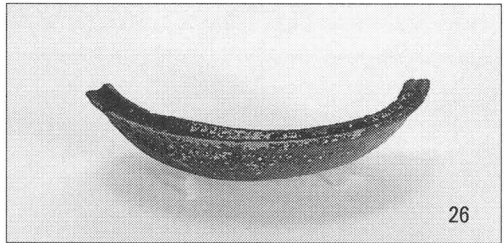
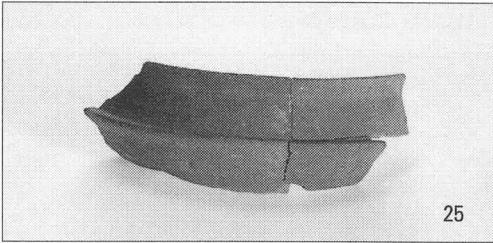
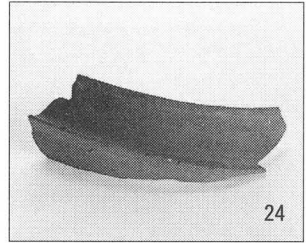
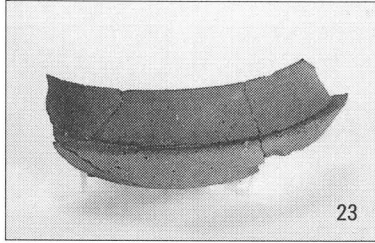
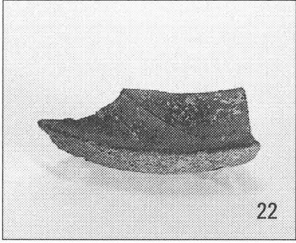
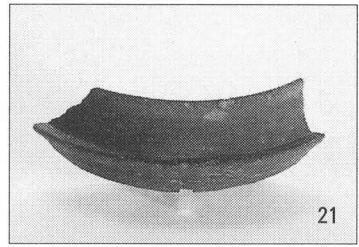
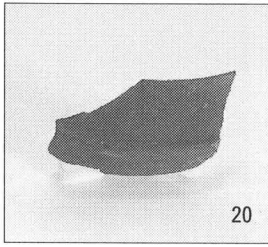
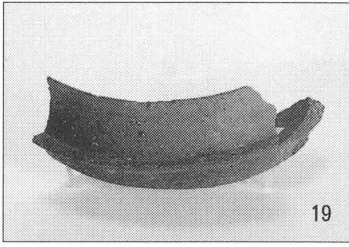


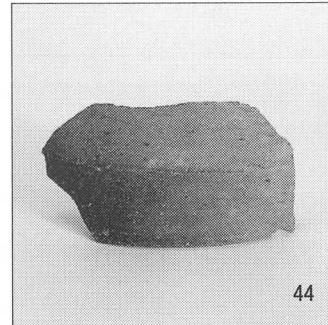
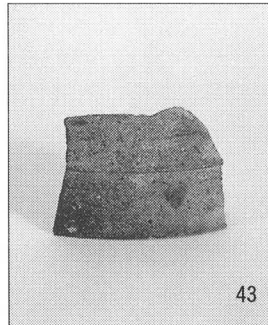
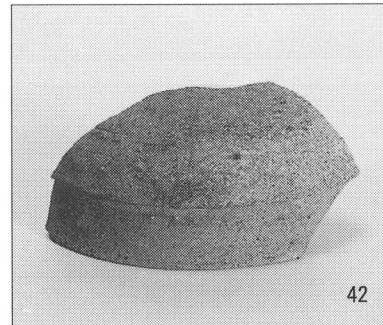
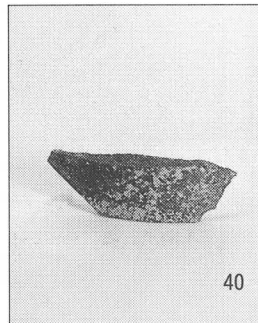
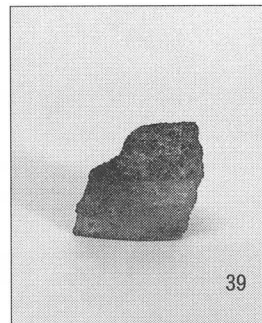
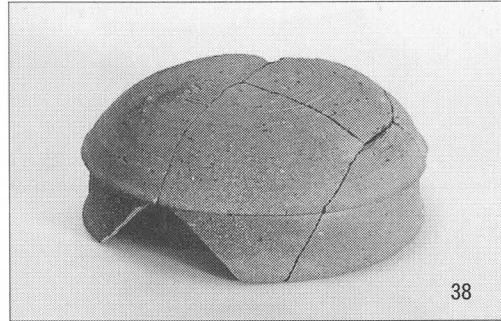
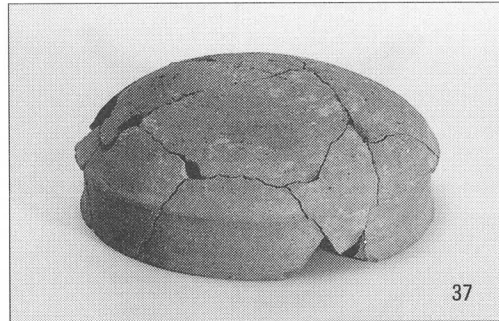
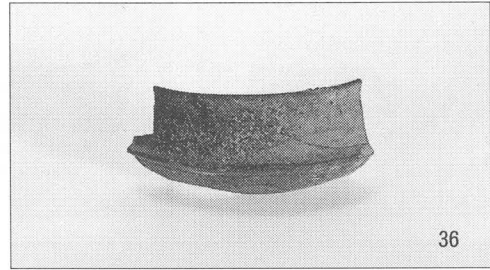
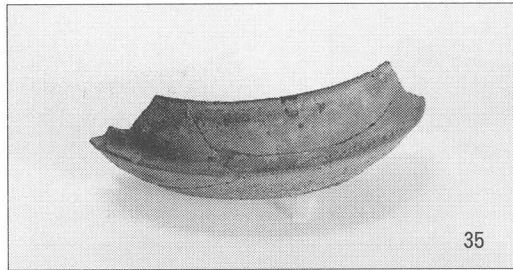
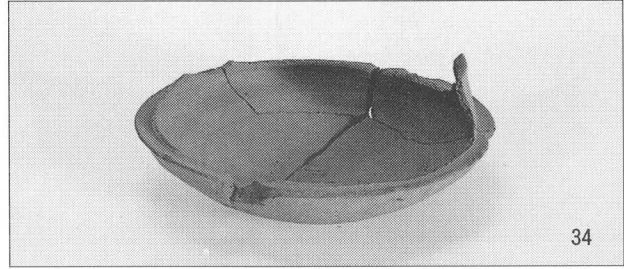
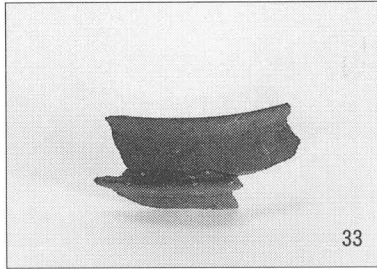
窯体煙道側より

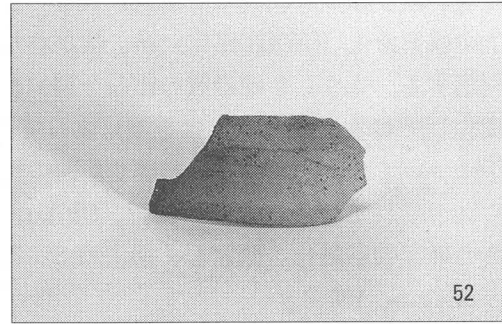
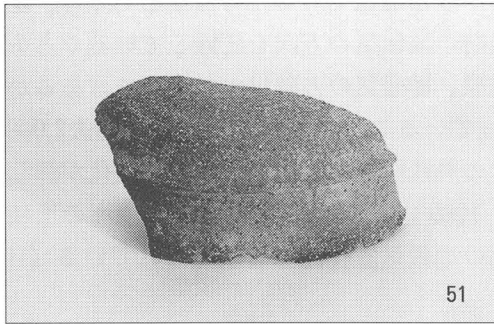
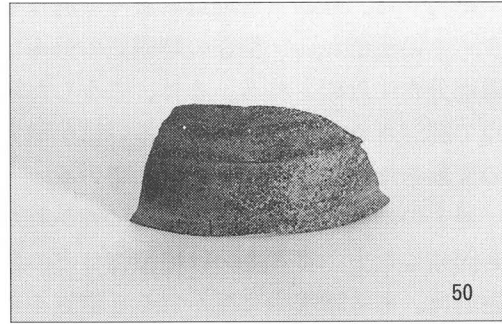
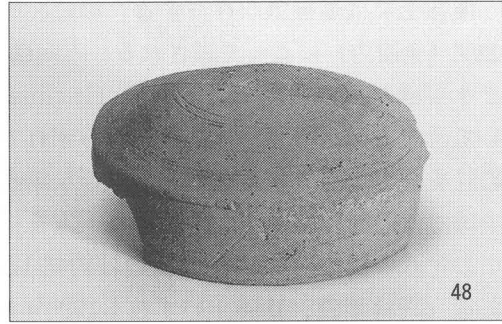
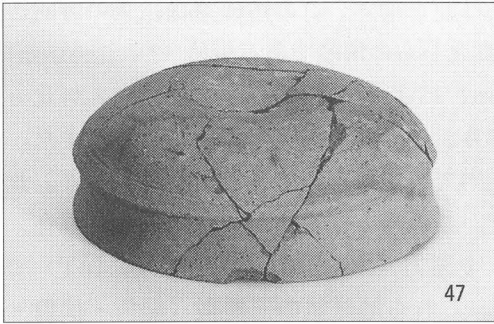
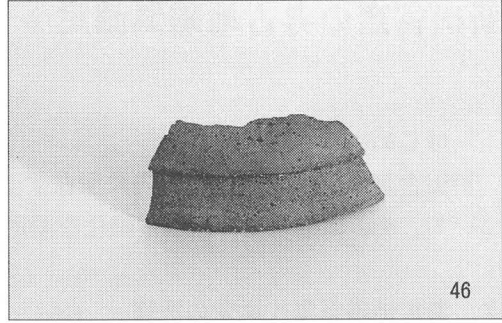
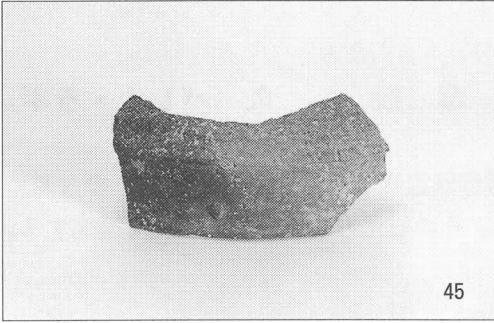


番号は実測図の番号と同じ









新田古窯の考古地磁気測定

藤 根 久 (パレオ・ラボ)

1. はじめに

新田古窯は、常滑市前山地内に所在する須恵器古窯である。ここでは、この古窯について、その床面焼土の熱残留磁化を測定し、その磁化方向から焼成年代を推定する。

2. 考古地磁気年代推定の原理

地球上には地磁気が存在するために、磁石は北を指す。この地磁気は、その方向と強度（全磁力）によって表される。方向は、真北からの角度である偏角（Declination）と水平面からの角度である伏角（Inclination）によって表す。磁気コンパスが北として示す方向（磁北）は、真北からずれており、この間の角度が偏角である。また、磁針をその重心で支え磁南北と平行な鉛直面内で自由に回転できるようにすると、北半球では磁針のN極が水平面より下方を指す。この時の傾斜角が伏角である。現在、この付近の偏角は約 6.78° 、伏角は約 48.12° 、全磁力（水平分力）は約30970 (nT) である（理科年表、1993；いずれも1990年値）。これら地磁気の三要素（偏角・伏角・全磁力）は、観測する地点によって異なった値になる。全世界の地磁気三要素の観測データの解析から、現在の地磁気の分布は、地球の中心に棒磁石を置いた時にできる磁場分布に近似される。また、こうした地磁気は時間の経過とともに変化し、ある地点で観測される偏角や伏角あるいは全磁力の値も時代とともに変化する。この地磁気の変動を地磁気永年変化と呼んでいる。

過去の地磁気の様子は、高温に焼かれた窯跡や炉跡などの焼土、地表近くで高温から固結した火山岩あるいは堆積物などの残留磁化測定から知ることができる。大半の物質は、ある磁場中に置かれると磁気を帯びるが、強磁性鉱物（磁鉄鉱など）はこの磁場が取り除かれた後でも磁気が残る。これが残留磁化である。考古地磁気では、焼土の残留磁化（熱残留磁化）が、焼かれた当時の地磁気の方角を記録していることを利用する。こうした地磁気の化石を調べた結果、地磁気の方角は少しずつではあるが変化しており、その変化は地域によって違っていることが分かっている。過去2,000年については、西南日本の窯跡や炉跡の焼土の熱残留磁化測定から、その変化が詳しく調べられている（広岡、1977、Shibuya、1980；第1図）。また、湖や浅海の堆積物の堆積残留磁化を測定し、過去11,500年間の地磁気変化曲線も求められている（Hyodoほか、1993）。

年代のよく分かっている窯跡焼土や火山岩の熱残留磁化測定あるいは堆積物の堆積残留磁化から地磁気永年変化曲線が得られると、逆に年代の確かでない遺跡焼土などの残留磁化測定を行い、先の地磁気永年変化曲線と比較することによって、その焼成時の年代が推定できる。また、年代が推定されている窯跡焼土などについても、土器とは違った方法で焼成時の年代を推定できることから、さらに科学的な裏付けを得ることができる。この年代推定法が考古地磁気による年代推定法である。ただし、この

方法は、 ^{14}C 年代測定法などの他の絶対年代測定法のように、測定結果単独で年代の決定を決定する方法ではない。すなわち、焼土の熱残留磁化測定から得られる偏角および伏角の値からは複数の年代値が推定されるが、いずれを採用するかは、土器等の年代が参考となる。

3. 試料採取と残留磁化測定

考古地磁気による年代推定は、a)測定用試料の採取および整形、b)残留磁化測定および統計計算を行い、c)地磁気永年変化曲線との比較を行い、焼成時の年代を推定した。なお、試料の磁化保持力や焼成以後の二次的な残留磁化の有無などを確認するために、段階交流消磁も行った。

a. 測定用試料の採取および整形

試料は、床焼土面において、①一辺約4 cmの立方体試料を取り出すため、瓦用ハンマーなどを用いて、対象とする部分（良く焼けた部分）の周囲に溝を掘る。②薄く溶いた石膏を試料全体にかけ、試料表面を補強する。③やや堅め（練りハミガキ程度）の石膏を試料上面にかけ、すばやく一辺5 cmの正方形のアルミ板を押し付け、石膏が固まるまで放置する。④石膏が固まった後、アルミ板を剥し、この面の最大傾斜の方位および傾斜角を磁気コンパス（考古地磁気用に改良したクリノメータ）で測定し、方位を記録すると同時に、この面に方位を示すマークと番号を記入する。⑤試料を掘り起こした後、試料の底面に石膏をつけて補強し持ち帰る。⑥持ち帰った試料は、ダイヤモンド・カッターを用いて一辺3.5 cm・厚さ2 cm程度の立方体に切断する。この際切断面が崩れないように、一面ごとに石膏を塗って補強し、熱残留磁化測定用試料とする。採取した試料は、上位還元性焼土18個と下位赤化焼土3個（No.19~21）の合計21個である。ただし、採取No.1とNo.13の試料は採取時に破損したため、合計19個が測定試料である。

b. 段階交流消磁、熱残留磁化測定および統計計算の結果

熱残留磁化測定は、リング・コア型スピナー磁力計（SMM-85：(株)夏原技研製）を用いて測定した。磁化保持力の様子や放棄された後の二次的な磁化の有無を確認するため、任意1試料（試料No.8）について交流消磁装置（DEM-8601：(株)夏原技研製）を用いて段階的に消磁し、その都度スピナー磁力計を用いて残留磁化を測定した（第2図）。その結果、試料の磁化強度は 10^{-2} ~ 10^{-3} emuと強い。また、磁化保持力については、NRM（自然残留磁化）に対する150 Oe（エルステッド）の相対強度は、約86%と高い（b. 残留磁化の相対強度）。また、磁化方向は、中心に向かって直線的に変化し、安定した方向を記録している（c. ジダーベルト図）。

以上のことから、150 Oeで消磁した際の残留磁化方向は、焼成時の磁化方向として問題がないことが判明した。そこで、これら以外の段階交流消磁を行っていない試料についても、150 Oe消磁した後に残留磁化を測定し、各試料の磁化方向とした。

複数試料の測定から得た偏角 (D_i)、伏角 (I_i) を用いて、Fisher (1953) の統計法により平均値 (D_m 、 I_m) を求めた。計算した結果は、試料No.1～5・No.11・No.13・No.18・No.19の磁化方向が他の磁化方向から大きく外れた。これらの試料を除くと、須恵器窯の焼土としてはやや誤差の大きい値となった (第1表)。

求めた熱残留磁化方向は、真北を基準とする座標に対する数値に補正する。偏角は、建設省国土地理院の1990.0年の磁気偏角近似式から計算した $6.78^\circ W$ を使用した。その結果は、Shibuya (1980) による地磁気変化曲線とともにプロットした。図中測定点に示した楕円は、フッシャー (1953) の95%信頼角より算定した偏角および伏角の各誤差から作成したものである。

c. 窯跡の焼成年代

第3図には、Shibuya (1980) による地磁気永年変化曲線の一部とともに窯焼土の磁化方向を示した。この図を見ると、焼土の磁化方向は、0～100年の間、400～600年間の各永年変化曲線の近くに位置する。

測定した磁化方向の中心を最も近い曲線上に移動した場合、0～100年間の曲線に対し 45 ± 25 年、400～600年間の曲線に対し $510 + 35 - 75$ 年が計算される (第2表)。

須恵器の形態から推定される年代は5世紀末頃であることから、残留磁化測定から推定される年代は後者である。なお、各年代の誤差が異なるのは、各曲線間の地磁気の動きが異なるため、地磁気の動きが大きい0～100年に対しては誤差が小さく、動きの遅い400～600年間ではその誤差が大きく見積もられる。

第2表. 残留磁化測定による焼成年代

遺 構	遺物による年代	考古地磁気推定年代 (A.D.)
須恵器窯	5世紀後半	45 ± 25 年、 $510 + 35 - 75$ 年

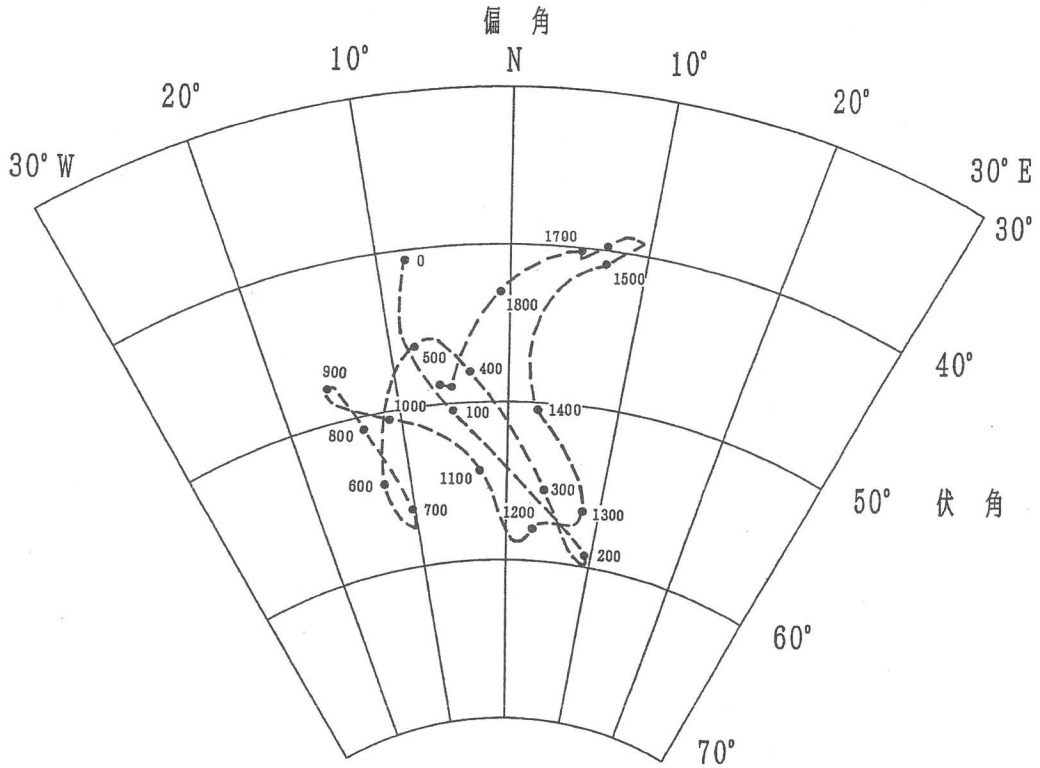
引用文献

Fisher, R.A. (1953) Dispersion on a sphere. Proc. Roy. Soc. London, A, 217, 295-305.

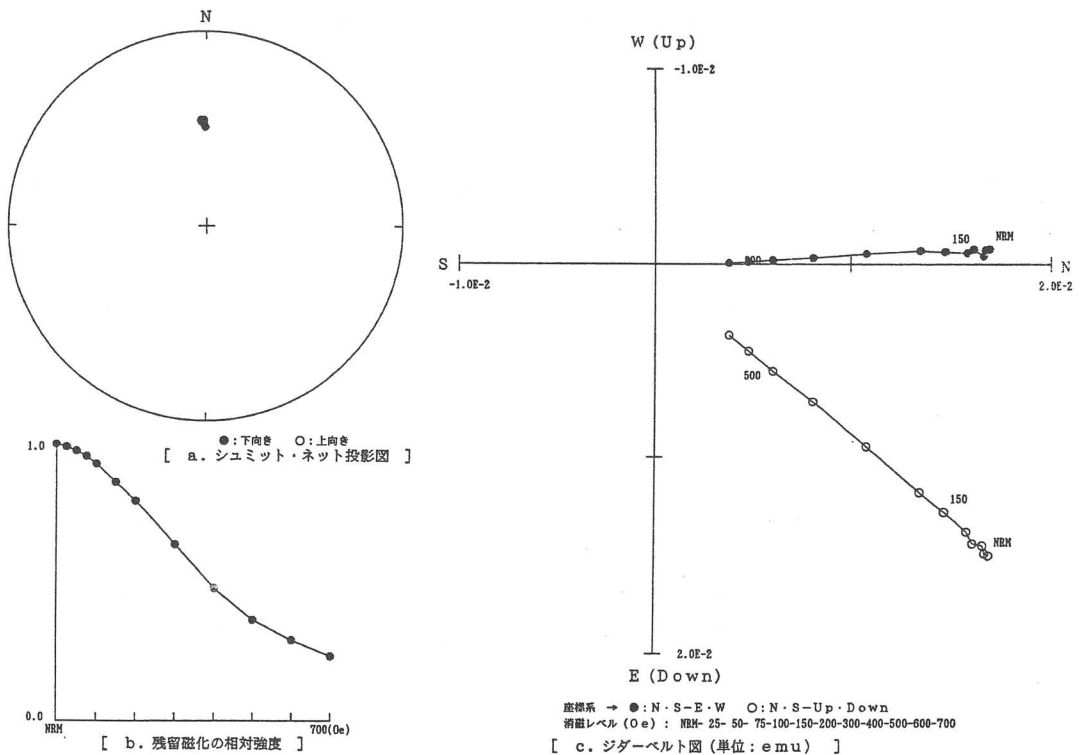
Hyodo, M., C. Itota and K. Yaskawa (1993) Geomagnetic Secular Variation Reconstructed from Magnetizations of Wide-Diameter Cores of Holocene Sediments in Japan, J. Geomag. Geoelectr., 45, 669-696

理科年表 (1993) 国立天文台編、丸善、952p

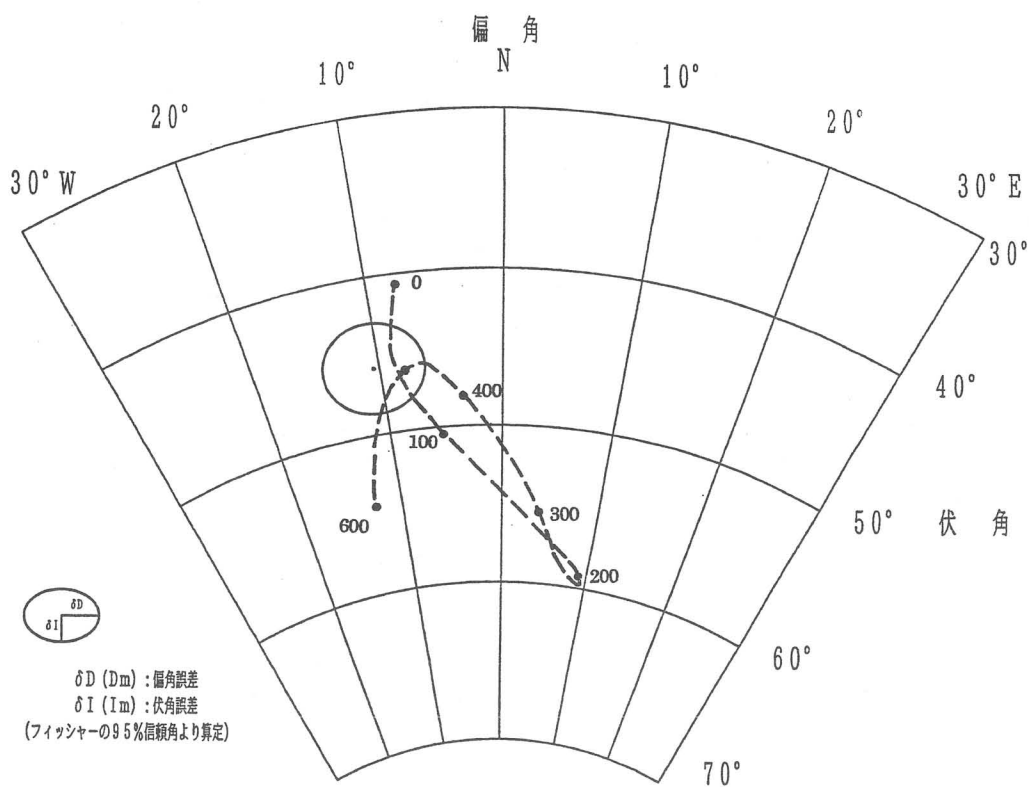
Shibuya, H. (1980) Geomagnetic secular variation in Southwest Japan for the past 2,000 years by means of archaeomagnetism. 大阪大学基礎工学部修士論文、54p



第1図. Shibuya(1980)による地磁気永年変化曲線



第2図. 須恵器窯No. 8の段階交流消磁結果



第3図. 須恵器窯の地磁気測定結果と永年変化曲線 (Shibuya, 1980)

第1表. 窯跡焼土の熱残留磁化測定と統計計算結果

遺構名	試料No.	採取No.	偏角(°E)	伏角(°)	強度($\times 10^{-3}$ emu)	備考	統計処理項目	統計値
須恵器窯 150 Oe消磁	1	2	7.0	51.6	4.070	除外	試料数(n)	10
	2	3	3.5	55.1	9.520	"		
	3	4	-4.2	53.6	16.000	"	平均偏角Im(°E)	-4.22
	4	5	-3.4	53.5	22.600	"		
	5	6	-4.4	55.6	24.600	"	平均伏角Dm(°E)	43.28
	6	7	-5.4	39.3	60.200	"		
	7	8	0.1	46.2	36.200		誤差角 δD (°)	2.58
	8	9	-2.4	41.1	19.500	段階交流消磁		
	9	10	-6.8	47.4	18.700		誤差角 δI (°)	1.88
	10	11	-4.4	41.8	12.500			
	11	12	-12.5	31.0	95.700	除外	信頼度数(k)	661.02
	12	14	-5.1	45.4	13.800			
	13	15	-19.8	31.6	55.700	除外	平均磁化強度 ($\times 10^{-3}$ emu)	26.07
	14	16	-5.3	42.2	33.500			
	15	17	-2.2	40.7	40.300			
	16	18	-4.5	42.5	24.800			
	17	19	-6.3	46.0	1.240			
	18	20	-14.6	48.7	0.951	除外		
	19	21	-12.3	55.6	0.970	"		

常滑市民俗資料館

研究紀要 IX

二〇〇〇

常滑市教育委員会

目次

足利家茶瓶四十三品図録…………… 2

明治初期の北条地区における
常滑焼の生産について…………… 54

足利家茶瓶四十三品圖錄

山田陶山藏



緒言

文政の昔、北条村の庄屋福茶庄(尾)門号高道は
遠州秋葉山に伝来、昔足利家茶瓶、甲三品、因録
の古字本を請いえて、帰りに寺法において始めて急須を
製代せりと云わる。此の書は二代高道より其の弟子
滝田椿溪と云はれと云われ、後年椿溪が三州西端
に居住せる頃、知人に貸与して返さざれば遂には亡
失すと云われ、爾後稀覯の書とされ、末にれりあり、
余輩も八方の知己に討りて之を探求すること年あり、
志が一見するを叶わざりしなり、然るに今春因ら

ずも故霞農先生の筆一写せられ志を平野家の篋
底に秘藏されあるを知れり、則ち先生の竹遺族に
乞いて借覽し筆を茅庵の南窓下に染めて
茲に写し畢りたるものなり

昭和十一年丙寅五月

山田陶山談



是利家御同朋迄

阿彌秘藏

茶器三百五拾一品之内

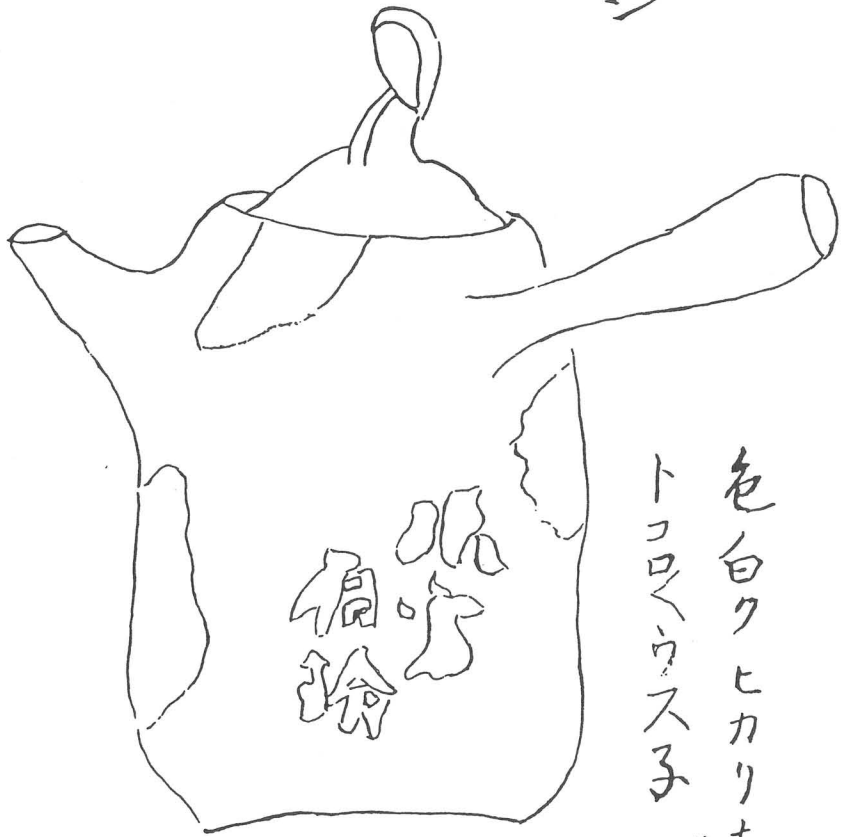
茶瓶四拾三品

煙 ^{エニ}

萁 ^{アニ}



磁ち
雲う
寸法ナシ



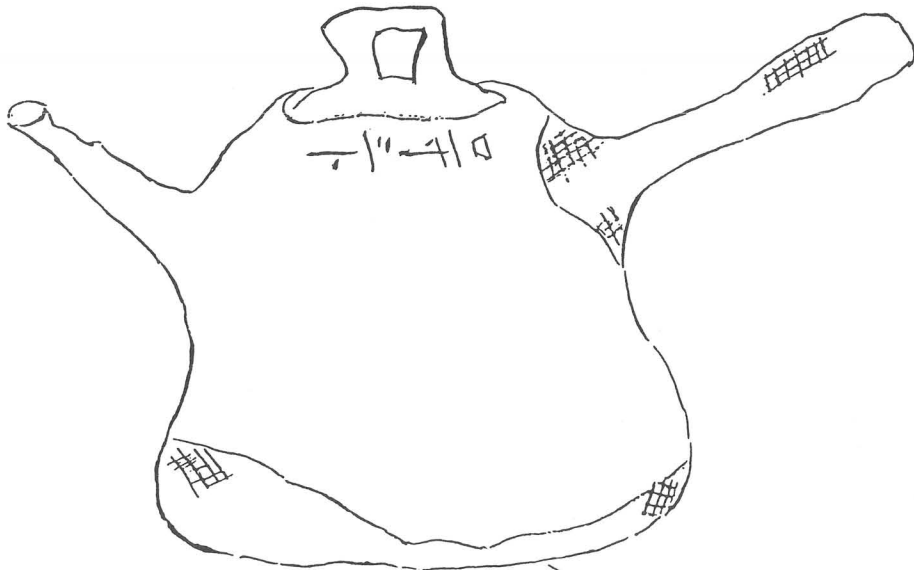
色白クヒカリナシ
トコロウズ子ズミ

琢子たくし

蓋 皿 底 マテニ寸サト

色 ウス黄

クロミアリ

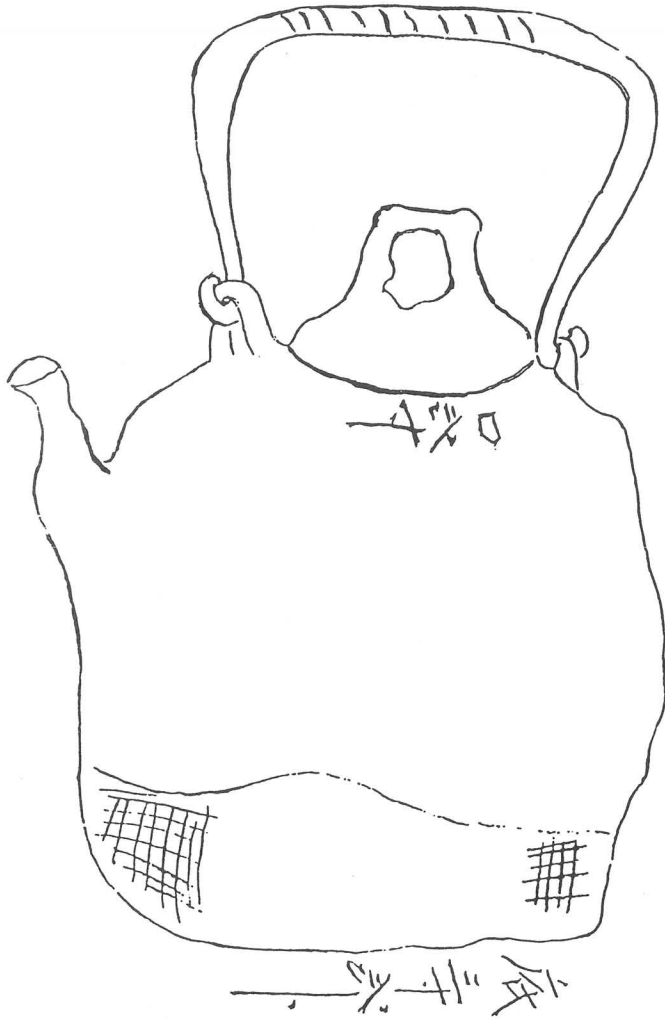


成カシクワサト

瑠^ル

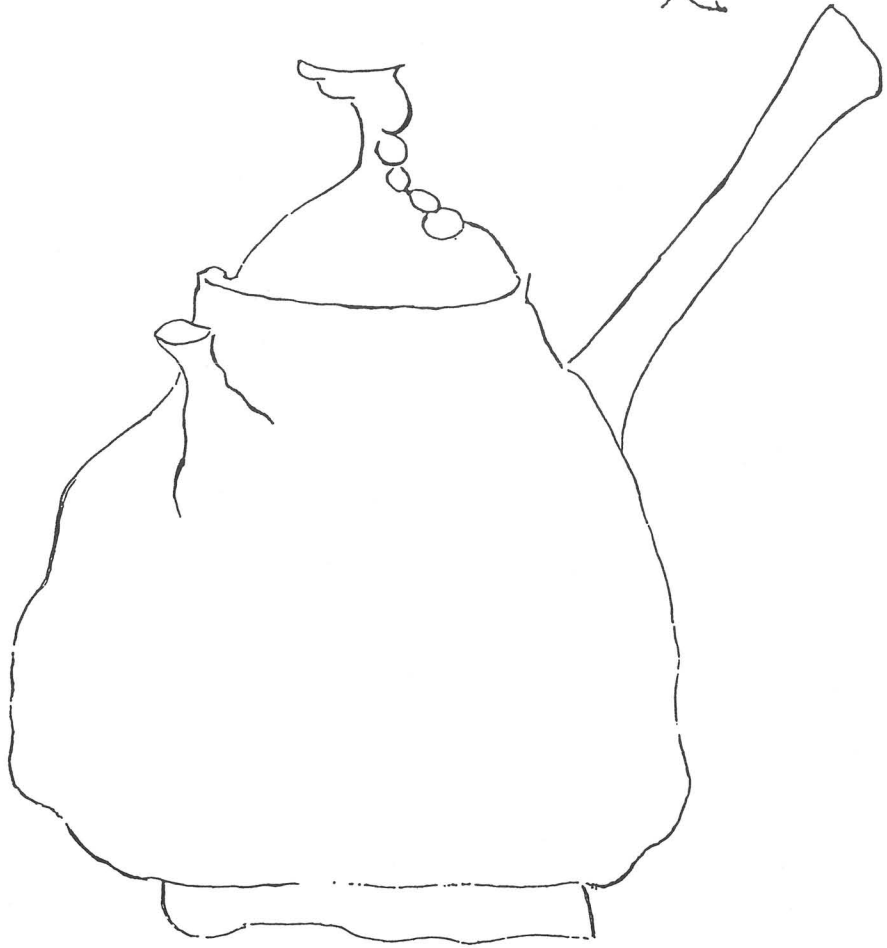
昆^{コン}

子^ズ

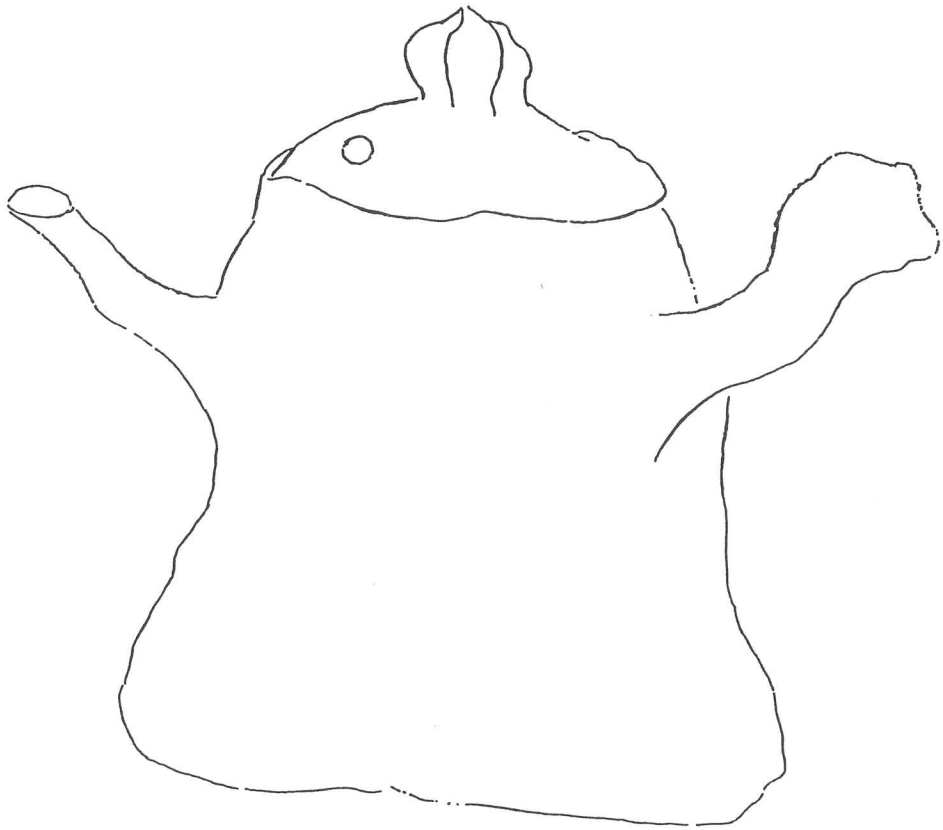


蓋^{ヨリ}底^{マテ}五^ツ
色、白クウス赤ノアリ

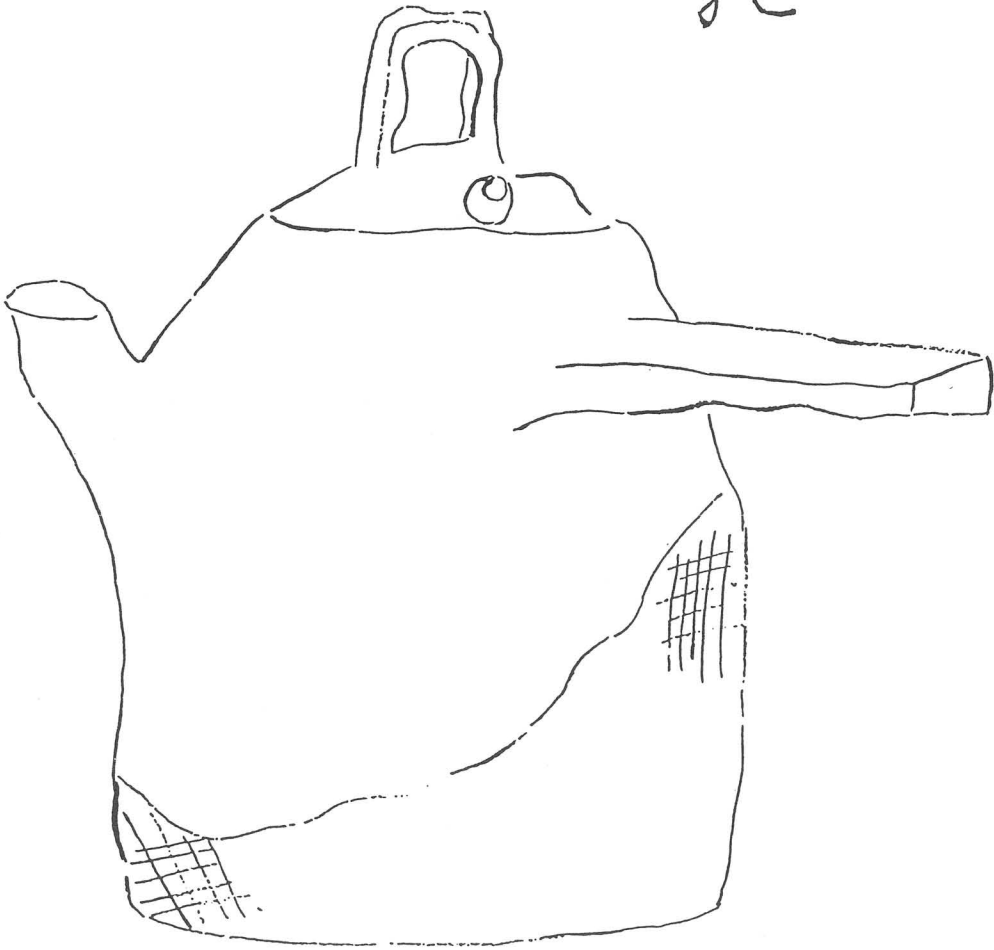
センワンシコツ
仙碗子
カヒ



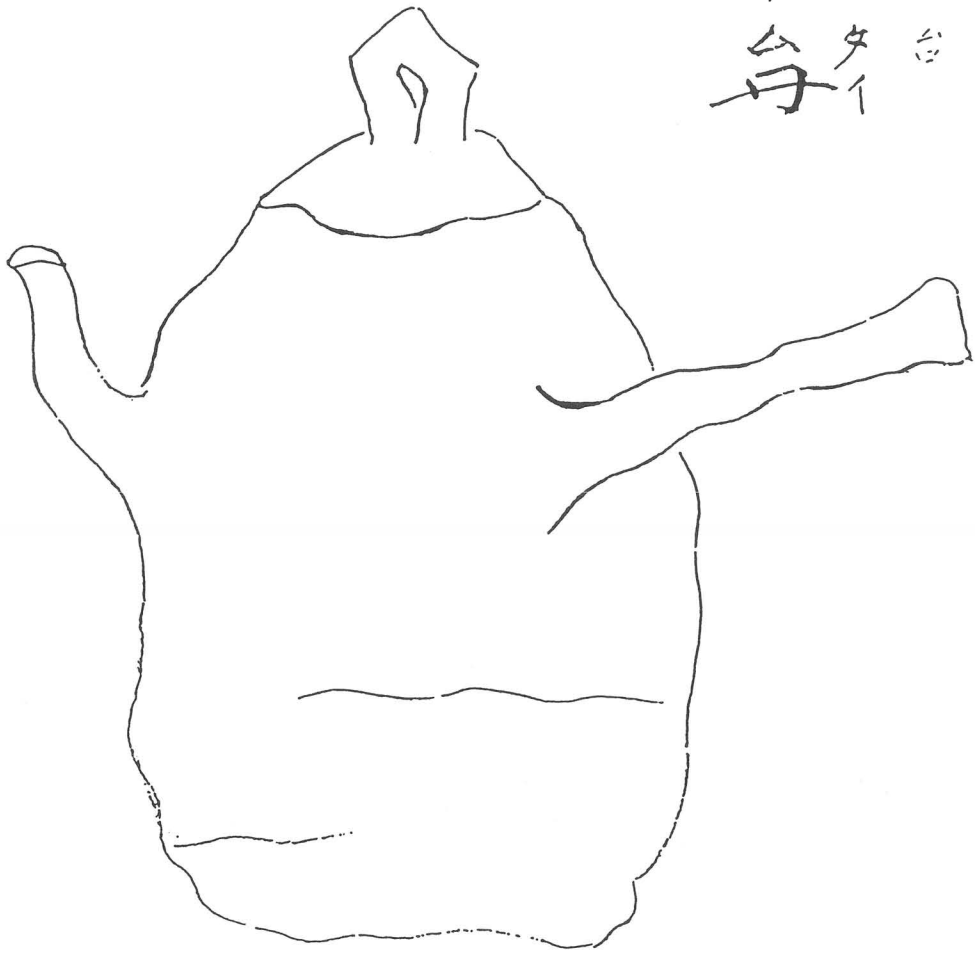
タイ トウ コツ
泰洞忽



聡キツ
ろしコ

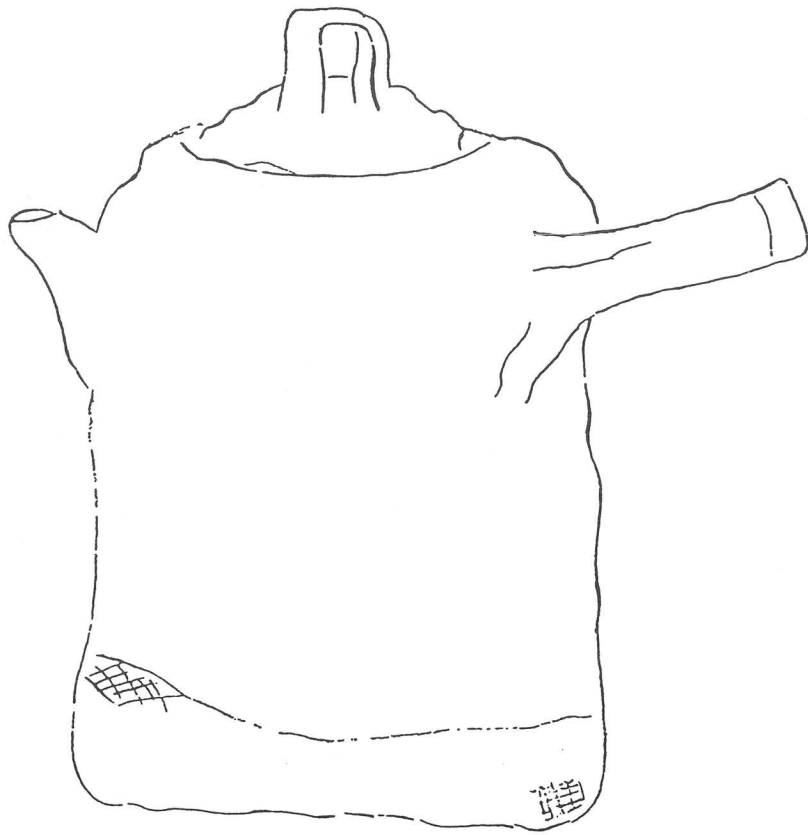


ウ
ン
フ
雲
峯
台
タイ

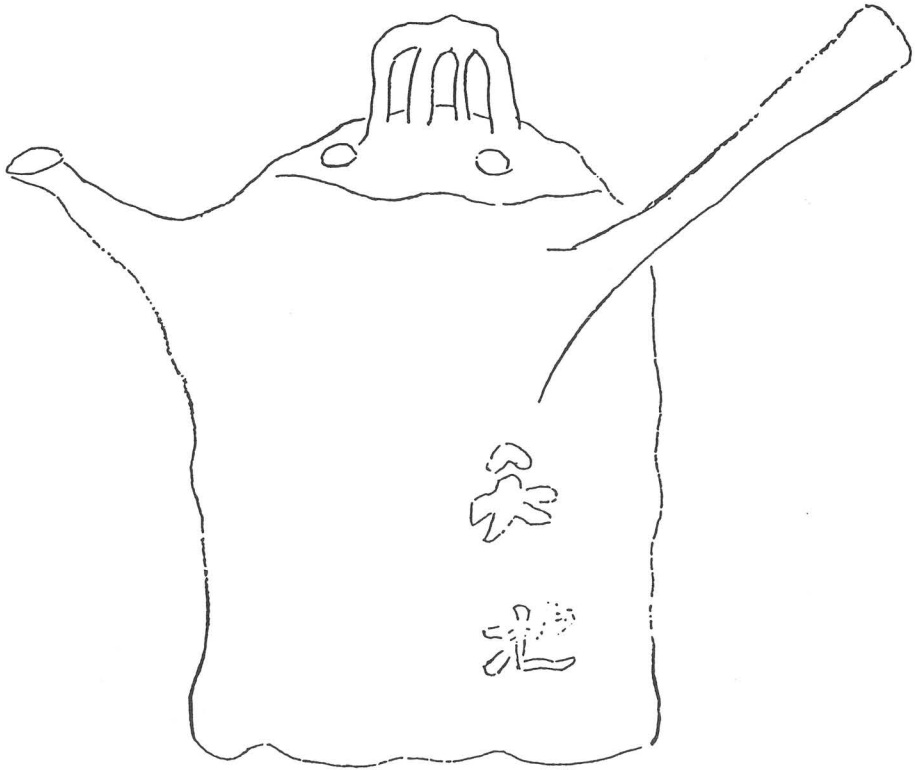


覆^フ
フ^フ
フ^フ

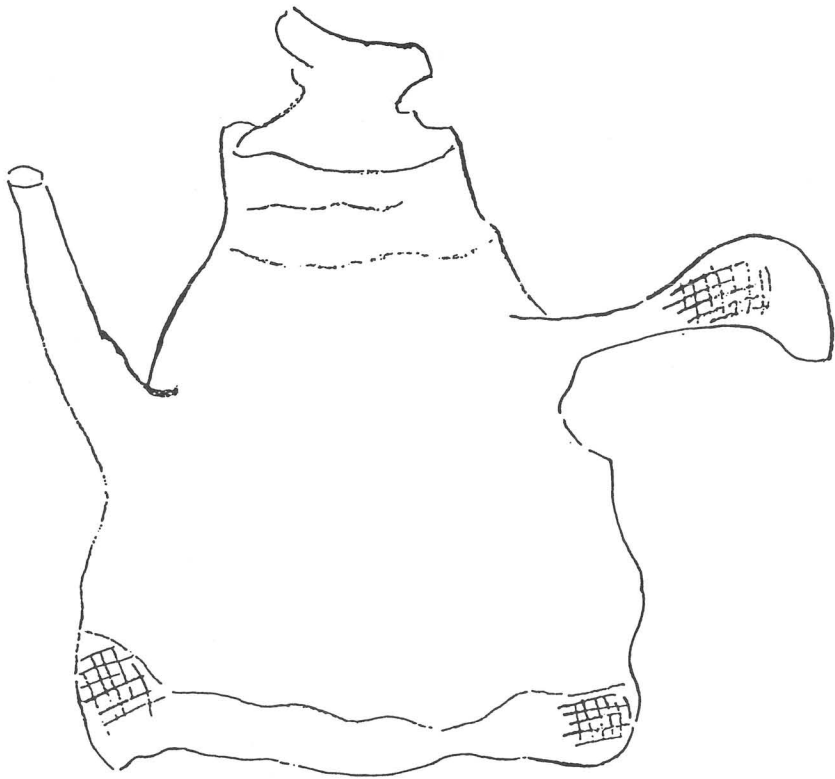
覆^リ
草^ソ
子^シ



天然子
池子チ



阿ア
治ト
王ア
フ



シヨウケイトコウ
茗溪去

寸法ナシ
色ウス子
ズミ

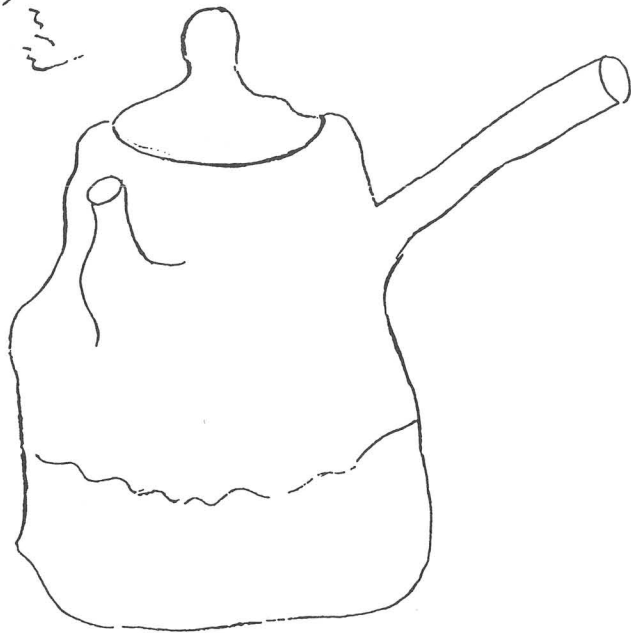


アウスイシ
鷓鴣子

蓋ヨリ底マテ

式寸五ト

色白又リウ子カミ



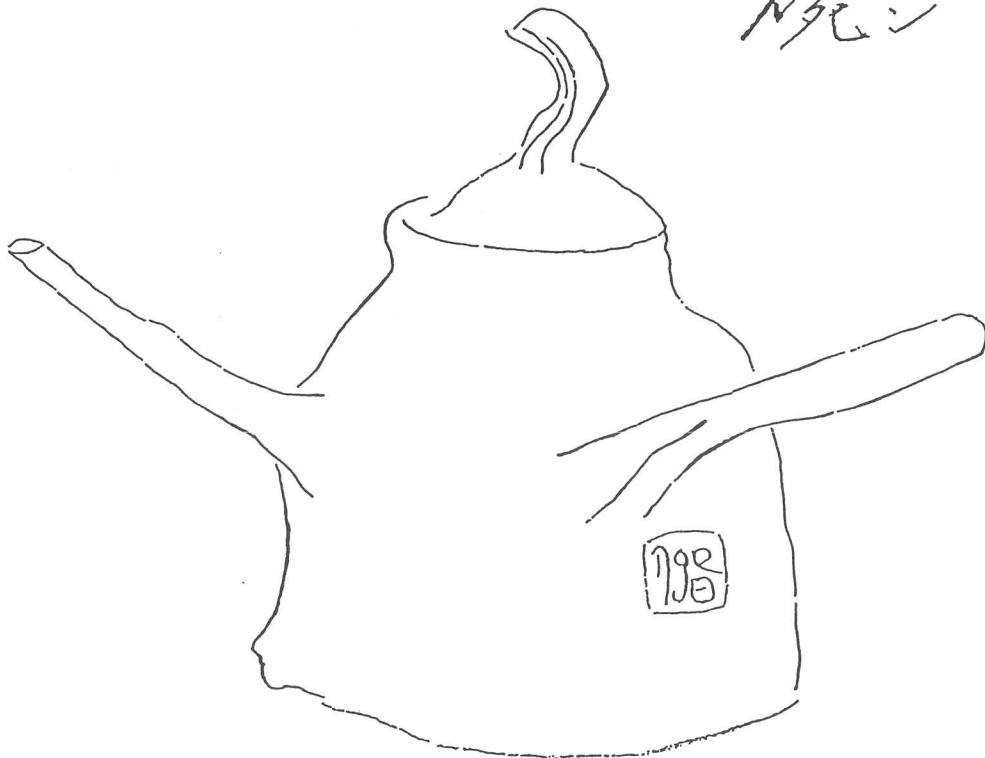
テウロウメイ
朝朗明 寸法ナシ

ウスアサキニ
テリコミアル

カナヲリナリ



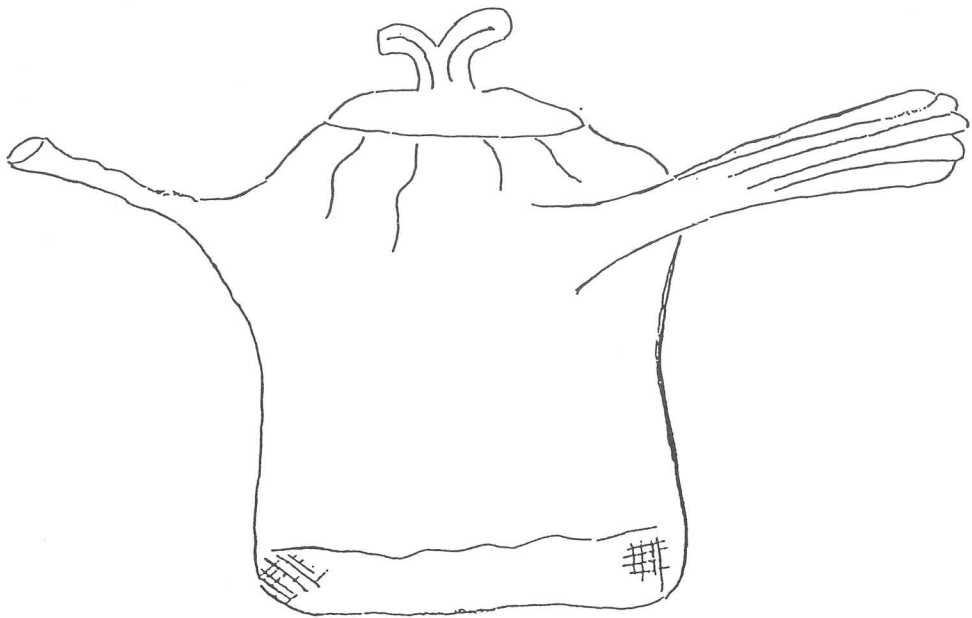
仙^{セン}
掌^{シヨ}
碗^{ハン}



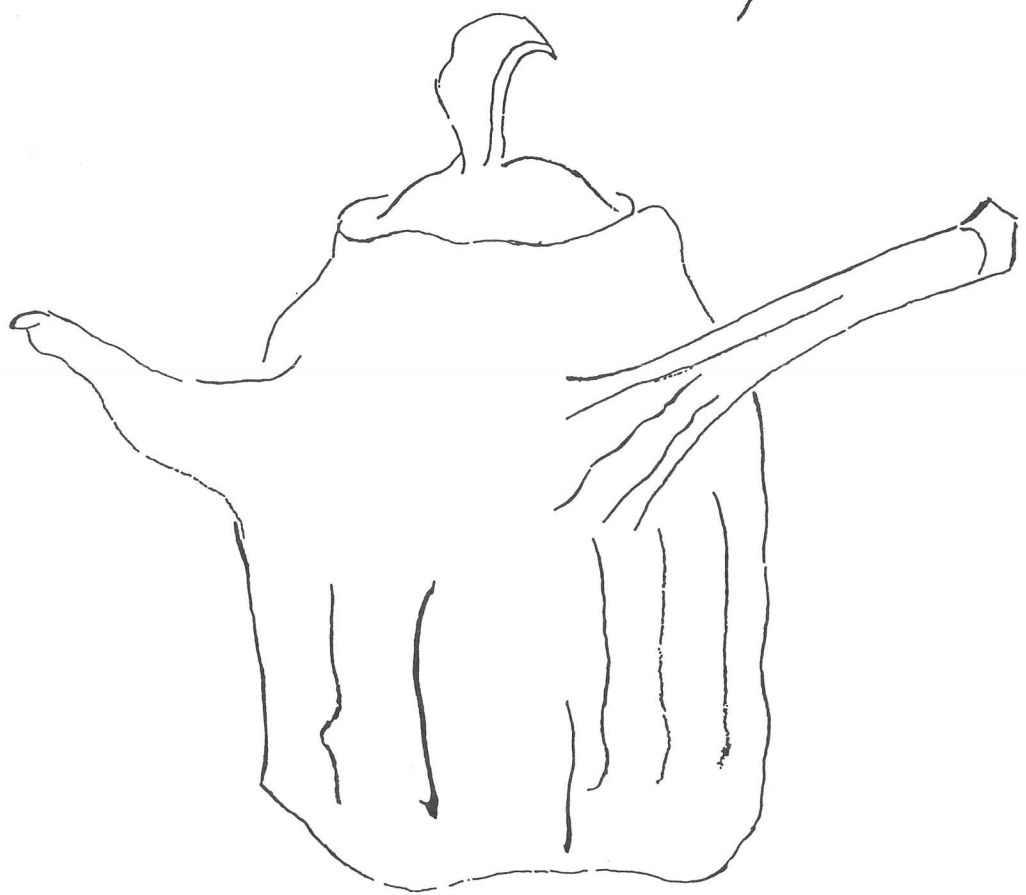
掬キ
雨ク
務ム
郎ロウ



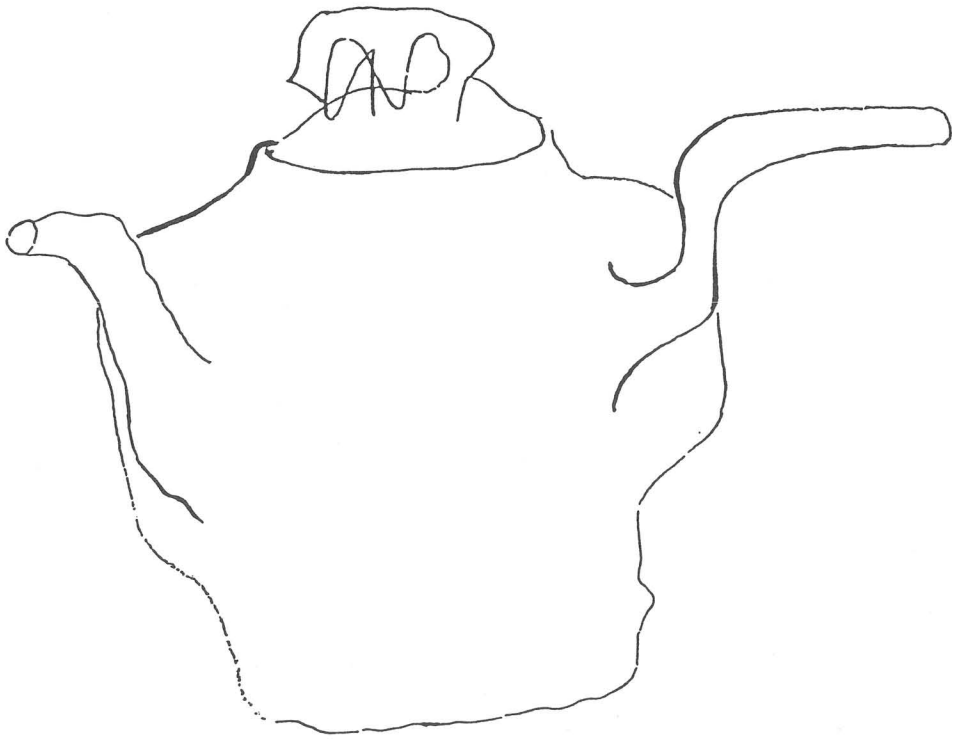
蕨^ク
臺^{タイ}



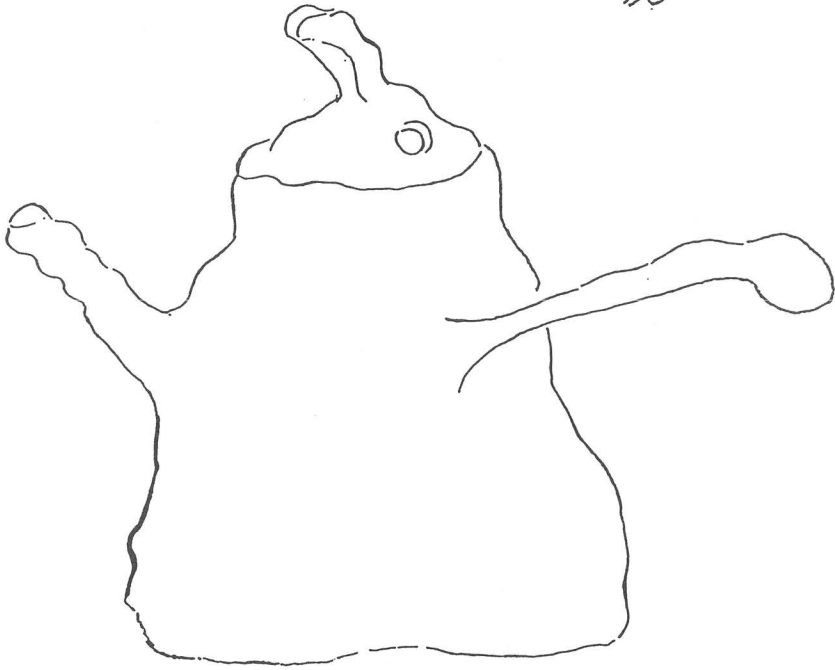
う
タ
落
春
子
リ
シ
シ



芸^{ウン}儀^キ



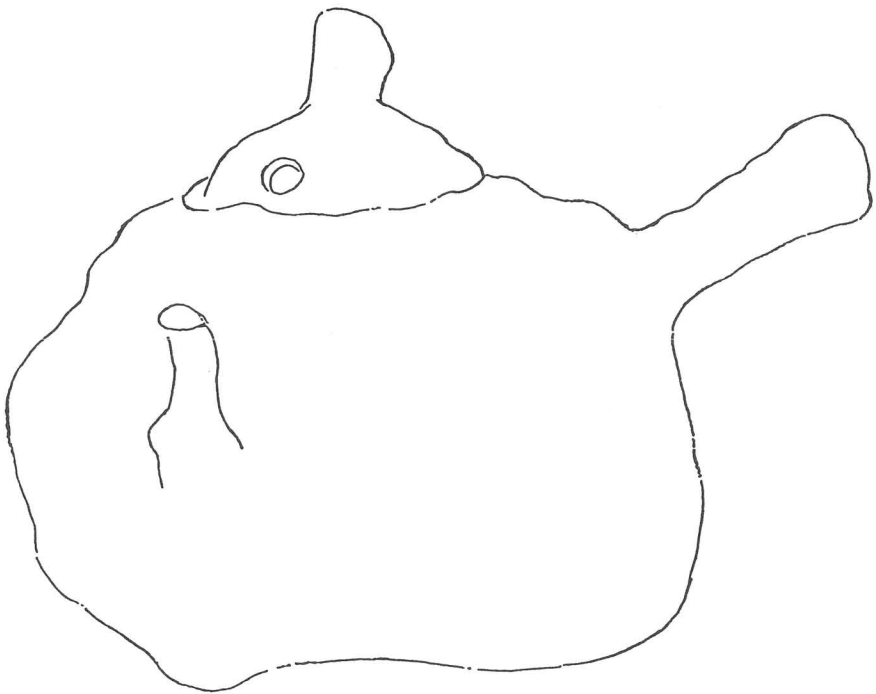
セヒ フウイン
清風引



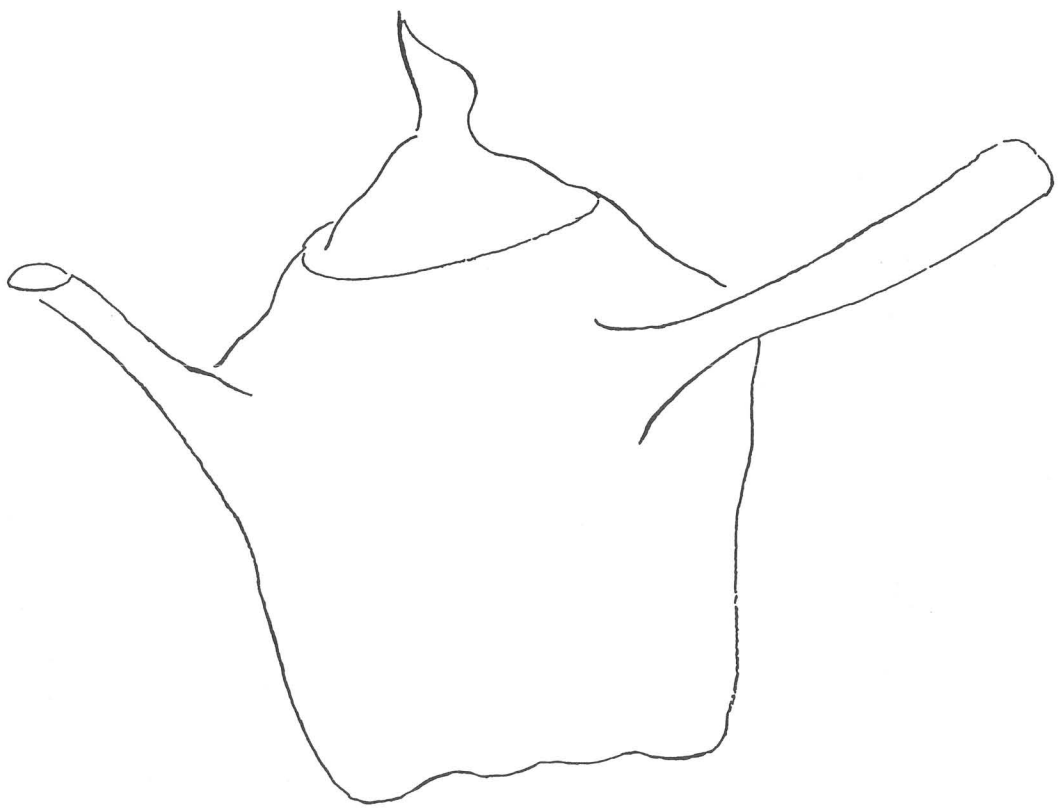
明^{メイ}
法^{ホウ}
容^{ヨウ}



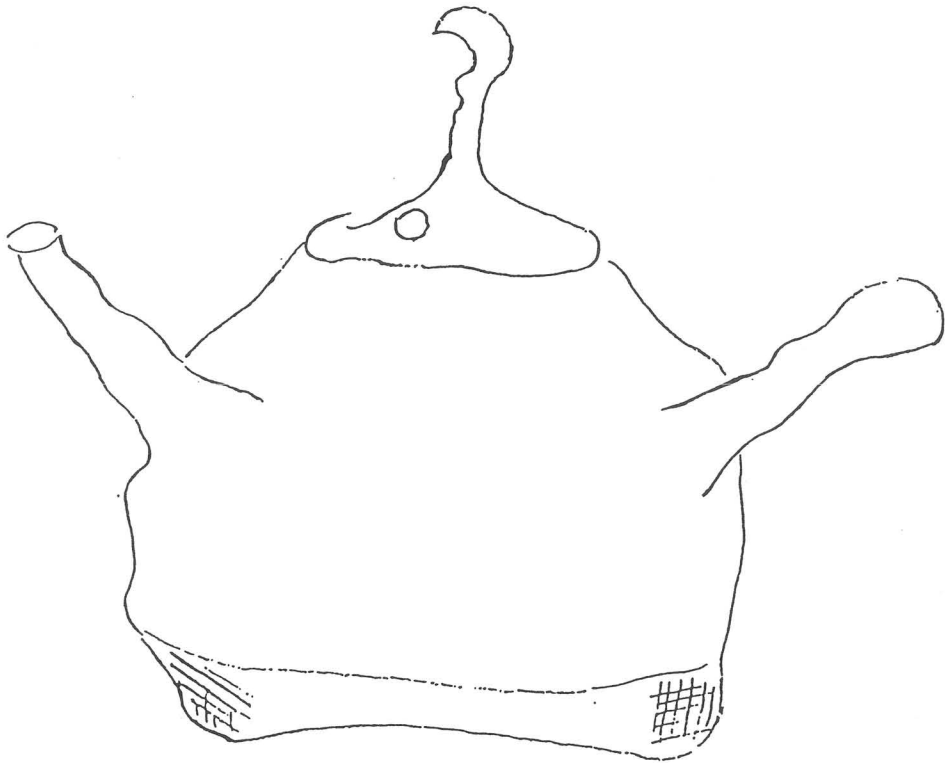
ホ
景ケ
月ツ
子シ



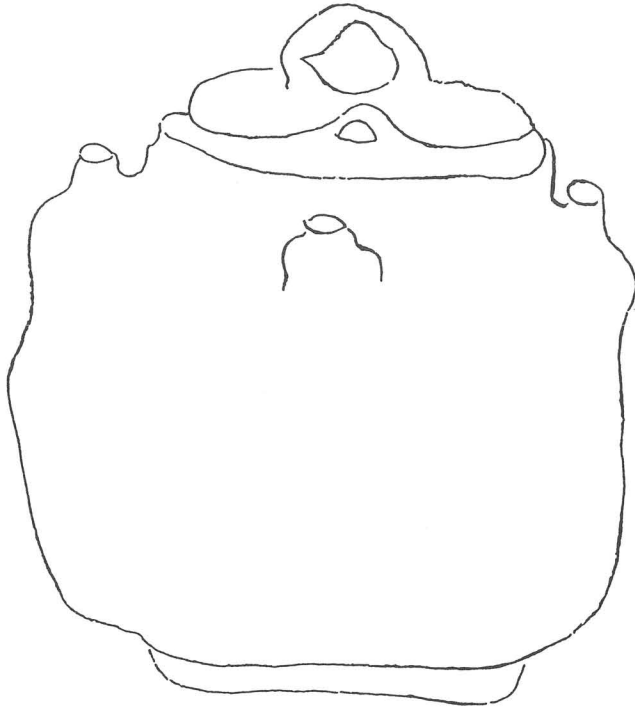
ケン
ロウ
シ
子
郎
子



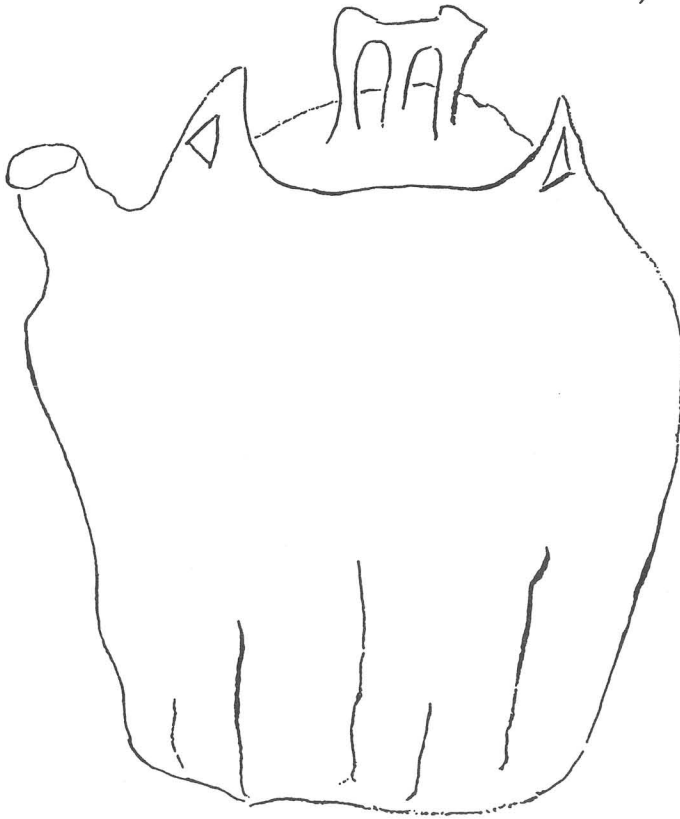
ク
ハ
ク
メ
ヒ
シ
鶴
鳴
子



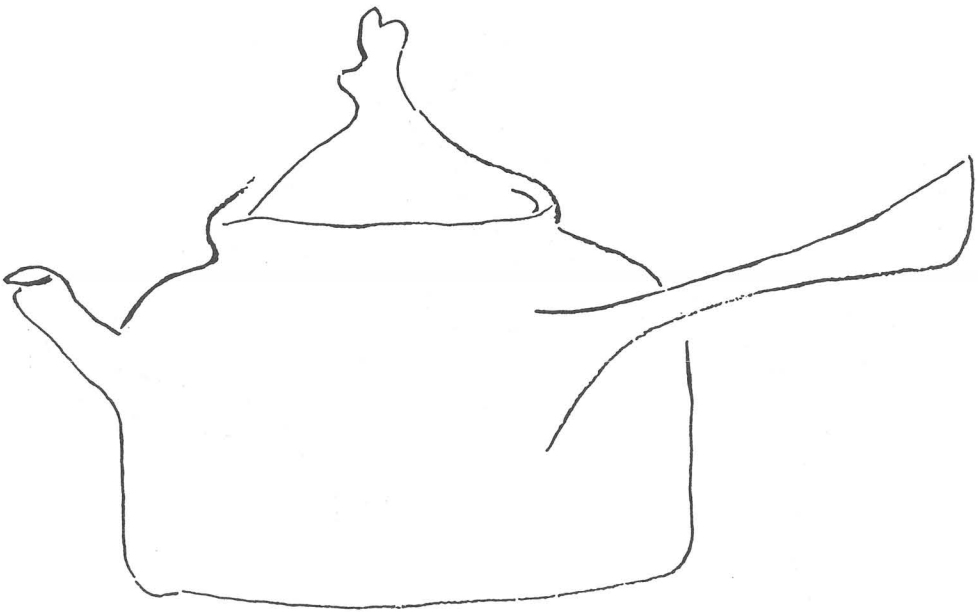
乾^{クワン}
坤^{コン}
洞^{トウ}



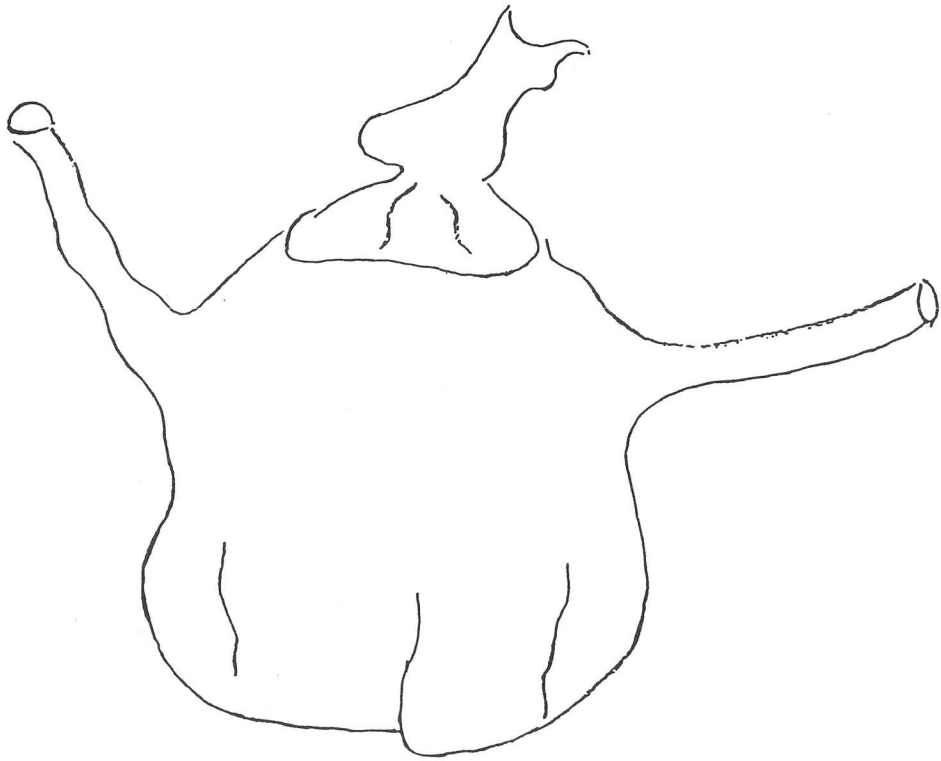
ウンムクツ
雲霧屋



コ
キ
コ
ツ
呼吸
急
氣
急

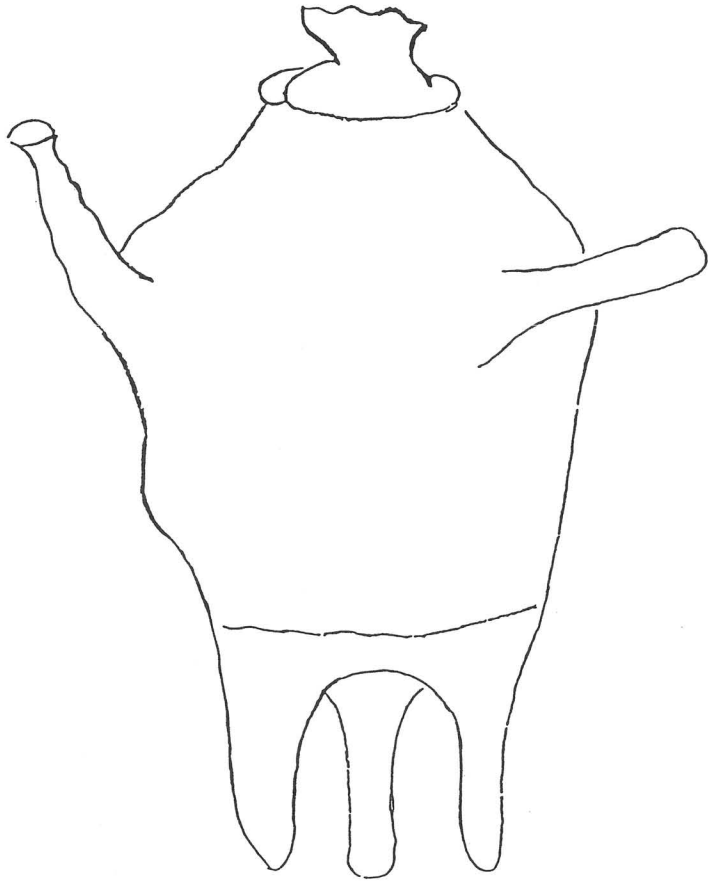


鱒^リ
子^シ



和路

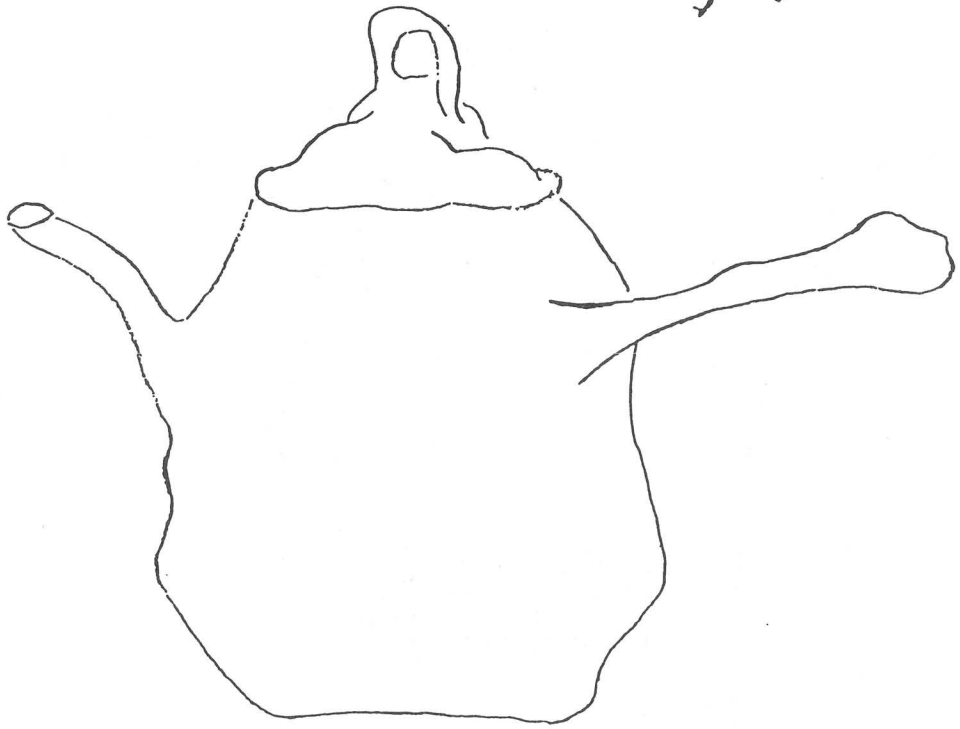
臺^た_い



ホウコマン
方屋園



ア
あん
安
居
忽
子
キ
ヨ
コ
ツ
シ



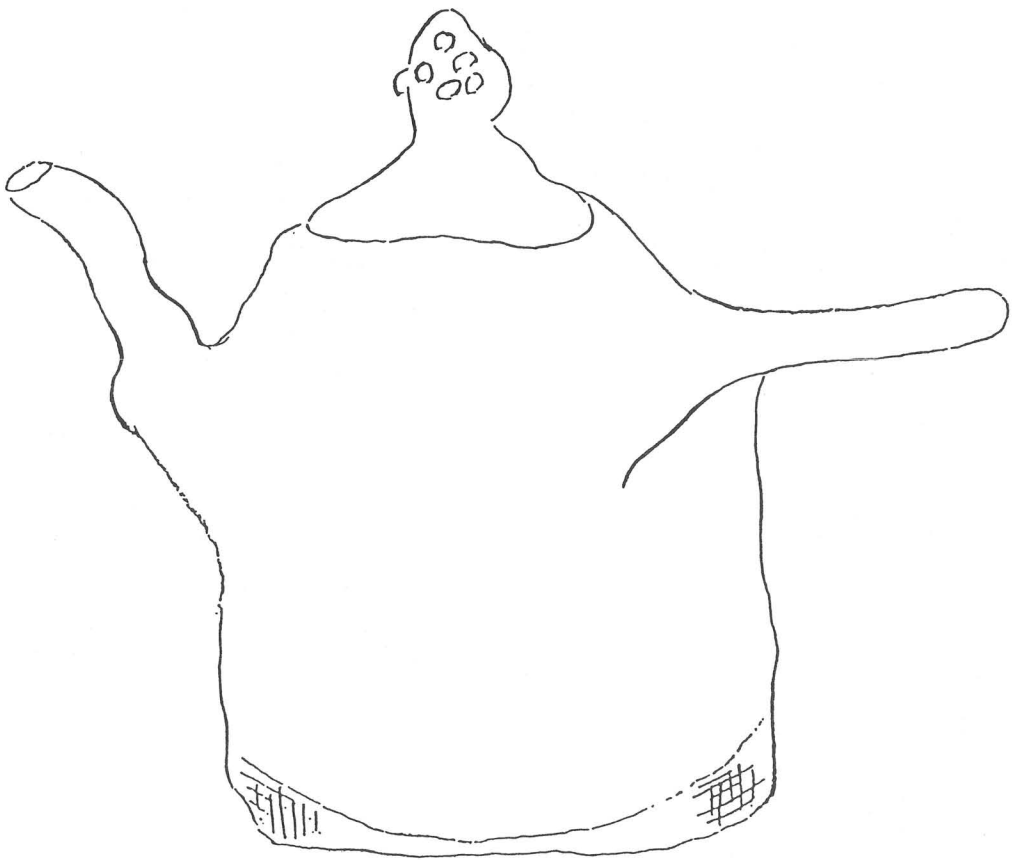
シ
ヨ
ウ
フ
ウ
ド
ウ
松
風
堂



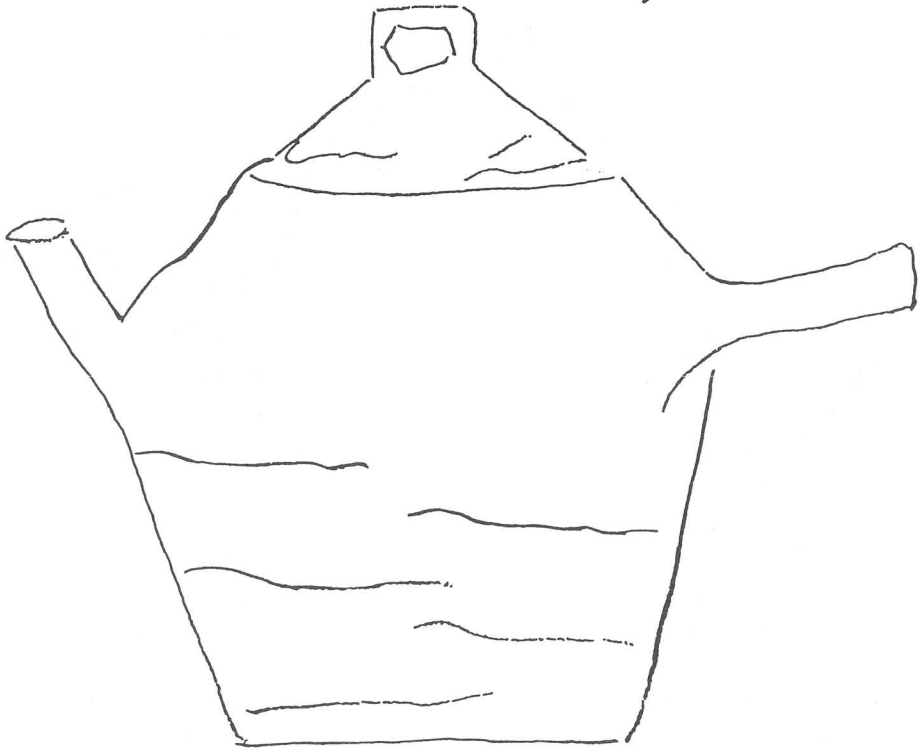
眼^{ミン}
席^{ハイ}
忽^{コツ}



松子
子
忽



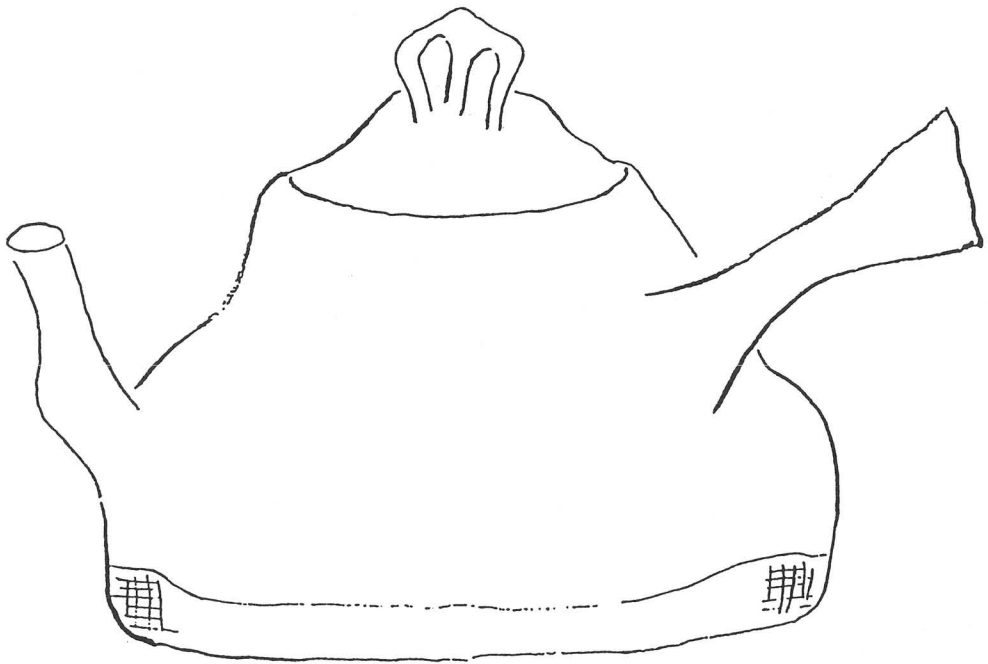
ホウ
ク
シ
鳳
簀
子



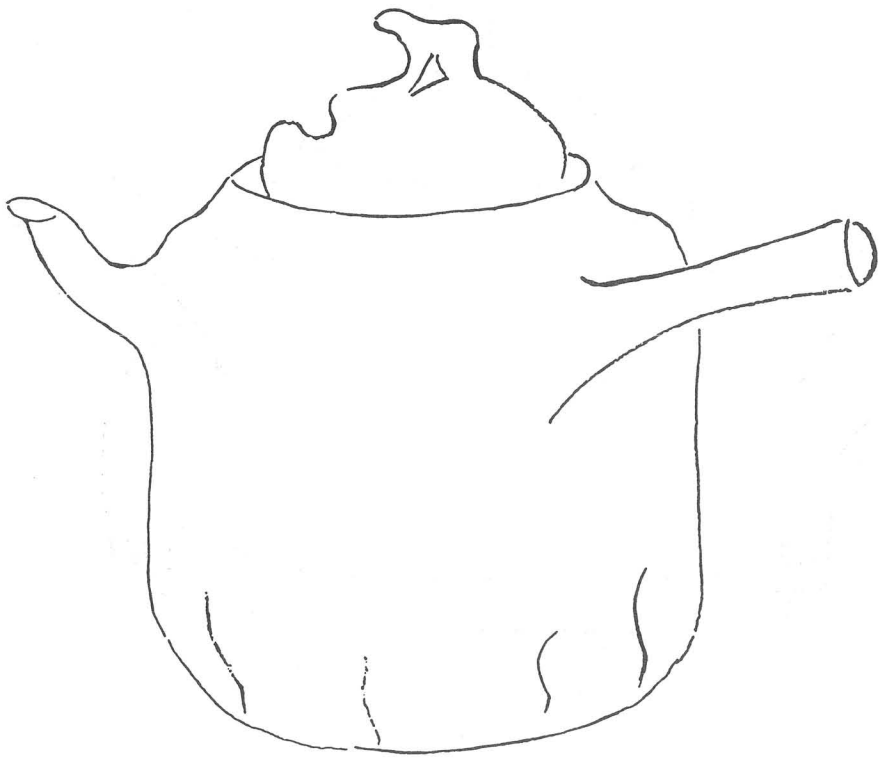
連環衣
コッ子
レンクハシ
コッ子



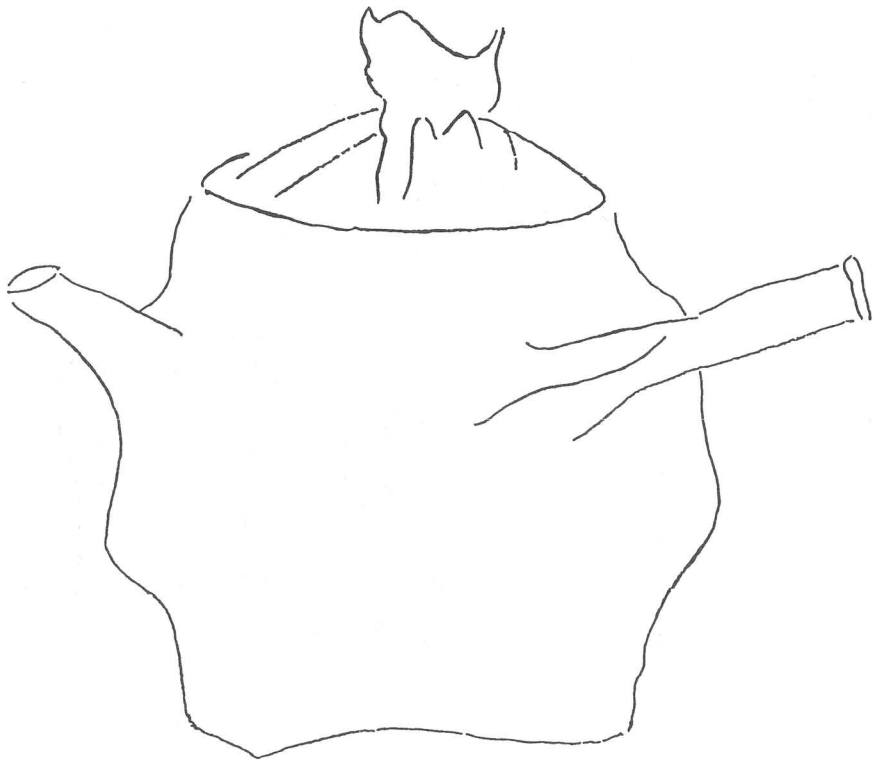
山 蔵 心 子
カ ン オ ウ シ



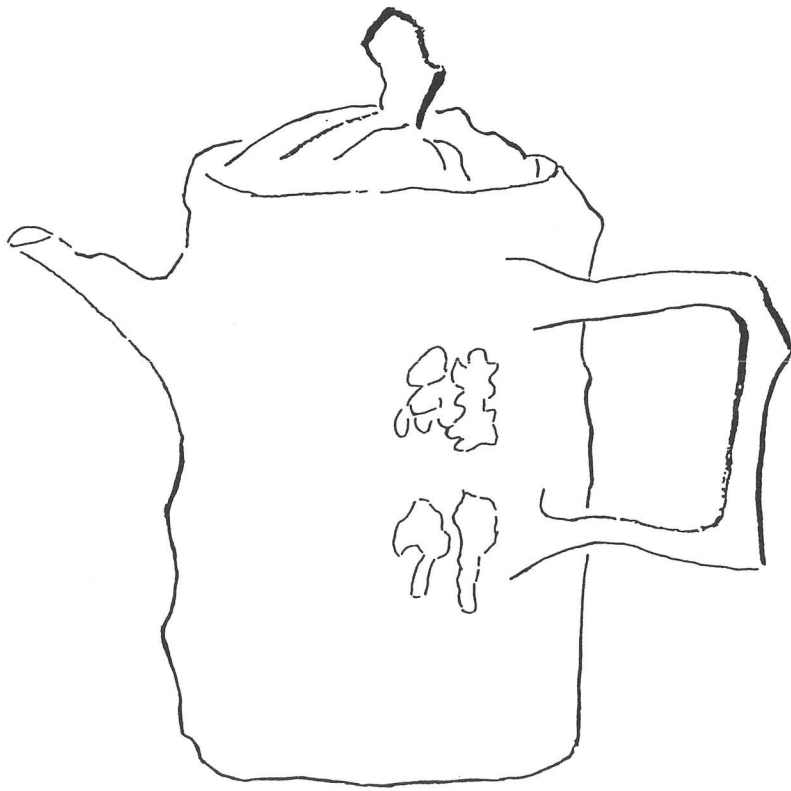
コウ
セン
コツ
浩然心
忽



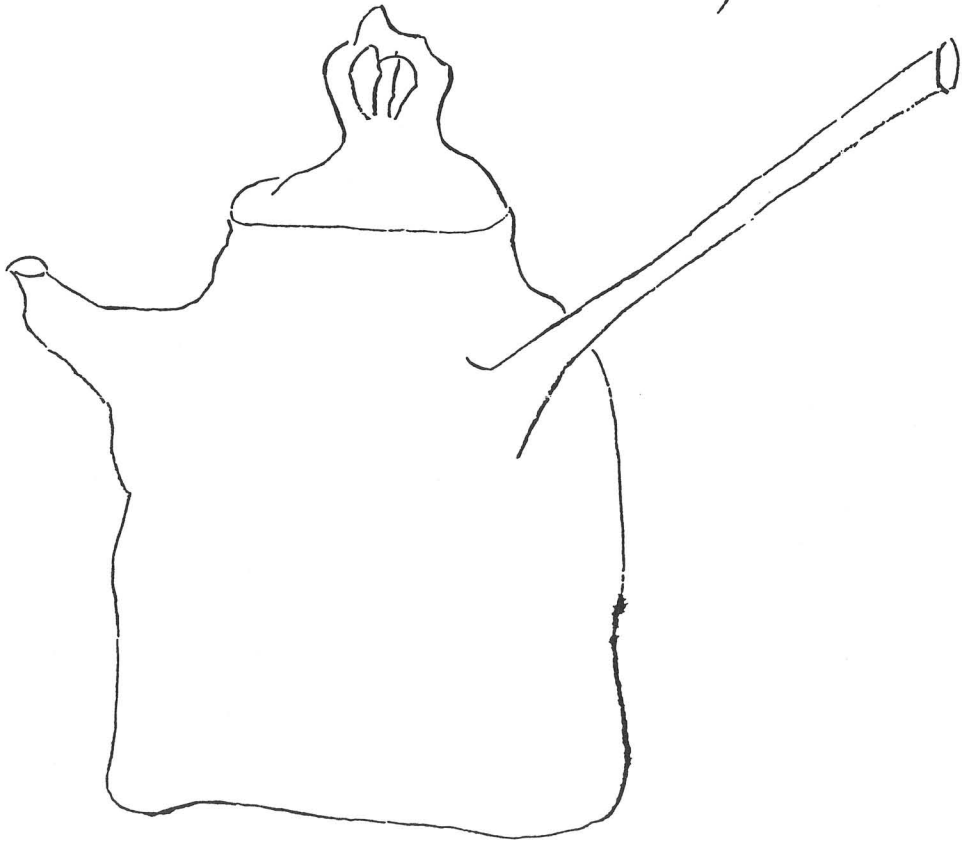
ウニ
雲
サニ
葺



ホ
止
コ
虚
シ
子



コ
テ
ウ
コ
ツ
胡
批
忽



イッ
盧長
コッ
丸



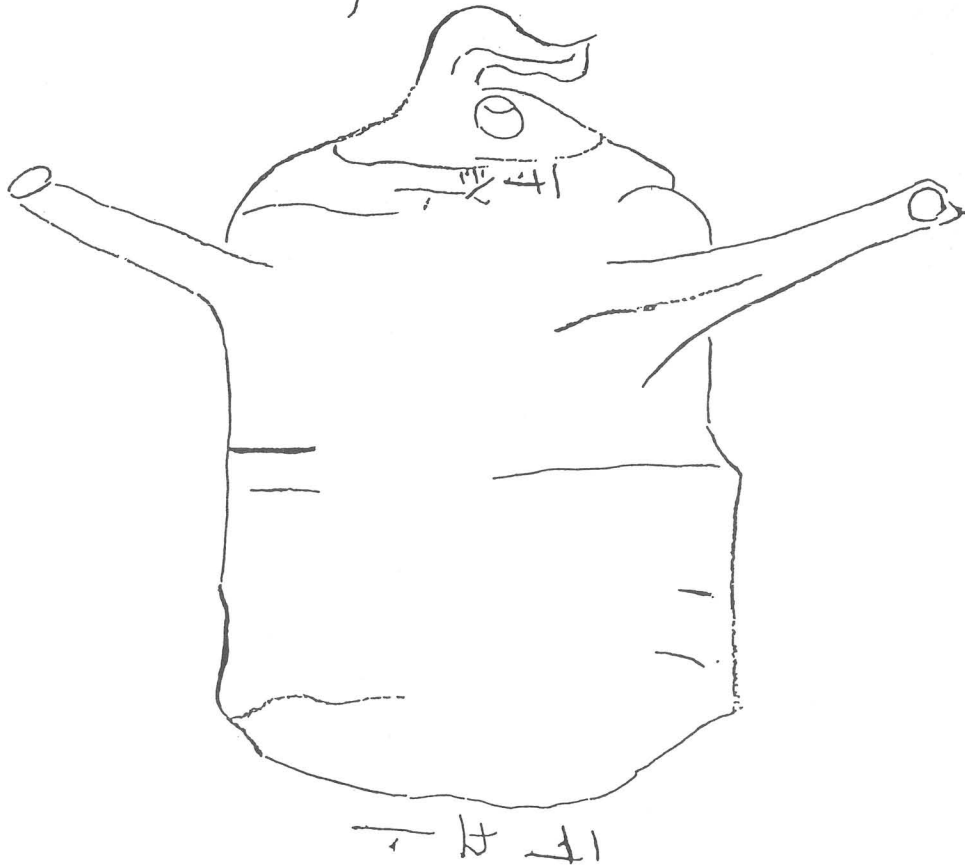
ウシシヨクシ
雲ニ醸子

蓋ヨリ底マテ

三寸余

色ウスセナリ

醸子



足利家茶瓶甲十三点四

昭和丙寅夏五月

陶山居士筆



解説

二代山田陶山（本名、義昌）氏は、明治四十年（一九〇七）に、常滑の奥条に初代山田陶山（勘之助）の長男として生れ、常滑陶器学校を終えて後、常滑や大阪の製陶所に勤務し、昭和十七年（一九四二）に二代陶山を襲名、独立して作陶活動に入られた。以来、平成十年（一九九八）年の秋に他界されるまで、茶道具を中心とした幅広い陶芸作品を残されている。その一端は、常滑市民俗資料館で平成十一年十二月に開催した企画展「二代山田陶山遺作展」によって広く知られることとなった。その一方で二代山田陶山の名前は、常滑を中心とした美術工芸の研究者としても知られていた。その研究は、本来自らの作陶に資する目的で行われたものであり、考証学的な性格を強く見せている。名品を訪ね、その形や寸法を忠実に写し、技法を復元的に究明し、さらにその名称の由来を内外の文献に求め、作者の菩提寺を訪ね、墓碑や過去帳にあたるといった手法で行われた研究は、あくまで実証的であり空想、憶測の入り込む余地のないものであった。その成果は、晩年になって精力的に行った古美術品の鑑定に顕著に現れているものの、それらはその性格からして多くの人目に触れるものではない。また、常滑市民俗資料館友の会や常滑手造り急須の会の顧問として、講演会や講評を行い、その学殖豊かなところは広く知られていたのであるが、執筆活動については、折りに触れ行ってはいるものの、そこに記された内容は、御本人の蓄積された調査研究成果のごく限られたものであり、多少とも曖昧さの残る事柄などは発表されていない。そ

れは、その研究態度からして、自らの所見を公表するにあたっては極力慎重にならざるを得なかったものと思料する。

二代山田陶山氏が過去にまとめられた遺稿については、遺作とともにまとめて霊前に供える計画が遺族の方々の手で進められている。しかし、積年の研究で蓄えられた資料や手控えの類は膨大な量であり、とても一冊の書に含めることはできない。今回、遺族の御了解を受けて掲載した『足利家茶瓶四十三品図録』なども、その性格からして遺稿集には向かない内容と考える。しかし、一方で常滑、ひいては我が国の煎茶具生産史の研究にとって無視しがたい情報を含んでいる。したがって、この種の資料については、できるだけそのままの形で提示し、多くの研究者の手で検討が加えられるべきであろう。

緒言冒頭で、「文政の昔、北条村の庄屋稲葉左衛門号高道は遠州秋葉山に伝来せる（中略）爾後稀覯の書とされ来たるなり」とあるのは、常滑で言い伝えられてきたもので、昭和十年頃にまとめられた『常滑町史編纂資料』の（其六五）「二代稲葉高道」の項に「足利時代の名器四十三種の書本（写本の誤記か、筆者註）の秋葉山に在ったのを貰い受けて模造して居ったが、その製品には更に粗造のものがなかったと云う。此の書本は後になって瀧田椿溪氏が所持して居たが西端在住時代に行方不明となったといふことである、」という記述からも傍証することができる。また、次の「故霞裳先生」とは、陶山氏の陶器学校時代の恩師にあたり、霞裳は陶彫作品などに用いた号である。本名を平野六郎といい常滑美術研究所で内藤陽三（鶴嶺）、

寺内信一（半月）に彫刻を学び陶器学校の教諭・校長として多くの後進を育てた人物である。平野霞裳氏は、明治六年（二七三）の生れで昭和十三年（九三三）に他界、一方瀧田椿溪は、嘉永六年（一八五）に生れ、昭和七年（一九三）に歿している。椿溪が三河に赴いた年は明治十六年で十九年には帰郷している。それ以前に霞裳氏が写し取ったものと考えた場合、いささか若年に過ぎる。別に写本があったということであろうか。初代杉江寿門の作品に平野霞裳が箱書を行った資料があり、その文面には「足利家茶瓶四拾三品中 依朝朗明 初代寿門堂老人造之 霞裳識」とある。この資料によっても霞裳氏が、『足利家茶瓶四十三品図録』を身近に持ち、それによって鑑識を行っていたとみることができよう。つまり、恩師の家を訪れ、その遺品を整理している過程で、霞裳氏の蔵していた『足利家茶瓶四十三品図録』のおそらくは写しを見出し、それを借りうけて写したということになる。その方法は、敷写しと呼ばれる手法で原本の上に薄い和紙を重ね、透かしてそのままの形を写し取るものである。したがって、ここに示した図は、瀧田椿溪が三河西端で紛失する以前に写されたものを平野霞裳氏が写し、それをさらに二代陶山氏が写したものである。

緒言で言われる稲葉高道が、秋葉山から譲り受けて常滑で初めて急須を作ったということを実物資料で明らかにしめすことはできない。しかし、二代および四代伊奈長三の作とされる遊環付横手急須は、図録中の「連環忽子」に近似している。また、先に「朝朗明」の作品を紹介した杉江寿門は、他にも「松風堂」

「嶽應子」「鶴鳴子」「鷗臍子」などを作っている。それらを見ると、特徴を活かしつつ横手を後手に造りかえるような変更が加えられているものが少なくない。ただし、器体に銘が刻まれており、図録をもとに制作したものであることは確実である。

そして、その年代は干支の銘記からみて幕末から明治初期と考えられる。初代寿門は文政十一年（一八二八）に生れ、明治三十年（一八九七）に歿している。そして、安政元年（一八五四）二十六才の頃に常滑村の医師平野忠司の指導のもとに朱泥茶注の制作に成功した人物である。また、平野忠司は明治十四年（一八八一）の第二回内国勸業博覧会に自らの急須コレクションを考証とともに出品し、褒状を受けるほどの人物であった。その出品資料は、常滑焼の急須で「文政以下ノ古器」となっている事からすると、稲葉庄右衛門や二代伊奈長三等の作品と理解すべきであろうか。しかし、彼の収集品の中には宜興窯の朱泥茶注が含まれていたことは間違いなく、寿門はその中の朱泥焼を手本として、常滑の土を精製し焼成法を工夫して朱泥茶注の制作に成功したとされるのである。

『足利家茶瓶四十三品図録』（以下場合によって『図録』と略す）に描かれた茶瓶の図は、いずれも注口からほぼ九十度右に回った器体に筒ないし棒状の把手を付ける横手か、器体の上部に別に作った把手を注口の直線上に付けた上手になっている。そして、宜興窯の茶注に一般的に見るような注口から百八十度回った位地に円環状の把手を縦に付ける後手がほとんど認められない。もっとも江戸時代後期の日本を代表する煎茶具作家で

ある京都の青木木米の急須をみて、いずれも横手となっており後手は水注にわずかに認められる程度である。そして木米の作品で宜興窯の文人陶工、李仲芳の作を模したとされる急須もまた横手である。その箱書には「宜興茗壺」とされているものの、その形状や焼きあがりからすれば、それは茶注ではなく湯沸し、ポーフラとするのが適当であろう。そして、中国における素焼質の湯沸しの産地は宜興ではなく福建を第一とするはずである。もっとも木米の急須はポーフラに近い形で使われていた可能性もあろう。それは、涼炉にかけて沸騰させた急須の湯の中に茶葉を投入して飲む喫茶の法である。煎茶道の始祖とされる売茶翁（一六七〇〜一七三三年）の時代が、この方法であったと見られるが、それは木米（一七〇七〜一七三三年）の時代まで続いていたということになるか。そして、『足利家茶瓶四十三品図録』の問題は、この喫茶法の初現にかかわることになる。一般に急須の始まりは、中国明代の万暦年間（一五七三〜一六二〇）に宜興の金沙寺の僧が作ったことから語られる。ところが、『図録』の表題をそのまま受け取れば、この書は足利義政（一四三三〜一四九〇年）の収集したもののうちから茶瓶を取り出したということになる。陶山氏は昭和五十年に刊行された『常滑焼茶器作家名鑑』に寄せた文章「お茶と急須についての概説」の中で、その見解を提示している。いまだ、『図録』の内容を知悉する以前の文章であるだけに、この記述をそのまま受け入れることには慎重でありたい。

『図録』を東山時代の作とすれば、その年代は宜興の急須に

先んじること百年あまりということになる。宜興の急須が直火に掛けず、湯沸しで沸かした湯を注ぎ入れて茶を淹れる茶注の初現を意味し、横手の湯沸しとは別の系譜の煎茶器をさしているとするれば、この年代上の齟齬は問題とならない。しかし、その一方で福建の湯沸しの生産年代と、それらが東山期に我が国に招来されていたものであるか否かは、またさまざまな角度から検証されねばならないと考える。『図録』に示される図は、けっして詳細に描かれたとは言えず、簡略なスケッチというべきものである。ただし、それらの中には木米の急須にも通じる特徴を見出すことも不可能ではないと考える。木米が文人仲間との交友を通じて唐物煎茶器の知識に基づいて制作していることからすれば、この共通性は首肯しうるところである。また、仁阿弥道八（一七三三〜一八〇〇）の作品に「東山殿茶堂巽阿弥秘藏急須写」というものがあり、芸儀を写している。さらに敷衍して考えれば、『足利家茶瓶四十三品図録』という書のほうに、後世東山御物に仮託して煎茶器の権威付けを計った偽書という見方も、まったくの憶測とはいえないのではないかと考える。ただし、こと常滑の急須生産においては、その真偽を別にしてもなおこの書が持つ歴史的な意義は大きいというべきであろう。

急須には、さまざまな呼称がある。本来、この語は酒を火に掛け暖める容器に与えられたようで、これに類する語として急焼・急尾焼・急備焼などの語がある。キュウスに対してキビシヨウ・キビシヨである。この語は浙江・福建など中国南部の茶器の名称「キビシユ」に由来するものとされる。「キビシユ」が

涼炉に乗せて湯を沸かし、そこに葉茶を投じる茶器であれば、福建はポーフラの産地として知られる土地でもあり、まさに語意にふさわしいといえよう。そして、江戸後期の文献にもっぱら現れ人口に膾炙した名称もまた「急焼」「キビシヨ」の類であったことからすれば、先に木米の急須のみたように、当時の喫茶法とも附合することになる。それが、どの時点で「キビシヨ」が「キユウス」に転訛し、急須と混用されるのかは別な問題であるが、明治十一年に常滑を訪れた金士恒は、自作の茶注の箱書に茗壺などとともに急須の文字も用いている。また仲野泰裕氏の報告によれば長野県須坂市の田中本家に残る古文書で天保十三年の貼り紙をもつ史料に急須の文字が現れている。しかし、貼り紙には「キヒシヨ」と書かれているため、「キビシヨ」の音に「急須」の文字をあてた可能性も残されている。木米の箱書にも「急須」の文字が見えるが、横手の急須の箱である。その読みは判然としない。

以上が直火に掛ける道具であったとすれば、茶壺、茗壺、茶瓶、茶甌などは茶注、茗注とともに直火とは縁のない語義になる。そして、『図録』が「茶瓶」の語を表題に用いていることは、描かれた図から想定される器の用法との間に隔たりがあることになる。また、これらの名称に近い茶銚は銚の文字が飲食物を温めるのに用いるなべやかまの語義であり、より急須に近いことなるうか。なお、長崎市の扇浦正義氏のご教示によると、『長崎名勝図絵』所収の「唐館内の図」には後手の茶注とすべき容器を火鉢に掛け直火にあてている描写がある。火鉢

の手前には茶碗がすえられており、絵からは後手の茶注で湯を沸かし、そこに葉茶を投入する喫茶法が読み取れる。これが一般的に行われていたとすれば、器具の形態と喫茶の法とは一致しないということになる。今後近世遺跡の発掘調査で検出される急須類の被熱痕の分析などを通して、わが国における淹茶法の成立期を確定していく必要がある。

二代陶山氏は、この『足利家茶瓶四十三品図録』に対して、多くを語ってはいない。そこで、まさに蛇足となることを承知で解説を加えることにした。煎茶器に関する基本的文献へも充分目を通していない段階でこのような文章を添えることは汗顔の至りである。しかし、資料そのものに重要性がある以上、解説はあくまで参考にすぎず、資料が活用され新たな知見がもたらされる呼び水となれば、その役割を一応果たしたことになる。陶山氏の収集資料は、文頭でも述べたように膨大な量にのぼる。今後、その整理の過程で広く諸賢の目に触れるべきものと判断された場合には、今回のような形をとって本誌に掲載していく予定である。

常滑市民俗資料館 中野晴久

参考文献

- 「田中本家伝来の煎茶具 宜興窯から磁胎七宝まで」仲野泰裕『陶説』五五九、一九九日本陶磁協会
- 「文人の雅陶」河原正彦『日本陶磁全集』二一九 頴川 木米 一九〇 中央公論社
- 『煎茶道美術大観』株式会社婦人画報社 一九六
- 「長崎出土の煎茶器について」扇浦正義『長崎唐人貿易と煎茶道』一九六板橋区立郷土資料館

明治初期の北条地区における常滑焼の生産について

杉江 理代

1、はじめに

中世から連綿と受け継がれてきた常滑焼は、現在でも常滑市の工業出荷額の五割を占める重要な産業である。陶磁器関連産業は製土・整型・釉薬・燃料・窯窯・窯業機械等の業種やロク師・彫師・絵付師・素地師・原型師といった職人に至るまで、さまざまに分化している。製品は伝統的な陶芸作品や日々使用する食器類、そして、ファインセラミックスまで、さまざまなものを生産している。このような産業としての常滑焼の礎を作ったのは、明治五年に鯉江方寿が受注し生産を始めた木型製法による近代土管の生産からであるといっても、過言ではないだろう。明治期から現代に至るまで、常滑焼がどのような過程を経してきたのか、常滑焼の研究は以前より諸賢によってなされている。しかし、常滑焼について詳細の記された書物は『郷土ニ於ケル教育資料』（明治四十二年九月）と『常滑陶器誌』（明治四十五年一月）までにしかさかのぼることはできず、一次資料として活用できるものは少ない。したがって、それ以前の様相はわずかな伝世品、出土品、古文書などに頼らざるをえない。しかし、その文書類も現存している物は非常に少ないのが現状である。今回、常滑市民俗資料館に所蔵されている『畑中家文書』『陶器諸書上村方控』『浜口屋文書』（コピー資料を含む）から、

明治初期の北条地区における常滑焼生産の一端を垣間見ることが出来たのでここに報告したい。

2、資料の概要

(1) 『畑中家文書』『進達書留』
廃藩置県に伴い明治五年（一八七二）九月に新しい戸籍・地方行政制度が導入され全国は大区小区制がしかれた。これにより、現在の常滑市の北部地域、そして、知多市の南の一部は額田縣八小区にされ、一つの行政区となっていた。八小区を構成する村は常滑村・瀬木村・北条村・多屋村・榎戸村・西之口村・大野村・小倉村・宮山村・石瀬村・前山村・久米村・矢田村・大興寺村・南粕谷村・北粕谷村・大草村・羽根村の合計十八カ村であり、それぞれの村に副戸長が任命されていた。畑中家はその八小区の村々をまとめる戸長に任命されている名家である。「進達書留」は明治四年から八年ごろの常滑焼・農業・醸造・製塩などの諸物産の生産高の記録などが残されており、明治最初期の常滑地域の様相を知る上で大変貴重な資料である。「進達書留」というタイトルからも、県に提出する為の書類の控といった性格のものであり、さまざまな届出文書、および覚書などが綴じ込まれている。この「進達書留」の筆者は表紙に「畑中家戸長」と記載されていること、各種届出に「八小区戸長畑中茂右衛門」とあることから所有者である畑中茂右衛門と思われる。今回はこの「進達書留」のなかの、常滑焼に関することのみ

に焦点をあてることにする。

常滑焼に関する記述は二百ページ近いつづりの前半に五・六ページ記載されている。この項には年月日は記載されていないが、綴りは四年から興され、八年で終わっていること、常滑焼の項の後は、明治五年から六年にかけての一年間の醸造業に関する記述があることなどから、明治四年から六年の間の記述と推測することが出来る。なお、北条村のみならず、常滑村・瀬木村での陶器生産高、および、税金額が記載されている。

(2) 陶器諸書上村方控

表紙には「陶器諸書上村方控」とあることから、窯業関係の文書の控えであり、付属する地図から、表紙にある「村方控」の村とは北条村（現在の常滑市北条地区）のことで明治六年、七年の間に書かれたものである。（以後「村方控」とする）

- ・ 窯の土地面積及び税額（日付不明）
 - ・ 原料土の採掘場所および産額（日付不明）
 - ・ 売高（明治六年二月）
 - ・ 原料土の使用量、および価格（明治六年七月）
 - ・ 略地図、土取場略図
 - ・ 日本坑法にともなう借区開坑届、借区券の請求の下書き（二月十四日）
 - ・ 窯別の生産額（明治七年二月十四日付）
 - ・ 原料土の産出量（明治七年の上半期）
- 以上の文書からなっている。

借区開坑届以外の筆者は不明ながら、村の公文書の役割があるので、副戸長として名が出てくる森下定助・平野七兵衛の二人を筆者候補としておきたい。平野七兵衛は『常滑陶器誌』によると「平野不苦斎 平野家七世の祖なり文政十年十一月四日生る通称を七兵衛と云えり：抹茶器等を作りて甚だ巧なり人となり風雅脱俗にして書画骨董は頗る好む所なり又和歌茶道なども嗜めり：明治四十年九月十五日寿八十一歳にして逝けり」と紹介されている人物であり、住居地は常滑町一〇一一番地である。

一方、森下定助の住居地は不明であるが『常滑陶器誌』によると「六代目（清水）庄蔵は村内窯方協議の上森下定助と共に享保九年瓶松葉問屋職なる名を以て燃料松葉の仕入方製造せし瓶類の売捌方を委託せられ業とせり」とある。明治六年の森下定助とは代は変わっているが享保年間（七六〇～七五三）より北条の窯業に携わっていた家系の人物である。

(3) 『浜口屋文書』「借区開坑届」

この文書は浜口屋所有の文書であり、明治七年のもの（以後「浜口屋一」とする）明治二十二年のもの（以後「浜口屋二」とする）の二通の借区開坑願である。

同家は常滑市阿野町において江戸時代末からつづく旧家で代々栄蔵を名乗っている。二代栄蔵は明治七年には副戸長を勤める名士である。阿野町は江戸時代には西阿野村と呼ばれ、海沿いながらも漁業ではなく、農業が盛んな土地であり、その他の産

業としては製瓦業、船大工などが上げられている。

3、考察

(1) 北条村について

北条村とは現在の常滑市北条地区のことである。常滑市は昭和二十九年四月に常滑町、鬼崎町、西浦町、大野町、三和村の四町一カ村を合併して誕生している。明治初期には常滑町はさらに、常滑村、瀬木村、北条村の三村にわかれていた。旧来、市街地を形成した地区であると思われる常滑村の北に位置することから「北条」と名付けられたと考えられる。また、常滑村地区は商店・住居が多いことに対し、北条村は住工混合の市街地を形成している。北条地区には現在も多くの陶器工場が残っており、焼物散歩道として親しまれている。北条村に多くの陶器工場ができたのは、常滑特有の甕を焼くための大きな窯をつくるのに必要な緩やかな傾斜地があったこと、近くに港があり、製品の出荷に都合がよかったという、地形的な利点があげられると共に、市街地化するのが比較のおそく、窯や作業のための広い土地があったためであろう。

『尾張へ行記』(二六三)に北条村は「農業ノ外瓶細工ヲ産業トシ、又船カセキヲシ商貨交易殷盛ノ地ナリ」と紹介されている。戸数は寛文年間(一六六一～一六七〇)には七十戸、江戸時代後期には二百七十戸、明治初期には三百四十九戸、大正十年には四百八十戸と増加している。また、明治五年の資料によると、窯業

に携わっている家は百戸余を数えている。なお、北条村域内には曹洞宗の光明寺がある。しかし、光明寺の檀家は非常に少なく、常滑市保示地区(北条村飛地)にある西山浄土宗の正住院の檀家が北条の過半数を占めている。その他には半田市成岩地区にある無量壽寺(真宗大谷派)、常滑市大野の光明寺(真宗大谷派)、常滑市榎戸の法通寺(真宗大谷派)、常滑市山方地区の天沢院(曹洞宗)などがあげられる。正住院は半田市成岩地区の常楽寺から隠居した空観栄覚上人が文明十六年(四八二)に創建したとされている。(*正住院の創建時期に関しては文明八年説もあるが、常楽寺の創建も文明十六年であることから、筆者は正住院の創建文明十六年説を取りたい。)半田市成岩地区にある無量壽寺は同寺縁起によると貞応元年(一三三)三河羽塚村に創建されたのち、文明十七年(一四六)に成岩に道場を興し、尾張三河二箇所に分かれていた。その後、永禄年間(一五九〇～一五九六)に起こった三河の一向一揆に関係し、三河羽塚村(現在の西尾市)から成岩へ移転、門徒も移住している。また、大野の光明寺には長島一向一揆の際に、長島から光明寺を頼って脱出した門徒がいたと伝えられている。檀家制度は江戸時代初期の寛永十二年(一六三五)から十五年にかけてキリスト教の弾圧を目的として制定されており、門徒が寺を変更することは禁止されていた。北条村の多くの人々が半田市成岩地区にゆかりのある寺の檀家であることは、羽塚村や成岩地区に何らかの所以があつたことであろう。

(2) 窯の数の推移

北条村の窯数の推移は『常滑陶器誌』によると元禄年間からの記述がある。(下表参照) 北条の窯数は江戸時代には八基から十一基の間で増減が認められる。進達書留においては十一基。村方控においては窯場の面積と税米が記録された項において真窯五基、大窯七基の十二基であるが、真窯の一基は跡窯場とされている。この跡窯場とされる窯のみ惣代名がなく、生産金額の項においても名前があがってこないことから窯は存在しているが操業していなかったと考えることができる。明治十二年の番戸地図では、十四基の窯が北条に築かれている。この地図では窯の種類は記載されていない。その後、明治二十三年には十九基(『尾張国知多郡誌』田中重策編輯より)明治四十四年には大窯十九基、真焼窯二十基と一気に倍増し

	資料名	西暦	大窯	真窯	合計	備考
元禄年間	常滑陶器誌	1688~1703	8	—	8	
享保年間	常滑陶器誌	1741~1743	10	—	10	
天明年間	常滑陶器誌	1781~1783	8	—	8	
天保年間	常滑陶器誌	1830~1834	11	—	11	
明治5	進達書留	1872	7	4	11	
明治6	村方控	1873	7	5	12	真窯5うち1つは跡窯場
明治7	村方控	1874	7	4	11	真窯4うち2つは間窯
明治12	北条村地図	1879	—	—	14	
明治23	知多郡誌	1890	—	—	19	
明治44	常滑陶器誌	1911	19	24	43	

北条地区の窯数の推移一覧(江戸中期~明治末まで)

(3) 窯の種類

天保年間から明治初期の約五十年間で窯の名前は多少変わるものの窯数はほとんど増加せず、その多くが操業をつづけている。江戸時代を通じて、窯数は制限されていたが、明治以降には緩和された。しかし、『村方控』の窯は依然として十一基であり、顕著に増加するのは明治二十年代以降ということになる。

(3) 窯の種類

天保年間(一八三〇~一八四三)にあった窯で、村方控でも継続して操業している窯は十一基中、古窯、森新窯、坂窯、坂新窯、中新窯、傳中窯、福新窯、徳新窯、懸ヶ窯の九基である。このうち、古窯のみが真窯で残りの七基は大窯とされている。これらの窯は引き続き明治四十四年まで操業しているが、古窯に加え森新窯と福新窯が真窯に代わっている。天保年間の記録にはなく、『村方控』の窯地面積・税米の項に新たに登場する窯は孫右衛門の窯(窯名不明)・下井戸窯の二基ですべて真窯とされている。このうち、孫右衛門は売上高の項で堂場間窯の総代をとめていることから、窯地面積・税金の項での孫右衛門の窯名は堂場間窯と考えることができる。また、下井戸窯も売上高の項では下井土間窯と記載されているので、この二つ新しい窯は同じような構造を持った窯であったのではないだろうか。

ここでは、窯の種類を見ることにする。『村方控』にあがってくる窯の種類は、「真窯」「間窯」「大窯」「鉄砲窯」の四種類があり地図には窯と土取場所の位置が簡単に示されている。窯

は屋根のあるもの二基、ないもの九基、うち二基は登り窯のよ
うな仕切のある窯と三種類、合計十一基の窯が描きこまれてい
る。一方、『進達書留』には「間窯」「小窯」「真窯」「窯」など
の名前の窯が記載されている。北条村にはこのうち「文永年間
より伝える窯」、「文永年間より伝える真窯」の二種類があり、
「瓶焼業」、「陶器焼業」がそれぞれ対になって使用されている。
また、『常滑陶器誌』には窯は二種類あり、真焼とよばれる、
よく焼締まった製品を焼成する窯が「真焼窯」、素焼の製品を
焼成する窯が「素焼窯」、またの名を「大窯」、「鉄砲窯」と紹
介されている。室数は真焼窯は室数が数室あるのに対し素焼窯
は一室となっている。

『進達書留』に記載の「真窯」は代表者もしくは所有者は渡
辺与左衛門、松本孫右衛門、松本助左衛門、渡辺善三郎の名前
があがっている。『村方控』においても渡辺与左衛門は下井戸
窯、松下孫右衛門は堂場間窯、松下助左衛門は懸ヶ窯の総代を
それぞれ務めていることから、『進達書留』の「真窯」と『村
方控』の「真窯」は同じ窯をさしていると思われる。なお、孫
右衛門・助左衛門は『進達書留』には松本姓であるが、『村方
控』には松下姓である。北条村の番戸地図において、孫右衛門
を名乗っている人物は「松下孫右衛門」と松下姓であり住居地
は九四四番である。また、助左衛門を名乗るのは住居地は不明
であるが、「松下助左衛門窯」と窯地および控地は存在してお
り、同じく松下姓を名乗っていることから、『進達書留』にあ
る「松本」は「松下」の誤字であろう。

「間窯」とされる窯は瀬木村の鯉江伊三郎の窯と常滑村の柿木
伊八（柿田の誤字か？）、伊奈八兵衛の窯、松本久右衛門の窯
である。この三つの窯はそれぞれ、「願濟年」として天保十一
年八月（八四）、天明六年（一七六）、嘉永六年（一八三）と記録され
ている。鯉江伊三郎は鯉江方寿のことで、『常滑陶器誌』には、
その父小三郎方救は文化年間に真焼窯を試みているが、その完
成は天保五年（一八四）（天保六年説もある）のことであり、その
時の真焼窯が連房式登り窯で（明治四十四年）現在の金島窯で
あるとしている。『進達書留』では天保十一年に尾張藩御用窯
を拜命した時の窯は「間窯」であるとしている。苦勞をかさね
て天保六年に開発された「真焼窯」は天保十一年においても引
き続き使用されていたと思われる。したがって、「間窯」は
『常滑陶器誌』の「真焼窯」と同じものであると考えることが
できる。また、『村方控』の資料の一ページには「真窯」とし
てあげられている下井戸窯は資料七ページには下井戸間窯と記
載されている。この項には真窯の売上高が記載されているが、
下井戸窯と堂場窯を除く窯には「間窯」と記載されていないの
である。したがって「間窯」は「真窯」の一種として考えるこ
とができよう。つまり「間窯」と「真窯」は、「まがま」とい
う読み方、「真焼窯」の別名としての名称としてあげることが
できる。

それでは、「間窯」と「真窯」は全く同様の窯であったと考
えることができるのであろうか。『進達書留』の北条村の項に
は「真窯」として四基、その他の「窯」は七基の合計十一基と

いう記録があるものの、その願済年は「文永年間と申し伝える窯」と瀬木村や常滑村の記述よりもあまいな表現になっている。そして、焼成回数一回あたりの生産高は北条村の「真窯」は百十円から百円であるのに対し常滑村・瀬木村「間窯」は六十円から八十七円と真窯より幾分か小額である。やはり、二つの窯は少し性格が異なるようである。

『進達書留』の「文永年間より申し伝う窯」については窯の種類は記載されていないが、大窯であると考えられる。代表者はみな「甕焼業」と記載され、真窯の「陶器焼業」とは違う扱いがされている。また、『村方控』での大窯の総代と『進達書留』の「文永年間より申し伝う窯」の代表の七名うち、五名が同一人物である。その五名は渡辺安右衛門、森下源四郎、村田久左衛門、村田卯兵衛、土井勇助である。これら、大窯の創業時期は『進達書留』では文永年間（西暦二二四年から二二四年）とずいぶんさかのぼっている。（*願い済み年が「文永年間」とあるが、江戸幕府はしばしば窯改めと称する調査を行っており、願い出の先は幕府と考えられるため「安永年間」（二二二—二二七）の誤字の可能性がある。）一方、『村方控』の「借区開坑届」では、その創業を天正二年八月とし、その後「従来」に訂正している。窯の操業と陶器職の創業と性格がちがうので、はっきりしないが、創業時期には、何らかの根拠があったのではないだろうか。

以上のことから、窯の種類は大別して二種類あり、『村方控』にある四種類の窯のうち、真焼製品を焼成する窯が「真窯」

「間窯」、その他の「大窯」「鉄砲窯」は、それぞれ『常滑陶器誌』の真焼窯、素焼窯と解釈することができ、「真窯」の中でも比較的新しいものが「間窯」と呼ばれ、真窯と何らかの区別をしていたようである。そして、厳密にいうと『村方控』に記載の真窯と『常滑陶器誌』にある真焼窯とは、多少その性格の違いがある。『常滑陶器誌』の真焼窯は素焼窯と対にされており、真焼製品を焼成する窯という意味で用いられている。真焼窯の中でも、旧式、折衷式、平地式という構造上、また旧式の燃料は薪、平地式は石炭、そして、折衷式は薪と石炭を使用するといったような使用する燃料による区別もされていた。この中の平地式というものが、明治三十四年に常滑陶器同業組合にて苦勞の末、開発された石炭を燃料とした窯であった。その後、従来の真窯に石炭を燃料として使用する、折衷式ができ、薪などを燃料とする従来のものは旧式と呼ばれるようになった。したがって、石炭窯の開発前における村方控での真窯は常滑陶器誌では真焼窯の旧式タイプと解釈することができる。

（4）生産高と税金

窯にかかる税金として『常滑陶器誌』には「元禄の頃には窯一立につき煙役として壹斗五升烟硝壺の代として四升五合合わせて壹斗九升五合を天和の頃に至りては壹斗三升五合の運上米をし来りしなり」と紹介されている。『進達書留』では、大窯と思われる「文永年間と申し伝う窯」には一窯につき八升五合、「真窯」には一窯につき九升五合の税米がかかっている。しかし、

* 代表者から高までは明治七年の項より税米は明治六年の項より抜粋し代表者名で一致する窯のみ表にした。
 * 表(1)(2)内の()は他の資料から推測される事項。

代表者氏名	業種	焼立回数	生産高(円)	税米	窯の種類
渡辺安右衛門	瓶焼業	6	336	8升5合	窯(大窯)
森下源四郎	瓶焼業	6	335	"	"
服部源左衛門	瓶焼業	6	324程	"	"
村田久左衛門	瓶焼業	6	312程	"	"
村田卯兵衛	瓶焼業	約6	394程	"	"
土井勇助	瓶焼業	6	294	"	"
清水善吉	瓶焼業	6前後	276	"	"
松本(下)助左衛門	陶器焼業	約6	588	9升5合	真窯
松本(下)孫右衛門	陶器焼業	約6	600	"	"
渡辺善三郎	陶器焼業	6	660	"	"
渡辺与左衛門	陶器焼業	6	613	"	"

北条地区の窯の高と税米(1) 『進達書留』より

代表者氏名	業種	焼立回数	生産高(円)	税米	窯の種類
(渡辺)安右衛門	福新窯	9	494	7升8合	窯(大窯)
(森下)源四郎	(徳新窯)	10	550	"	"
(清水)庄六	(森新窯)	10	540	"	"
(村田)卯兵衛	坂窯	9	441	3升5合	"
(土井)勇助	坂新窯	10	490	2升2合	"
(清水)善吉	(伝中窯)	8	368	"	"
(村田)久左衛門	中新窯	7	364	6升	"
渡辺与左衛門	下井戸窯	12	1680	"	真窯
松下孫右衛門	堂場窯	17	1785	6斗2合	"
松下助左衛門	懸ヶ窯	11	1540	"	"
滝田文三郎	古窯	9	1170	7升	"

北条地区の窯の高と税米(2) 『村方控』より

『村方控』には「貢米」として上がっているが、窯によってその量はさまざまであり、窯の種類によって一律にはなっていない。平均的に『進達書留』の額のほうが多少多くなっている。(表参照)

また、生産高に関しても『進達書留』と『村方控』では違いが大きくなっている。両者の年代の差はおおきくみても二、三年であり、その間の生産額が三倍近くになっているにもかかわらず、多くは税米が減少しているのである。この、理由としては短期間に莫大な需要があり生産が伸び、税額は前年の生産額から算出されたため生産高に対して少ない税額となったと考えるか、両文書の性格の違いによることが考えられる。

生産されていた製品は、瓶(甕)と小細工品を真窯で焼成していることが『村方控』に記載されている。それらの瓶や小細工品の具体的な製品名は不明であるが、『常滑陶器誌』によると明治期の大小様々な製品が写真によって紹介されている。小細工品は江戸末から作られるようになった急須に代表されるものであるが、当時は急須に加え、茶碗、徳利、水指、花器、火鉢、置物などがつくられていたようである。

『村方控』には「下井戸竈 渡辺与左衛門 一、瓶売高百五円 拾式焼ノ千式百六十円 一、小細工物 壺窯ニ付 三十五円 ノ四百二十円 二口ノ千六百八十円」とあるように、真窯の年間の売上が窯ごとに集計されている。それによると瓶は百五十円から八十五円で、小細工品は三十五円、という値がつけられている。当時の日当は、一人十銭であったことから、

(製土業の項参照) 現在の値段(一日一万円)に換算し、瓶が千五百万円から八百五十万、小細工品が三百五十万円といふかなり高価で売買されていたことから、この値は瓶の単価ではなく、一回の焼成で瓶と小細工品が焼成され、その生産された瓶、および小細工品の総計金額と考えられる。

一方、七つある大窯では焼成の回数と金額、そして惣代の名前のみ記載となっており、焼成された品物が記載されていない。大窯では、赤物と呼ばれる、素焼の焼物がつくられていたとされている。『村方控』の大窯の生産額は、真窯のように種類別になっていないことから、器種構成としては様々なものが焼成されていたことであろう。『常滑陶器誌』によると素焼の製品として瓶、鉢、かまど、蚊遣、炬燵、などが写真で紹介されている。焼成回数、生産額は多い窯で十回五百四十円、少ない窯でも七回三百六十四円を数えている。これらは、年間の焼成回数と生産高と考えられる。大窯の各窯を平均すると一回の焼成において四十七円の生産高となり、真窯での平均百二十八・五円とは半分以下となっている。つまり、真焼の製品は大窯の赤物の製品は二倍以上の価格で取引されていたことになる。

(5) 借区開坑願にみる製土業

・北条地区では

『村方控』における「借区開坑願」には年号が記されていないが日付は二月十四日とある。その前のページは明治六年二月十四日付の文書と七月付の文書。後のページには明治七年二月

十四日付の年間の精算文書が綴られていることから、明治七年の二月に書かれた文書と推測できる。

この借区開坑願は三通あり、それぞれ下書きであるが、番号がつけられ、詳細図が添付されている。その内容は、天正年間から陶器職で北条村の○○(それぞれ棚井戸・荒子・出口)にて粘土を採掘し生計を立てていたが、この度、日本坑法が発布されたため、借区券を交付してもらおうべく届出をするという趣旨の事が書いてある。また、詳細図には借地の場所、地形、面積、届人の氏名が記載されている。第一番は六十字棚井戸、届人、森下源四郎。二番は五十八字荒子、届人、渡辺安右衛門。三番は五十一字出口、届人は渡辺与左衛門である。

ここに名前がでてくる一番を申請した森下源四郎は窯の名は不明ながら、『進達書留』、『村方控』双方において惣代を務めている。明治十二年に作成された番戸地図によると一一五七番に居住しており、徳新窯の惣代をつとめている。このことから、進達書留および村方控で惣代をしていた窯も徳新窯であったと考えられる。なお、徳新窯は大窯で現在のライズビルの北側に位置していた。一一五七番からは徒歩数分の距離である。

二番を申請した、渡辺安右衛門(文政十二年〜明治三十八年)は前出番戸地図によると一一九一番に居住しており、福新窯の惣代。福新窯は大窯で、現在その場所は県道北条向山線の陶磁器会館西交差点の一角となっている。渡辺安右衛門は『進達書留』、『村方控』双方において、惣代職についている。村方控、明治六年には大窯である福新窯と真窯である懸ヶ窯の二窯の惣

代職である。村方控の別ページには懸ヶ窯の惣代は松下助左衛門（住所地不明）に交わっているが、渡辺安右衛門は依然として大窯の惣代職についている。この窯の名前は明治十二年の番戸地図においても総代をつとめていた福新窯であろう。惣ヶ窯の場所については北条村番戸地図では、正確な位置が特定できない。しかし、松下助左衛門窯という場所が存在している。したがって松下助左衛門窯が懸ヶ窯を名乗っていたとも考えることができよう。ここでは、「借区開坑届」の出された、明治七年の渡辺安右衛門に注目したい。つまり、大窯と真窯という二つの窯の惣代を掛け持ちしている有力者なのである。

三番を申請した、渡辺与左衛門は村方控の明治六年および七年、北条村番戸地図においても下井戸窯の惣代となっている。住居地は北条村九四一番地。窯地は現在の山文製陶所の一角にあたる。

以上のことから、明治七年に借区開坑願を工部省に提出した北条村の三名はすべて窯の惣代を務めていた人物と特定できる。また、土取場として粘土を採掘していた場所は村方控においてはすべて田として使用されていた場所である。一番の棚井戸は現在の一本橋の南西側付近。申請者の森下源四郎の住居地からも惣代を務める徳新窯からも徒歩数分の距離にあたる。二番の荒子は北条の共同墓地南側にあたり、申請者の渡辺安右衛門の住居地からも福新窯、懸ヶ窯のほぼ中心に位置する。三番の出口は棚井戸・荒子より少し離れた位置であるが、下井戸窯からの距離とすると、一番二番よりも多少遠いと感じられる程度

である。

これらの土取場からの生産量はそれぞれの明細票に記載されている。この明細表には明治七年の上半期における生産量や営業日数、工人数などが記載されている。まず、第1四半期からみていくことにする。営業日数という名目で棚井戸では五百十六日、行業人数という名目で五百十八人、入費五十一・

掘出高(貫目)	381000
売高(貫目)	373497
代価(円)	621.86
行業日数(日)	3393
工数(工)	3393
入費(円)	339.3

土取場1、2、3番の合計
(明治7年上半期)

六円とある。営業日数は現在の営業日数に対する名称、行業人数は従事者人数と解釈できる。このことから、逆算すると一番の土取場では使用人が六人おり、一人あたりの休日が四日、日当が十銭ということになる。休日については『常滑窯業誌』(常滑市誌別巻)において、「明治の初期には休日は月に一日」と記していることから、窯屋の休日と土取の従業員の休日はほぼ同じであったと考えていいだろう。そして、その労働量は一日につき一人二十貫目(七十五kg)の土を掘り出したということになる。採掘の様子は『村方控』に添付してある地図によって見ることができる。昭和六年の『常滑地方陶製品製造工業調査』(愛知県内務部)によれば「原料たる陶土の採掘は山土畑土を除きては稲作関係にて冬季稲作なき時期を利用し主として採掘せらるるものなり。左れば一カ年を通じて採掘に従事するもの勤く、従って之が専業者無く全部副業として採掘業を営む」とあり田からの採掘は農閑期にされるとあるが、明治七年の北

条村の土取場一番においては、田からの採掘であるが農閑期である第1四半期、農繁期である第2四半期もほぼ同量の土が採掘されているのである。採掘するにあたってのシーズンは第1四半期、第2四半期ともほぼ同量の生産量であり、必用経費においても大差が無いことから、明治初期においては通年営業していたと考えたい。『村方控』によれば北条地区の窯での原料土の使用量は、明治六年七月には村内で四十九万八千貫目の粘土を使用しており、その約半分の二十五万八千貫目を村内で採掘、不足分の二十四万六千貫目を他村から買い入れている。また、明治七年の記録では三ヶ月間の粘土の使用量は真窯が六万六千五百六十貫目、大窯が十一万九千六百三十七貫目、合計十八万六千九百七十七貫目になる。一方、届出をした一番、二番、三番の土取場の明治七年上半年期における生産量は三十八万一千貫目、うち売上が三十七万三千四百九十七貫目である。このことから、明治七年に生産量が比較的伸びたことが伺える。なお、不足分の土は多屋村から買い取っているようで多屋村の明細書も『村方控』には綴じこまれている。多屋村は樽水村とともに江戸時代末から常滑地区に原料土を供給していた。その後、原料土の採掘場所は明治三十年代には奥田村、上野間村、坂井村、北方村、成岩村、内海村、明治四十四年度には半田町、上野村、横須賀町、旭村、鬼崎村、西浦町、小鈴谷村、武豊町、成岩村など徐々に広域になっている。『村方控』では採掘を通年行っていたが、その後は『常滑地方陶製品製造工業調査』にあるような農閑期のみの採掘となる業態の変化は、この間の原料の使

用量がふえたため、提供者が増え、他の地域から短期間に多量に供給することができたからではないかと考える。

次に、北条地区で使われた原料土は真窯と大窯と、二種類の窯に対しての原料土の違いがあったか考えてみる。『村方控』によると、真窯は北条地区内に四つあり、一年で一窯につき八回の焼成をおこない、三ヶ月分当りの一窯の使用量は一万六千六百四十貫目使用、代金は百十円九十二銭。また、大窯は地区内七つあり、七窯あわせて三ヶ月で十一万九千六百三十七貫目使用し代金は百九十九円三十二銭とある。これは、一窯の一ヶ月あたりの使用量に概算すると、真窯は一窯あたり一ヶ月で五千五百四十七貫目、大窯が五千六百九十七貫目の使用量となり、ほぼ同量の原料土が使用されたことがわかる。また、原料土の価格の真窯・大窯ともに一円につき六百貫目とほぼ同じ価格である。『常滑地方陶製品製造工業調査』（昭和六年）には、小細工用の原料は水簸されたものが供給されており、陶管用は水簸されないものを使用していた。しかし、『村方控』では、そのような原料土の区別はされていない。以上のことから原料土の納入時には、窯の種類による原料土の格差は無く、また、その種類も同じであったと考えていいだろう。ただし、物によっては使用するにあたり陶工が自ら水簸を行ったことは考えられる。

・阿野地区の場合

北条村の様相を追ってきたが、近隣の村では常滑焼にどのように関わってきたのであろうか。江戸時代には常滑村・瀬木村・

北条村の窯仲間に限られていた常滑焼の生産は明治期以降、自由化された。それ以後、常滑村の近隣の町村では窯業に新規参入する業者が出現し、明治四十年代に至っては常滑地区のみならず近隣地域においても多くの窯が築かれた。西阿野地区は浜口屋に残る文書から比較的早い時期から常滑焼の生産に携わっていたことが推測できる。

『浜口屋一』によると、西阿野地区の久田利左衛門が願人となっている。この人物は、本文に見えるように前年の明治六年五月から陶器職についており、西阿野村字唐崎にある栄蔵所持地の田畑を借りて陶器の原料土の掘取業を開業したことになる。この地主である栄蔵は久田栄蔵（二代目）（一八〇九～一八三三）のことで、西阿野村字唐崎とは後に、浜口屋四代目にあたる豊三郎（一八五〇～一九〇九）が久田窯を築き現在ではジャニス工業（株）本社工場の位置するところである。

久田利左衛門のいう「陶器職」が、北条村のように窯屋の惣代職ということとは多少性格が違っているようである。江戸時代には窯の数が制限されており、株を持った旧常滑地区でしか開業できない状態で、近隣の町村では窯は築くことが出来なかった。明治になると江戸時代の規制がなくなったものの、窯の新設は旧常滑地区で窯数がふえる明治末になっても、西阿野地区にある窯は二基である。この、二基の窯は久田豊三郎が明治十年に築いた登り窯を明治三十年代に改造したものである。したがって、明治七年の時点では、西阿野村には窯はまだ築かれておらず、久田利左衛門は原料土の採掘のみをしていたか、生地

を作って常滑地区の窯屋に運び込み焼成していたことが考えられる。ここで、地主である久田栄蔵と届出人の久田利左衛門について考えてみたい。二代目栄蔵は利左衛門家から養子に入っているのである。栄蔵の実家である利左衛門家は後に田島姓を名乗っている。しかし、苗字は明治五年（一八七〇）に平民の苗字が許可され、義務化されたのは明治八年（一八七三）の平民苗字必称義務令からであり、この借区開坑届の出されたころ、利左衛門家が親戚筋に当る久田姓を名乗っていても不思議ではないが、ここでは利左衛門家が浜口屋との親戚筋にあたるかは断定できない。浜口屋二代目の久田栄蔵は明治七年の段階では、自分の土地を久田利左衛門に貸し、原料土の採掘を行ない、その跡地に四代目栄蔵にあたる、豊三郎が登り窯を築き、自らが窯屋になったということになる。従って、明治七年の時点では届出人の久田利左衛門のいう陶器職は北条村の届出人のように窯屋の惣代ということにはならないのである。

また、『浜口屋二』には願人として、平民岩田角太郎（西阿野村一九六番地）、久田文次郎（同一五六番地）、地主として久田作右衛門（同一五六番地）横山春太郎（同一三八番地）のほかに稼人として久田安蔵の名があがっている。前出の『浜口屋一』の文書には願人と地主の名しか記載されていないがこの文書では稼人が登場する。願人が窯屋の惣代であり、使用人がいたという北条村や有力者の親戚が願人であった西阿野村の明治七年の借区開坑届とは性格が変わり、届出人は地主から土地を借り、稼人をやとう中間業者的存在となる。実際に原料土を採

掘する人物と販売運搬事務等を手がけたであろう人物との役割が明確となっている。

・日本坑法について

借区開坑届は北条村では明治七年の二月十四日、西阿野村では同年二月十五日に届出がされている。この借区開坑届は北条村の下書きにもあるように日本坑法に基づいている。日本坑法は明治六年七月二十日に太政官第二五九号として発布された七章三十三節からなる法律である。金属その他の鉱物・築石・土砂・粘土などについての掘り取り、営業、それにかかる税金について、また、鉱山の所有者の日本国籍条項などが主な内容である。その翌週には、地租改正法が発布されていることから、明治政府の政策の比較的早く重要な位置をしめたものと思われる。

北条村・西阿野村で届が出されたのは、この法律の第三章借区開坑にかかるからである。土地を借りて、鉱物・土石等を掘り出すには鉱山寮に届出をし鉱山寮から許可書である借区券がないと営業できないのであった。『浜口屋一』では同願に伴う事務経緯についても北条村での控では伺えないものである。それは、この法律が工部省から出されたもので、願人は居住区の戸長、そして県を通じて書類を工部省に提出し、また、その許可は工部省の工部卿伊藤博文が下ろしていることである。願い出から許可がおりるまで半年もあるのは、『日本坑法第十三法第三章借区開坑』に「…工部省鉱山寮官人之を実測し標石を植え境界を識別すべし…官員帰報の後許可…借区券を付与す」と

あることから、実際に工部省の役人が届地を实見していたからであろう。また、同章に「凡借区は通常十五年間を以て定期とす之を終るに至りて継年期は新たに願出すべし」とあることから、明治七年に願を出した北条村、西阿野村の借区開坑の次期更新時は明治二十二年であることが判明する。浜口屋二の文書が明治二十二年に届けられていることは浜口屋一の文書の更新時期に当ることから何らかの関係があると思われる。

また明治六年十二月には工部省から「借区坑業明細票書式凡例」が出ている。『村方控』には棚井戸で借区開坑をおこない原料土を採取していた森下源四郎らの明細票三通が綴じこまれているが、それらの明細票は工部省の書式通りである事から、西阿野村の借区開坑届にも、このような明細票が添付されていたことであろう。また、明治八年には管轄が工部省鉱山寮から農商務省に変更されている。

4、まとめ

以上のように、北条地区を中心に明治初期における常滑焼の生産の様相を見てきた。明治初期の北条村では江戸時代より引き続き使用されていた窯が九基あり、天保から明治にかけて新しい窯も二基造られており、合計十一基で常滑焼生産にあっていた。新しい窯は「下井戸窯」「堂場窯」の二基である。「下井戸窯」と「堂場窯」は真焼製品を生産する「真窯」の一種である「間窯」とも呼ばれており、「真窯」とは多少区別されて

いたようである。その生産は瓶を中心にしたもので、土管はま
だ造られていない。生産額の平均は一回の焼成あたり、真窯が
百二十八・五円、大窯が四十七円と窯の種類により開きがある。
生産に携わっていた人物は特定できないが、各窯には惣代と呼
ばれる代表者がおり、年毎に持ち回りで惣代を行う窯、同じ人
物が惣代を毎年行う窯がみられ、窯ごとの運営方針があったよ
うである。これら、惣代職についていた人物は十五名が数えら
れる。この十五名のうち五名は窯業専門であったが、残りは
「農業」七名、「商業」三名となっており、窯業との兼業が行わ
れていたようである。ここでいう商業は「船カセギヲシ」と
『尾張巡行記』の北条村の説明にあるように、海運業へ携わっ
ていたと考える。冒頭に窯業に携わる戸数として掲げた百余戸
は、窯業を専門にしていた戸数であるから、兼業をおこなって
いた戸数を含めれば北条村での窯業関係者はかなり上回るもの
と考えられる。また、これら総代は正住院の檀家九名、大野光
明寺の檀家三名、無量壽寺の檀家二名、天澤院の檀家一名となっ
ており、西山浄土宗及び真宗大谷派の門徒が大部分を占めてい
る。なかでも、真宗大谷派の方の檀那寺は常滑地区にある同じ
宗派の満覚寺ではなく、わざわざ距離のある大野の光明寺と成
岩の無量壽寺であることが特筆すべきことであろう。「借区開
坑届」では天正八年（一五〇）二月から代々陶器職についたと申
請した人物には無量壽寺の檀家も含まれている。この創業年は
無量壽寺の成岩移転と時期が近いことから、三河羽塚から寺の
移転に供なった門徒や、長島一向一揆から脱出してきた門徒が

近世常滑焼の生産に大きく携わっていたと考えるのはいささか
大胆なことであろうか。

常滑焼に使用する原料土は、北条村においては必要量の半量
ほどを村内で賄い、その不足分を近隣の多屋村・西阿野村など
から買い入れていた。「借区開坑届」は明治七年二月十四日及
び十五日と一日違いで北条村、西阿野村で提出されていること
から、常滑焼に使用する原料土を採掘しているとおもわれる、
多屋村・瀬木村・常滑村においても同様の届出がされていたこ
とであろう。原料土の採掘については北条村、西阿野村の両村
で常滑焼に使用する土を生産することに変わりのなか、そ
の組織形態は両村では多少異なっていたことがわかる。北条村
では窯屋の惣代が自分の田畑で使用人を雇い入れ原料土を採掘
し、同村の同業者に供給していたが、村内だけでは需用を供給
できず多屋村やその他の近隣の村から大量に原料土を購入して
いる。『日本坑法』によれば、あくまでも、借地をして採掘業
をおこなうものが届出をすればいいことになるが、北条村では
採掘業者を窯屋の惣代が取りまとめていた感がある。それは、
届人である惣代の私有地を借区開坑の「借区」にしている点であ
る。届人が総代でなく採掘者本人である場合は「借区」になる
のだが、届人は総代がとめていている。また、従事者人数も十七
名から二十名数えることが出来ることから、複数の人物が採
掘を行っていたことがうかがえる。一方、西阿野村では、有力
者である地主がある人物に土地を貸し、その人物が原料土を採
掘し他村（北条村や瀬木村などの旧常滑地区）の窯屋に供給し

た。その跡地に地主自ら、登り窯を築き、窯屋を始めるようになったのである。つまり、明治七年においては、西阿野村の借区開坑届の届人は北条村と違い、採掘業者本人である可能性が高いのである。

明治維新から数年、日本は新しい国家体制へと変化していったが常滑における窯業もこの時期大きな変化が現れる。それは、鯉江方寿が真焼土管の製法を開発し政府から大量に注文を受けたことから始まる。その後、政府からの注文はまた他の注文を呼び、前代未聞の好景気がきたのである。それら大量の注文をさばく為、常滑では製陶業への新規参入が顕著となるのである。明治十年代から常滑地区に窯数が徐々に新設され、明治四十五年には常滑近隣に百基近くになることから、その隆盛がみえる。今回のレポートであつかった北条村はちょうどその直前であつたといえよう。生産の多い窯では年間十七回も焼成をおこなつており、常滑地区での旧来の窯での生産は飽和状態になつたとも考えられる。また、『浜口屋文書』は明治以後、製土業に新規参入し、その後製陶業に転業し近代常滑窯業の発展の一翼をになつていった経緯を如実に物語っているのである。

今回取り上げた資料では当時の常滑窯業全体を捉えるものではない。当時の常滑のリーダーたちは数多くおり、多様な展開がなされていたと考えられるのであるが、まだまだ私の力量不足であり、今後の課題としたい。中部国際空港が常滑沖に計画され、着工されようとしている今、常滑窯業界は明治時代に勝るとも劣らない転換期を迎えている。先人たちが、明治という

激動の時代を果敢に生き、常滑に発展をもたらしたことをふまえた上で、今後の常滑のあり方を模索していけたらと思つている。

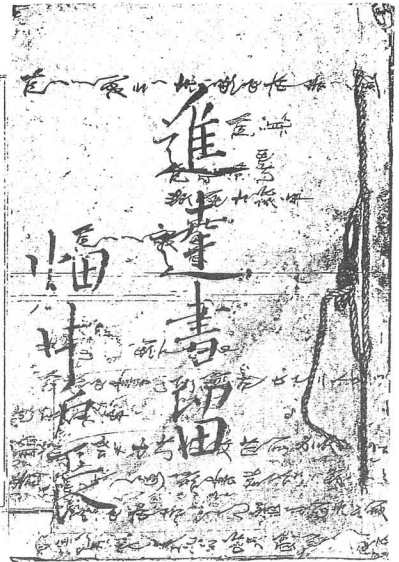
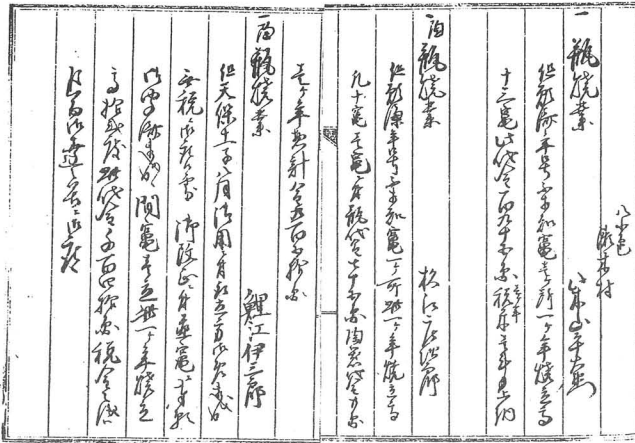
最後に、このレポートを書くにあたって、御世話になつた諸先輩方にこの場を借りて御礼申し上げます。

5 資料

- 1、畑中家文書 進達書留
- 2、陶器諸書上村方控 *借区開坑届は二通づつあつたが紙面の都合上一通のみ掲載した。
- 3、浜口屋文書 借区開坑願

《参考文献一覽》

- 『尾張国知多郡誌』明治二十三年 田中重策 編輯
- 『郷土ニ於ケル教育資料』明治四十四年
- 『常滑陶器誌』明治四十五年一月 滝田貞一
- 『常滑案内』大正十年（覆刻版） 藤井廣吉
- 『太政官第二五九号』明治六年『法令全書』
- 『常滑地方陶製器製造工業調査』昭和六年四月（覆刻版）愛知県内務部
- 『常滑市誌』昭和四十九年三月 常滑市誌編纂委員会
- 『常滑窯業誌』昭和四十九年三月 常滑市誌編纂委員会
- 『一向一揆と常滑』渡邊榮造『友の会だより』四号常滑市民俗資料館 昭和六十三年
- 『土管 製法技法の変遷（近代常滑を中心として）』柿田富造『研究紀要Ⅳ』常滑市民俗資料館1994
- 『半田市誌 宗教編』平成七年三月 半田市誌編纂委員会
- 『浜口屋久田家展』我が家の歴史展No.9 パンフレット 常滑市民俗資料館



八小区 瀬木村

一、瓶焼業 柴山平右衛門

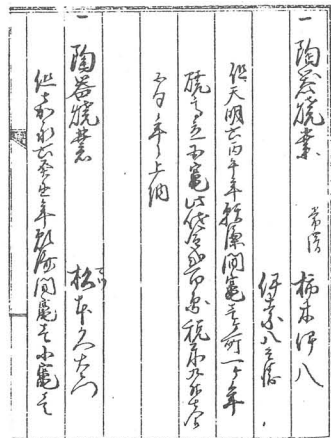
但願濟年号不知竈壹ヶ所一カ年焼立高
十三竈此代金百九十五円 壹ヶ年 税米一斗上納

一、陶瓶焼業 杉江庄次郎

但願濟年号不知竈一ヶ所此一カ年焼立高
凡十竈壹竈二付瓶代金七十五円 陶器代金廿円
老カ年惣計合九百五拾余

一、陶瓶焼業 鯉江伊三郎

但天保十一子八月御用二付取立方御免相成
無税二御座候處御改正二付並竈二奉願
御聞濟相成間竈壹立此一カ年焼立
高拾貳度此代合千百四拾円税金之儀ハ
追而御達し候筈二御座候



一、陶器焼業 常滑 柿木伊八

但天明六丙午年願濟間竈壹ヶ所一カ年
焼立五竈此代金貳百円税米九升七合
五勺 年々上納

一、陶器焼業 常滑 柿木伊八

但天明六丙午年願濟間竈壹ヶ所一カ年
焼立五竈此代金貳百円税米九升七合
五勺 年々上納

一、陶器焼業 常滑 柿木伊八

伊奈八兵衛

但天明六丙午年願濟間竈壹ヶ所一カ年
焼立五竈此代金貳百円税米九升七合
五勺 年々上納

マツ

一、陶器焼業 松本久右衛門

但嘉永六癸丑年願濟間竈壹小竈壹

于上申焼立高 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 北條村 渡辺安右門
--	---------------------

壹力年焼立高 間竈十竈此代金千七十五円
 小竈五竈
 壹力年 税米壹斗三升つつ 年々上納

一、瓶燒業 北条村 渡辺安右門
 但願濟文永年中ト申伝竈壹一ヶ年
 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年
 税米八升五合充上納

瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納
---	---	---	---	---

瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納	瓶燒業 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年 税米八升五合充上納
---	---	---	---

知多郡北条村

森下源四郎

一、瓶燒業
 但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年
 焼立高六竈此代金三百三十六圓一ヶ年
 税米八升五合充上納

一、瓶燒業 服部源左衛門

但願濟文永度ト申伝竈壹一ヶ年
 焼立高六竈此代金三百廿四円程年税米八升五合
 年々上納

一、瓶燒業 村田久左衛門

但願濟文永年中申伝竈壹一ヶ年
 焼立高六竈此代金三百十式円位
 年税米八升五合

一、瓶燒業 村田卯兵衛

但文永年中願濟ト申伝竈壹一ヶ年
 焼立高六竈此代金式百九十四円程年税
 米八升五合

一、瓶燒業 土井勇助

但文永度願濟之由竈壹一ヶ年焼立高

六竈此代金式百九十四圓壹カ年税米 八升五合充上納	但文永度願濟之申伝竈壹ツ一ヶ年 焼立高六竈年々不同此代金式百七十六 圓壹カ年税米八升五合上納	一、瓶燒業 清水善吉
-----------------------------	--	---------------

一、陶器燒業 松本助左衛門 但文永年中願濟之由真竈壹ヶ所一ヶ年 焼立高凡六竈此代金五百八十八圓年税 米九升五合充	一、陶器燒業 松本孫右衛門 但願濟文永年中被申伝真竈壹ヶ所 一ヶ年焼立高凡六竈此代金六百円 年税米九升五合充上納仕候	一、陶器燒業 渡辺善三郎 但文永年中願濟之由真竈壹ツ一ヶ年 焼立高六竈此代金六百六十円年税 米九升五合充上納	一、陶器燒業 渡辺与左衛門 但願濟文永年中被申伝竈壹ツ一ヶ所 焼立高六竈此代金六百十三円年税 米九升五合上納
--	--	--	--

六竈此代金式百九十四圓壹カ年税米
八升五合充上納

一、瓶燒業
清水善吉

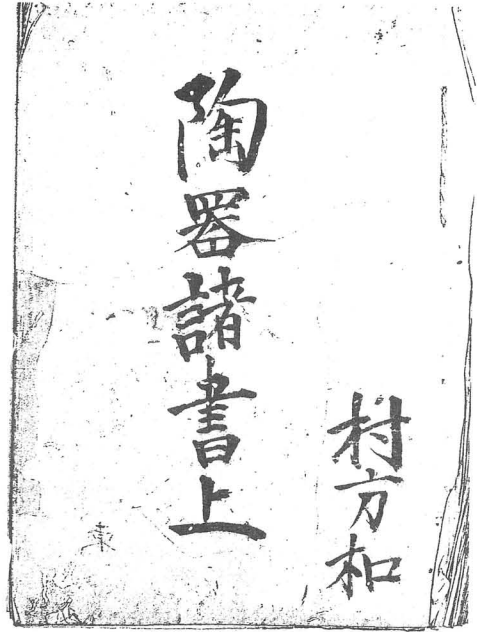
但文永度願濟之申伝竈壹ツ一ヶ年
焼立高六竈年々不同此代金式百七十六
圓壹カ年税米八升五合上納

一、陶器燒業
松本助左衛門
但文永年中願濟之由真竈壹ヶ所一ヶ年
焼立高凡六竈此代金五百八十八圓年税
米九升五合充

一、陶器燒業
松本孫右衛門
但願濟文永年中被申伝真竈壹ヶ所
一ヶ年焼立高凡六竈此代金六百円
年税米九升五合充上納仕候

一、陶器燒業
渡辺善三郎
但文永年中願濟之由真竈壹ツ一ヶ年
焼立高六竈此代金六百六十円年税
米九升五合充上納

一、陶器燒業
渡辺与左衛門
但願濟文永年中被申伝竈壹ツ一ヶ所
焼立高六竈此代金六百十三円年税
米九升五合上納



- | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|--|---------------------------------|--|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|---|
| <p>一、五畝拾歩
 貢米
 六斗〇二合
 瀬木地所之分</p> | <p>一、五畝拾歩
 孫右衛門</p> | <p>一、九畝二十五歩
 高壘斗四升三合
 出米九升三合</p> | <p>真窯分 惣代
 安右衛門</p> | <p>一、五畝拾歩
 貢米
 六斗〇二合
 瀬木地所之分</p> | <p>一、六畝二十九歩
 貢米七升</p> | <p>屋敷畑唱古竈地
 惣代 文三郎</p> | <p>一、六畝二十九歩
 貢米七升</p> | <p>一、九畝七歩
 高五斗〇六合
 下井戸竈
 惣代
 与左衛門</p> | <p>一、九畝七歩
 高五斗〇六合
 下井戸竈
 惣代
 与左衛門</p> |
|--|---------------------------------|--|---------------------------------|--|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|---|

大竈 老左衛門
一四畝二十步
貢米三升七合

坂新竈 惣代
一五畝二十步
貢米三升七合

坂竈 惣代
一三畝二十步
貢米三升七合

中右衛門
一五畝二十步
貢米三升七合

佐中衛門 惣代
一四畝二十步
貢米三升七合

德新竈 惣代
一五畝二十步
貢米三升七合

福新竈 惣代
一六畝二十步
貢米三升七合

屋敷畑唱

惣代

大竈分 森新竈 庄蔵

一式畝二步

貢米二升二合

坂新竈

惣代 勇助

傳中竈

惣代 源左衛門

德新竈 惣代

利助

一四畝二十步

貢米 四升七合

中新竈

一五畝拾二步

貢米六升

惣代

一六畝七步

高老斗八升

出来七升八合

惣代 七反二畝 廿九分

惣代 卯兵衛

久左衛門

二 土取場所
字字荒子

一 惣坪五町四反八畝十分
内七取場

五十一字出口
惣坪五町四反八畝十分
内七取場

一 善
字字棚井戸

一 惣坪二町四反八畝十分
内七取場

酉二月書上之写

惣坪五町

一 惣坪五町四反八畝十分
内七取場

以譯

惣坪五町

二 惣坪五町四反八畝十分
内七取場

惣坪五町

三 惣坪五町四反八畝十分
内七取場

酉七月書上之写 買土地方共

一 惣計四拾九万八千貫目

以譯

惣計四拾九万八千貫目

惣計四拾九万八千貫目

惣計四拾九万八千貫目

惣計四拾九万八千貫目

土取場所

二 五十八字荒子

一 惣坪五町五反四畝十分

内 土取場

一 平田

六十字棚井戸

一 惣坪二町四反八畝十分

内 土取場

酉二月書上之写

惣売高

一 惣計四拾九万八千貫目

此譯

鉄砲籠ノ売高

一 二千二百九十二兩五十錢

真籠ノ売高

一 二千四百六十一兩也

酉七月書上之写 買土地方出共

一、惣計四拾九万八千貫目

此譯

内二十五万八千貫目

但シ十貫目 地方ノ土

旧六分

内二十四万六千貫目

但シ十貫目

他村ノ買入れ

旧壹兩

五十一字出口
一 惣坪五町四反三畝七分
内 土取場

備邊開坑願

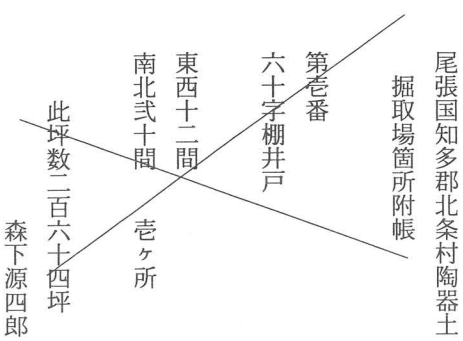
下書

愛知縣農尾張國知多郡北条村
渡邊与左衛門

借区開坑願

下書

愛知縣農尾張國知多郡北条村
渡邊与左衛門



尾張國知多郡北条村陶器土
掘取場箇所附帳
第老番
六十字棚井戸
東西十二間
南北式十間
此坪数二百六十四坪
森下源四郎

借区開坑願

天正八年十二月

私シ持地

私儀 従来 陶器職業ニ付当村 五十一字

出口ニ於テ土掘取營業罷在候間今度

坑法被

仰出候付別紙図面之場所ニ於テ更ニ

借区開坑被差許度此段奉願候也

以上

愛知縣農 尾張國知多郡北条村

尾張國知多郡北条村陶器職

渡邊与左衛門

借区開坑願
松發 従来 陶器職業ニ付当村 五十一字
出口ニ於テ土掘取營業罷在候間今度
坑法被
仰出候付別紙図面之場所ニ於テ更ニ
借区開坑被差許度此段奉願候也
愛知縣農尾張國知多郡北条村
渡邊与左衛門

借區開坑願

松義 従来 陶器職業ニ付当村 六十字
堀井戸於テ土掘取營業罷在候間今度
坑法被
借區開坑 此先仰 度此候申願也
天正八年二月 私シ持地
尾張國知多郡北条村陶器職
森下源四郎

借區開坑願

松義 従来 陶器職業ニ付当村 五十八字
荒子ニ於テ土掘取營業罷在候間今度
坑法被
借區開坑 此先仰 度此候申願也
天正八年二月 私シ持地
尾張國知多郡北条村陶器職
森下源四郎

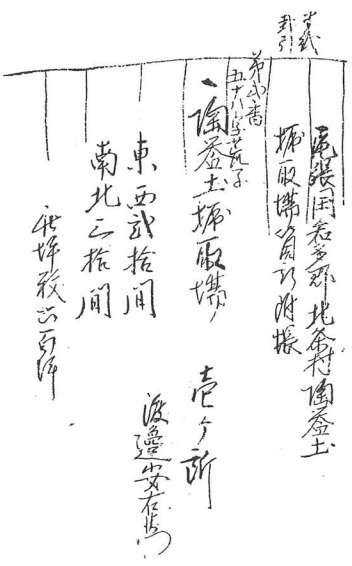
借區開坑願

天正八年二月 私シ持地
私儀 従来 陶器職業ニ付当村 六十字
堀井戸於テ土掘取營業罷在候間今度
坑法被
仰出候付別紙図面之場所ニ於テ更ニ
借區開坑被差許度此段奉願候也

借區開坑願

天正八年二月 私シ持地
私義 従来 陶器職業ニ付当村 五十八字
荒子ニ於テ土掘取營業罷在候間今度
坑法被
仰出候付別紙図面之場所ニ於テ更ニ
借區開坑被差許度此段奉願候也
愛知縣農 尾張國知多郡北条村
尾張國知多郡北条村陶器職
渡辺安右衛門
副戸長介
二月十四日
森下定助
平野七兵衛
右之通相違無之候也

半紙 卦引



第三番 五十八字荒子

一、陶器土掘取場 壺ヶ所
渡辺安右衛門
東西式拾間
南北三拾間
此坪數六百坪

尾張国知多郡北条村陶器
土堀取場箇所附帳
平野七兵衛
一、陶器土堀取場
東西拾貳間
南北貳拾間
北坪致百口拾坪
土堀取場箇所附帳
森下源四郎

尾張国知多郡北条村陶器
土堀取場箇所附帳
平野七兵衛
一、陶器土堀取場
東西拾間
南北拾八間
北坪致百八十坪
土堀取場箇所附帳
森下源四郎
二月十四日
副戸長介
森下定助
平野七兵衛
右之通相違無之候也

尾張国知多郡北条村陶器
土堀取場箇所附帳

尾張国知多郡北条村陶器
土堀取場箇所附帳

第壹番

第三番

六十字棚井戸

五十一字出口

一、陶器土堀取場

一、陶器土堀取場

老ヶ所

老ヶ所

森下源四郎

渡辺与左衛門

東西拾貳間

東西拾間

南北貳拾間

南北拾八間

此坪数二百四拾坪

此坪数百八十坪

右之通相違無之候也

下井戸間竈 渡辺与左衛門
一、瓶壳高一〇五円 拾式焼

一、小細工物 三十五円

老竈二付

二口ノ四百廿四

堂場間竈 松下孫右衛門

龍雲寺 八十圓

小細工物 廿五圓

瓶壳高八十圓

十七燒

松下助左衛門

龍雲寺 百〇五圓

少細工 三十九圓

二口ノ四百廿四
二口ノ千六百八十圓

堂場間竈 松下孫右衛門

一、瓶壳高八十圓 十七燒

ノ千三百六十圓

一、小細工物 廿五圓 老竈二付

ノ四百廿五圓

二口ノ千七百八十五圓

惣ヶ竈 松下助左衛門

一、瓶壳高百〇五圓 十一燒

一、小細工物 三十五圓 老竈二付

ノ千五百四十圓

龍雲寺 百拾五圓

ノ千〇三拾五圓

小細工物 百拾五圓

ノ千百七十四圓

古竈

二口ノ千五百四十圓

一、瓶壳高百拾五圓

ノ千〇三拾五圓

一、小細工物百三拾五圓

二口ノ千百七十圓

龍田文三郎

九ツ燒

ノ千二百四十七圓

惣ヶ九千四百二十二圓

書上

各竈 四百九拾四圓

十ツ燒 五百五拾圓

十ツ 五百四拾圓

九ツ 四百四十一圓

八ツ 四百九拾圓

七ツ 三百六拾八圓

ノ千三百四十七圓

ノ千六百八十四圓

惣ヶ九千四百二十二圓

九ツ燒 四百九拾四圓

十ツ燒 五百五拾圓

十ツ 五百四拾圓

九ツ 四百四十一圓

十ツ 四百九拾圓

八ツ 三百六拾八圓

七ツ 三百六十四圓

ノ千二百四十七圓

惣ヶ九千四百二十二圓

書上

安右衛門

源四良

庄六八

卯兵衛

房助

善吉

久左衛門

書上

棚井戸 240坪	開業年月：天正8年2月	借区人：愛知県管轄尾張国知多郡北条	
		農 森下源四郎	
明治7年	1月から3月まで3ヶ月分清算	4から6月まで3ヶ月分清算	合計
越高（貫目）	1000	3000	4000
掘出高（貫目）	62000	61000	123000
売高（貫目）	60000	61200	121200
代価（円）	100	102	202
残高（貫目）	3000	2800	5800
行業日数（日）	516	508	1024
工数（工）	516	508	1024
入費（円）	51.6	50.8	102.4

荒子 600坪	開業年月：天正8年2月	借区人：愛知県管轄尾張国知多郡北条村	
		農 渡辺安右衛門	
明治7年	1月から3月まで4ヶ月分清算	4から6月まで4ヶ月分清算	合計
越高（貫目）	5000	8000	13000
掘出高（貫目）	103000	100000	203000
売高（貫目）	100000	100000	200000
代価（円）	166.6	166.6	333.2
残高（貫目）	8000	8000	16000
行業日数（日）	1083	833	1916
工数（工）	1083	833	1916
入費（円）	108.3	83.3	191.6

出口 180坪	開業年月：天正8年2月	借区人：愛知県管轄尾張国知多郡北条村	
		農 渡辺与左衛門	
明治7年	1月から3月まで4ヶ月分清算	4から6月まで4ヶ月分清算	合計
越高（貫目）	1100	2903	4003
掘出高（貫目）	28000	27000	55000
売高（貫目）	26197	26100	52297
代価（円）	43.66	43	86.66
残高（貫目）	2903	3803	6706
行業日数（日）	233	220	453
工数（工）	233	220	453
入費（円）	23.3	22	45.3

真竈年内ハッ焼

七月、一覽、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 四箇合、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 以代、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 以代、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 大竈 七箇合、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 七月、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 以代、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 以代、一萬六千六百八十貫、二百五十九貫、
 一日、百二十貫、ハッ焼

真竈年内ハッ焼

三ヶ月ニ一竈分土一萬六千六百四十貫、一円二六六貫、

四竈合テ六万六千五百六十貫

此代価百十円九十二銭円

此工数五百五十八工入費五十五円

大竈七箇合一月ニ三万九千八百七十九貫

三ヶ月十一万九千六百三十七貫

此一円ニ付六百貫

代百九十九円三十九銭

一日二百二十めつつ堀出候

御届

第七大区八小区多屋村

一、常滑瓶相用届生土四十貫目才

一、生土四貫目才八百廿数

貫ノ三千式百八十貫目

此代価五拾銭 但シ千貫目ニ付十五銭式リ四モ

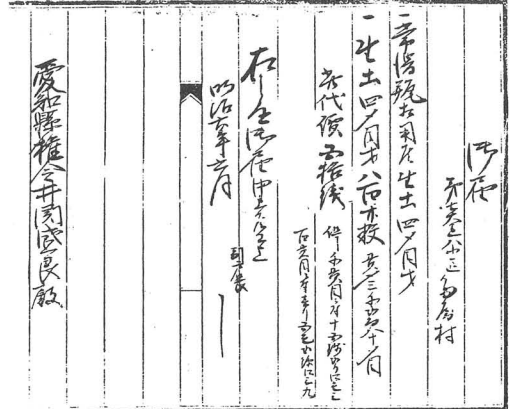
百貫目ニ付壹リ五モ式徐四三九

右之通御届申上候以上

副戸長

明治六年六月

愛知縣權令 井関盛良殿



借區開坑願

私儀明治六年五月陶器職業二付当村
久田榮藏所持地字唐崎田於テ土掘取
營業罷在候處今度坑法被
仰出候付別紙圖面之場所於テ
更借區開坑被差許度此後
奉願候以上

愛知縣下
尾張國知多郡西阿野村陶器職
久田利左衛門
明治七年二月十五日

借區開坑願

私儀明治六年五月陶器職業二付当村
久田榮藏所持地字唐崎田於テ土掘取
營業罷在候處今度坑法被
仰出候付別紙圖面之場所ニ於テ
更二借區開坑被差許度此從此段
奉願候以上

愛知縣下
尾張國知多郡西阿野村陶器職
久田利左衛門
明治七年二月十五日

右之通相違無也

副署人
盛田 嘉右郎
盛田 嘉右郎

右之通相違無也

副署人
盛田 嘉右郎
盛田 嘉右郎



書面願之趣聞届
證券下渡候事

明治七年十月廿七日

工部卿伊藤博文

前書願出之通御聞届相成度候也
明治七年六月廿日

愛知縣令 鷲尾隆聚

書面願之趣聞届
證券下渡候事

明治七年十月廿七日

工部卿 伊藤博文

借區開坑願

愛知縣知多郡西阿野村住

尾張國知多郡西阿野村字桐畑百四拾八番

民有地

一、四百壹坪

右陶器土礦

右之場所ニ於テ陶土含有致居候ニ付借區開坑致度附テハ地元工乃示談候処差問無之候間御許可相成度依テ図面相添此段奉願上候也

明治廿二年一月

願人 岩田角太郎

同 久田文次郎

同字稼人 久田安藏

借區開坑願

愛知縣知多郡西阿野村住

平民 岩田角太郎

尾張國知多郡西阿野村字桐畑百四拾八番

百五拾番

同 久田文次郎

民有地

一、四百壹坪

右陶器土礦

右之場所ニ於テ陶土含有致居候ニ付借區開坑致度附テハ地元工乃示談候処差問無之候間御許可相成度依テ図面相添此段奉願上候也

明治廿二年一月

願人 岩田角太郎

同 久田文次郎

同字稼人 久田安藏

愛知縣知多郡西阿野村字桐畑

陶器土借區願地尺度本形壹間ヲ測圖

同 久田文次郎

同字稼人 久田安藏

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

同 久田文次郎

同 岩田角太郎

平成12年 3月31日発行

常滑市民俗資料館

研究紀要Ⅸ

編集 常滑市民俗資料館
発行 常滑市教育委員会
印刷 株式会社 好文

常滑市民俗資料館

研究紀要 IX

二〇〇〇

常滑市教育委員会